

(仮称) 平木阿波ウィンドファーム事業及び
(仮称) 平木阿波第二ウィンドファーム事業に係る

環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和4年10月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧の場所	1
(4) 縦覧期間	2
2. 準備書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	3
第2章. 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	3

<別紙>

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して45日間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和4年5月10日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和4年5月10日（火）付けの日刊新聞紙5紙に公告を行った（別紙1）。

- ・朝日新聞（三重県版 ※伊賀含む）
- ・毎日新聞（三重県版 ※伊賀含む）
- ・読売新聞（三重県版 ※伊賀含む）
- ・中日新聞（中勢・伊賀含む／東紀州除く）
- ・伊勢新聞

② インターネットによるお知らせ

令和4年5月10日（火）から、事業者のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・株式会社グリーンパワーインベストメント ホームページ

<http://greenpower.co.jp/>

また、三重県のウェブサイトにおいても、情報が掲載された（別紙2）。

(3) 縦覧の場所

① 関係自治体庁舎

関係自治体庁舎6箇所縦覧を行った。

- ・津市役所 環境部環境保全課
- ・津市役所 美里総合支所
- ・津市役所 芸濃総合支所
- ・津市役所 安濃総合支所
- ・伊賀市役所 本庁舎
- ・伊賀市役所 大山田支所

② インターネットの利用による公表

株式会社グリーンパワーインベストメント ホームページ

<http://greenpower.co.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和4年5月10日（火）から令和4年6月23日（木）
自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。
インターネットの利用による縦覧は、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

2. 準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の2の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数を以下に示す。

- ① 津市美里文化センター（三重県津市美里町三郷 51-3）
日時：令和4年5月18日（水） 午後7時00分から午後9時00分
来場者数：46人
- ② 津市鋤杖湖水荘（三重県津市芸濃町河内 679 番地）
日時：令和4年5月19日（木） 午後1時30分から午後3時20分
来場者数：22人
- ③ 伊賀市大山田東体育館（三重県伊賀市猿野 1316）
日時：令和4年5月20日（木） 午後7時から午後8時40分
来場者数：18人
- ④ 安濃中央総合公園内体育館サブアリーナ（三重県津市安濃町田端上野 828 番地）
日時：令和4年6月6日（月） 午後6時30分から午後9時15分
来場者数：63人

3. 準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和4年5月10日（火）から令和4年6月23日（木）まで
なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

意見書は、以下の方法により受け付けた（別紙3）。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・株式会社グリーンパワーインベストメントへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書総数は 51 通、意見総数は 311 件であった。

第 2 章. 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づく、準備書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

表 2-1(1) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
1-1	<p>・設置する発電施設の規模から相当な重量が埋め込まれる事による土砂災害の懸念は確実にありその結果として各種生物が生息・活用している樹木・地表・地中に与える影響は極めて大きいと判断せざるを得ず、さらには土砂流出も免れないと考えられ陸水域のみならず河口域に広がる海藻・海草帯への深刻な影響を加味されていない事、また専門家として扱われている方が本当に専門としている分野及び学位等が明示されておらずヒアリング内容自体が信用に値しない。</p> <p>そして何故稼働させる予定の設備の図において各部重量が記載されていないのか？</p> <p>グリーンパワー社がこれまでに関与してきた他の事例及び設備スペックを考慮すると恐らくはゼネラルエレクトリック社製、それも 3MW-117 かそれと同等の機種と推測が出来るがそれらの全備重量はしっかりと製造会社で確認出来ており、この記載がないことは意図的な隠ぺいではないかと疑念を抱かざるを得ない。少なくとも基礎を含め数千トンに及ぶ物体が埋め込まれる事による影響が軽微なものであるという希望的観測に基づいたアセス判断は一切信用できない。</p>	<p>本環境影響評価手続きにおける影響要因及び環境要素は、「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和 2 年 経済産業省) に示されている参考項目を基本に、本事業の内容や地域特性を勘案したうえで選定したものであり、これまでの配慮書や方法書の手続きの審査において指摘された事項も加味したものと なっています。また、聞き取りを行った各専門家については、準備書には氏名や所属等の詳細は記載していませんが、県や経産省にはご報告させていただいています。</p> <p>風車は 4200kW のものを想定しており、風車本体の重量は 600～700t 程度となります。基礎については、今後、各風車設置位置でのボーリング調査を行い、建築基準法並びに電気事業法で求められる設計基準に準拠して詳細に構造設計を行います。なお、その設計については、第三者機関による評価を実施し、国の審査を受けることとなります。</p> <p>土砂災害に対しては、林地開発許可基準等に基づき、盛土の転圧や締固め、暗渠排水等の排水設備、沈砂池や土砂流出防止柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との許認可協議を行いながら安全な事業計画を策定してまいります。</p>
1-2	<p>実際に少し経ヶ峰付近や青山高原等を歩くだけでニホンリスは至る所に生息しており、ヤマネの生息も確認している。調査の手法としてヒアリングを行ったとしているがヒアリングのみで調査したとするのであれば杜撰としか言い様がなくその評価はあらゆる意味でこの計画の計画性や持続可能性の欠如を表しており到底看過できるものではなく容認することはできない。また、アサギマダラなど地域の文化に根付いた種も多数生息していることは地域住民にとって精神的なトータルとしての役割を担っており開発予定となっている地域の環境・生物多様性保全への重要度・貢献度は相応に高いと考えられる。</p> <p>これらを踏まえこの計画はこの地域全体を非常に軽視しており、文化や数世代先まで及ぶ住民並びに周辺を訪れる人々への配慮を感じられず軽率であると感じる。</p> <p>計画の中断を主に慎重かつ理性的な判断を求める。</p>	<p>調査の手法については、既存文献などの資料調査、専門家への聞き取り調査を実施したうえで、重要な種の生息・生育を把握するために適切な調査手法、調査時期、調査地点等を選定し、専門家への再度の聞き取りを行い、経済産業省及び三重県での審査を経て、現地調査についても実施しております。</p> <p>その結果、重要な種を含む多様な動植物の生息が確認されたこと、地域の住民様等から寄せられた様々なご意見等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行いました。今後についても、引き続き可能な限り環境影響を低減するように検討してまいります。</p>
2-1	<p>170mm の大きな風車騒音の想定や希少種の動植物は一体どうなるのでしょうか</p> <p>日本は四季のある美しい国です。</p> <p>自然を破壊してまで 風車は本当に必要なことでしょうか</p> <p>人間がもうすこし欲を慎んで共存していく生き方をしないと地球 日本 大地や空は悲しみます。</p> <p>反対します。(風車)</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価手続きで頂いたご意見や現地調査結果等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行い、見直し後の計画において、想定している機器の諸元や改変を受ける範囲等を踏まえて予測・評価を行っております。</p> <p>引き続き、生活環境や自然環境に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大に資する事業となるよう検討してまいります。</p>
3-1	<p>経ヶ峰風車の環境影響評価準備書住民説明会について、FaceBook の知人の投稿を通じて知りまし</p>	<p>住民説明会の周知につきましては、配布エリアに津市及び伊賀市全域を含む新聞 5 紙での公告の</p>

表 2-1(2) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>た。</p> <p>私は大阪府民ですが、津市は友人達の住む大切な土地で私にとっても訪れる度、自然のすばらしさを感じるふるさとのように思う町です。</p> <p>この度の説明会において、住民の方からの質問に対し、誠意のある答えは無かったと聞いています。</p> <p>○住民説明会の周知が不十分である。 ←この時点で言語道断です</p> <p>○知事意見にもあった、「なぜここに建てる必要があるのか？」への十分な説明がない。←大丈夫ですか？</p> <p>○調査の仕方が通り一遍で、そこに自然を守ろうという姿勢が無い。騒音の想定、希少種の動植物の実勢調査がまるでなされていない。 ←マジですか？</p> <p>○事業者のお金儲けのために、自分の生活する地域の自然を壊される身になってもらいたい。←当然です!!</p> <p>これらの意見は人間なら誰でも共感できる内容で、重要なことばかりです。なのに住民の方々が納得する答えが無かったというのはどういうことでしょうか。</p> <p>私は国会中継を聞くのが趣味ですが与党の方々が質問にまともに答えず日本語を破壊していく様子にいつもうんざりしています。</p> <p>風車問題についても似たような現象、対話とも呼べないような形だけの質問タイムがくり広げられたことと容易に想像できます。</p> <p>日本の環境影響評価法は外国と比べて穴だらけなんです。そこに乗っかって法的には責められない方法を取っているのですが、この問題は津市の方々が不幸になるだけではなく、日本全国につながる問題であり、事業者の方の子供、孫、その又孫にまで関わる問題です。それが分からないなら想像力が無すぎです。自然に大きく関わる事業者として、今が良ければOK、という怠慢を手放し、地元の住民の方々と対話からやり直して下さい。</p> <p>自然エネルギーに名を借りた環境破壊は大反対です。</p>	<p>他、事業実施区域に近接する地区への回覧、縦覧場所での案内の掲示、弊社ホームページでの案内等を実施いたしました。</p> <p>調査の手法については、既存文献等の資料調査、専門家への聞き取り調査を実施したうえで、重要な種の生息・生育を把握するために適切な調査手法、調査時期、調査地点等を選定し、専門家への再度の聞き取りを行い、経済産業省及び三重県での審査を経て、現地調査についても実施しております。</p> <p>風力発電所の必要性については、中長期的に考えてこそ、純国産エネルギーであり、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの導入拡大が必要と考えております。本事業では、現地調査結果やこれまでの環境影響評価で頂いたご意見等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行いました。引き続き、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
4-1	<p>意見 1:</p> <p>GPI は、風力発電所に関して定められた法律を軽視したことを経済産業大臣にお詫びする必要がある。所有権を軽視して地権者に無断で測量に入ってしまったことを土地の所有者にお詫びする必要がある。方法書で迷惑をかけたことを三重県知事と審議の為に集まってくれた専門家にお詫びする必要がある。地域の説明会で、経ヶ峰に対する思いを教えてくれた住民に感謝する必要がある。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価手続きで頂いたご意見や現地調査結果等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行い、自然環境や景観等への影響に配慮いたしました。引き続き、環境影響に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大に資する事業となるよう検討してまいります。</p>

表 2-1(3) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>そして、 “法律を軽視したために、沢山の方に迷惑をかけてしまったことを反省します。さらに、地域の方々の熱い思いを理解できましたので、今回の計画を白紙撤回します。” との結論を下すのが賢明な判断だと思う。これに関してのGPIの見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-2	<p>意見 2: GPI は方法書の段階において、法の趣旨を踏みにじる行為をしたと考える。GPI は、適切な内容の方法書を三重県に提出したと考えているのかどうか、考えを明確に述べて下さい。</p>	<p>環境影響評価方法書においては、現地調査の方法、時期、地点や予測・評価の手法等を具体的にお示しし、それに対してご意見を頂きました。頂いたご意見を踏まえて、調査方法の見直しや事業計画の見直しを実施しております。</p>
4-3	<p>意見 3: 法的な手続きでの各段階を適切に行うとの観点から、建設に向けた手続きにおける、方法書の段階を適正に経過したと考えられない。私には、方法書の段階が、GPI によって無視されてしまったと思えるが、GPI はどのように考えているのか、明確に述べてください。</p>	
4-4	<p>意見 4: 一つ一つの段階を、手を抜かないで着実に進めなければならない。また想定外の災害も起きる。これらを防ぐためにも法の趣旨に沿った行動を、自治体、企業が責任をもって実行しなくてはならないと考える。GPI は、法の趣旨をどのように理解しているのか、明確に示してください。</p>	<p>環境影響評価制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事前に影響の程度を把握するとともに、地域住民様からのご意見等もつかう、それらを事業に反映させることで、より環境に配慮した事業として進めていくことを目的としたものと認識しております。本事業においても、これまでの環境影響評価手続きで頂いたご意見や現地調査結果等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行いました。引き続き、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
4-5	<p>意見 5: GPI は、専門家が検討することができない、空疎な方法書を三重県に提出した理由も明確に述べるべきだと考える。GPI の考えをはっきりと示してください。</p>	<p>環境影響評価方法書においては、現地調査の方法、時期、地点や予測・評価の手法等を具体的にお示しし、それに対してご意見を頂きました。頂いたご意見を踏まえて、調査方法の見直しや事業計画の見直しを実施しております。</p>
4-6	<p>意見 6: 私は、GPI が法律の趣旨に沿った適正な手続きを踏んでいないと考えている。もし、経済産業省が紺計画を許可するならば、日本の環境行政に対する大きな不信感が生み出されると考える。 GPI は、今回の行為が、法律の趣旨を踏みにじり、日本の環境行政に対する不信感を生み出す原因になるとは考えないのだろうか？GPI の考えを示してください。</p>	<p>環境影響評価方法書においては、現地調査の方法、時期、地点や予測・評価の手法等を具体的にお示しし、それに対してご意見を頂きました。頂いたご意見を踏まえて、調査方法の見直しや事業計画の見直しを実施しております。</p>
4-7	<p>意見 7: 私は、今回の GPI の計画及びその進め方は、国、地方自治体、地元住民に迷惑をかけただけでなく、民主的な法治国家としての日本の顔に泥を塗るようなものだと考えます。即刻、関係各所に謝罪し、この計画を撤回すべきだと考えます。GPI の考えを述べてください。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価手続きで頂いたご意見や現地調査結果等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行い、自然環境や景観等への影響に配慮いたしました。引き続き、環境影響に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大に資する事業となるよう検討してまいります。</p>
4-8	<p>意見 8: GPI は、私的所有権を無視した理由を明確に書いて下さい。日本の法律を破壊するような行動だとの自覚があるのか無いのかを明記して下さい。</p>	<p>把握している地権者様及び対象事業実施区域を含む地区には調査する旨をお伝えした上で、調査を実施しております。</p>

表 2-1(4) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>法務局へ行って調査したのですか？それとも、法務局へは行かなかったのですか？</p> <p>法務局で調査したとすれば、私的所有権についての知識があると判断できるが、地権者に無断で立ち入ることは、私的所有権を否定する行為です。日本の法律を尊重する気持ちは無いのですか？この間の具体的な行動に踏まえて、具体例を踏まえて記述して下さい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-9	<p>意見 9:</p> <p>地域住民の私的所有権を無視する行為は、住民蔑視ともとれる。</p> <p>説明会を開くが、質問にはまともに答えてくれないと、別の友人が言っていた。</p> <p>企業にも個性がってしかるべきですが、GPI のこのような個性は、日本で企業活動を展開するには向いていない個性だと考えます。GPI はどのように考えますか？見解を述べて下さい。</p>	<p>環境影響評価手続きにおける説明会以外にも、直近の地域への個別の説明等も実施しております。2021 年から地元 に事務所を構えて業務をしておりますので、引き続き地域の皆様のご意見を頂戴しながら事業を進めてまいります。</p>
4-10	<p>意見 10:</p> <p>説明対象になっている住民からの質問が事前に寄せられていたら、すべての事項に文書で答える必要があると考えます。</p> <p>口頭では、聞き逃したり、その場での用語の理解が難しかったりすることが考えられます。</p> <p>例えば音圧レベルが 50dB と言っても、特性は A 特性なのか、C 特性なのか、G 特性なのか、あるいはオクターブ解析と言ったときに、1/1 オクターブ解析なのか、1/3 オクターブ解析なのか、1/N オクターブ解析なのか、示された数値は正しいのか？</p> <p>あるいは、ISO 関連の文書からの数値にしても、いつ改定された数値なのか、書かれている英語の日本語訳は正しいのか</p> <p>ISO での聴覚閾値と、環境省の参照値の数値の大小関係の説明は正しいのか、</p> <p>などなど、確認するのは大変です。手元に資料が無いと出来ないし、大量の資料を確認しながら、説明を聞くことは不可能です。</p> <p>したがって、説明会前に、説明対象となる住民から出された質問状に関しては、文書での回答を会場で配布して、それを基に説明をすべきだと思います。GPI はどのように考えますか？</p>	<p>今回、準備書に対するご意見として様々なご意見を頂いており、本資料にて弊社の考え方を回答させていただいております。</p>
4-11	<p>意見 11:</p> <p>準備書の内容を、住民に正しく理解してもらうために説明会をするのなら、録音を奨励して、知り合いへ音声データを再配布してくれるようお願いし、準備書の内容についての正しい説明が日本中、世界中に広まるようにすべきだと思います。</p> <p>法律にあるから仕方なく説明会を開き、難しい言葉で住民をごまかすための準備書説明会ならば、録音禁止にすることも理解できます。</p> <p>また、プライバシーを考慮するならば、録音データの拡散は、プライバシーが守られるように、的確な編集（場合によっては文字にする。）をしてから拡散して下さい。とお願いすれば良いと思います。</p>	<p>参加いただいた地域の方に気兼ねなくご質問いただけるように配慮し、事業者及び参加者の発言内容が断片的に取り扱われることを避けるため、そのような対応とさせて頂きました。</p>

表 2-1(5) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>GPI が準備書の説明会をする目的を明確に述べてください。録音禁止とする理由を明確に述べてください。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-12	<p>意見 12: GPI の準備書や方法書などは、DVD での提出も併用して、より多くの方が入手しやすくして、自分たちの考え方がより多くの人に伝わるような努力をすべきです。DVD での提出をしなかった理由を明記して下さい。</p>	<p>環境影響評価法に基づいて、縦覧や電子縦覧等の手続きを行っております。なお縦覧の際は、環境影響評価準備書のほかに、準備書の内容を要約した「要約書」も縦覧いたしました。</p>
4-13	<p>意見 13: GPI が準備書の内容の正しさに自信があるなら、HP から直接ダウンロードできるようにすべきである。 GPI の正しい主張が、ダウンロードによって、日本中に、世界中に広まるならならば、GPI の宣伝としては効果抜群です。内容が恥ずかしいものならば、隠したいのも理解できます。</p>	<p>環境影響評価法に基づいて、縦覧や電子縦覧等の手続きを行っております。また、印刷やダウンロードができないことについては、資料の無断転載や加工編集等の著作権侵害やセキュリティーの観点において、そのような措置を取らせて頂いております。</p>
4-14	<p>意見 14: これほど貢献している三重県です。青山高原の近隣では、風車騒音が原因で不眠に悩む人も多です。 こんな中で、GPI が経ヶ峰の近くに風車を建設しようとする必然性が見当たりません。たくさん風車が立つ中で、わずかに残された静寂の地、心の拠り所である経ヶ峰を市民から奪う事は無いと思えます。 市民の安らぎを根こそぎ奪うような計画だとの自覚はありますか？その自覚が、有るのか無いのかを明確に述べて下さい。</p>	<p>本事業では経ヶ峰からの景観及び経ヶ峰を望む景観への影響等に配慮し、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域の縮小や風力発電機設置基数の削減を行いました。 引き続き、周辺環境への影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
4-15	<p>意見 15: 最適の風速を設定して、いろいろな影響を計算しても、それは予測ではありません。単なる願望です。予測と願望は、全く異なる概念です。 私には、GPI の予測は、“最適な風速の風が吹いてくれたらうれしいな。”という単なる願望を書いたものであり、予測とは認められません。GPI は予測と願望の意味を述べて、GPI の提出した数値がなぜ予測と言えるのかを証明して下さい。</p>	<p>騒音予測は、ISO・9613-2 を用いて予測を行ったものです。また、予測に当たっては、騒音影響が大きくなると考えられる定格風速時(12m/s)の風力発電機の騒音データを用いて実施しております。なお、本準備書では、カットイン風速である3m/sから、4m/s、6m/s、8m/s、10m/sにおける予測も実施し、準備書 p. 810、811 に記載しております。</p>
4-16	<p>意見 16: GPI はいつも楽観的な予測をする。その一つが、この最も都合の良い風が吹くとの前提での、騒音予測である。 GPI は、4200kw/h の風車への風の影響を測るには、50m の風況観測塔では不十分であり、少なくともハブの高さ 112m の 2/3 で、75m の風況観測塔が必要だとの認識が無いように見える。 GPI が予定している風車の場合に、適正なデータを得るのに必要な風況観測塔の高さを明記して下さい。 さらに、ハブの高さが、112m なのだから、さらに、レーザー光線やドップラーライダーを使って、200m での風況観測をすることも必要である。 GPI は、風車の大きさに合わせた風況観測が必</p>	<p>残留騒音の測定は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月 環境省)に基づき実施しました。測定に当たっては、エアコン等の影響が及ばない地点で、セミ等の昆虫やカエル等の鳴き声の影響がない時期を対象として 4 日間の調査を実施しました。また、残留騒音の算定に当たっては、同マニュアルに記載された「高さが異なる 2 点での風速の測定値から推定する方法」に基づき、環境影響評価実施時点で設置した風況ポールの観測値である高さ 45m、57.5m 地点の風速データよりハブ高さ 112m の風速を推定し算定しました。 なお、騒音の予測に当たっては、定格風速時(12m/s)の風力発電機の騒音データを用いて実施しております。</p>

表 2-1(6) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>要ないと考えているのか、必要だと考えているのかを明記して下さい。</p> <p>GPI は、4200kw/h の風車です。75m での風速、風向についてのデータなしに、騒音予測をすることが可能だと考える理由を明記して下さい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-17	<p>意見 17:</p> <p>GPI の書いた準備書は、環境アセスメントの観点（自ら調査、予測、評価を行い）から評価するならば、適切な調査が行われていないので、準備書としての条件を満たしていないと考える。</p> <p>GPI は今回公表した準備書を全て撤回して、環境アセスメントで要求される条件を満たす文書を作成してから、準備書を再提出すべきです。</p> <p>騒音被害の予測を書くなら、騒音の原因となる風車の回転状況を、適切な高さ背の風況観測のデータを添えて詳細に予測しなくてはなりません。季節的な変化も重視すべきです。</p> <p>750m の観測塔を建てて下さい。レーザー光線や超音波で風況を測る装置も設置して、少なくとも 1 年間の観測データを添えてから準備書を再提出して下さい。</p>	<p>本事業は配慮書、方法書段階から、経済産業省及び三重県の審議を受けるとともに、地域住民の皆様からの様々なご意見も頂戴してまいりました。これらの審議結果、ご意見を踏まえ、現地調査及び予測・評価を行い、今回準備書としてとりまとめたものです。引き続き、環境影響評価の手続きを通して、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p> <p>なお、騒音予測については、ISO・9613-2 を用いて予測を行ったものであり、方法書段階で予測手法について経済産業省及び三重県の審議を経たものとなっております。</p>
4-18	<p>意見 18:</p> <p>よく考えると、風力発電に携わる企業として、これほど不名誉なことは無い。</p> <p>準備書の再提出と言う話は、聞いたことが無い。</p> <p>意見 1: をよく見て下さい。これが、GPI に選ぶことが可能な道であり、それ以外には道は無いと思います</p>	
4-19	<p>意見 19:</p> <p>GPI が掲載した、風力発電機の音響パワーレベル及び周波数特性の表は、風車から出る超低周波音の特性、建設予定風車の規模から考えるときに、最も重要な 1Hz 以下の部分を隠蔽している資料です。少なくとも、ISO7196 に書かれている、0.25Hz からのものに差し替えて、準備書を再提出して下さい。この表の数値では、被害の予測は出来ません。</p> <p>GPI は予測に必要なデータを示すべきです。その数値無しに、予測したと言われても、GPI は予測と願望の区別がついていないことを、自ら証明しているだけです。</p>	<p>風力発電機稼働時の予測は、風力発電機メーカーから示された 1Hz 以上の測定値に基づき実施しています。また、現地調査における低周波音の測定は「低周波音の測定に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月 環境庁大気保全局）に基づき、測定は 1Hz 以上を対象として実施しております。したがって、現在の 1Hz 以上を対象とした予測結果は、現時点の風力発電事業に係る環境影響評価の予測結果として妥当と考えています。</p>
4-20	<p>意見 20:</p> <p>風速 5m/s の時の、音響パワー、風速 12m/s の時の音響パワー、風速 18m/s の時の音響パワーを示して下さい。</p> <p>さらに、ハブの高度での風速が、5m/s、12m/s、18m/s となる日数と、風向の統計データと共に示して下さい。これが無いと、風車の音が季節によってどの地域にどの程度の影響を及ぼすかの予測が出来ません。（75m の風況観測塔とレーザー光線による測定と超音波による測定を組み合わせれば可能）</p> <p>予測ができれば、騒音のひどい季節は、10km くらい離れて場所に部屋を借りて、夜はそこで眠るような準備ができます。</p>	<p>騒音予測は、ISO・9613-2 を用いて予測を行ったものです。また、予測に当たっては、騒音影響が大きくなると考えられる定格風速時（12m/s）の風力発電機の騒音データを用いて実施しております。予測・評価結果については、今後、経済産業省や三重県の委員会において確認いただくこととなります。</p> <p>なお、3m/s から 20m/s の騒音パワーレベルは、準備書の p. 33 に示に以下のように示しており、風速 5m/s、12m/s、18m/s の時のパワーレベル（A 特性）はそれぞれ、94dB、106dB、106dB です。</p>

表 2-1(7) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>部屋を借りる期間が予測できれば、GPI に支払っていただく部屋代の計算が出来ます。GPI は因果関係が証明されるまでは、部屋代は支払わない。なんていうケチなことは言わないで払うべきです。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-21	<p>意見 21: GPI が適切な風況の調査をする気があるならば、調査に使うべき機材、測定方法、解析ソフト、解析技術、について述べ、いつどのように実施するかも述べて下さい。</p>	<p>環境影響評価実施時点で設置した風況ポールは 60m であり、残留騒音の算定に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月、環境省) の間接測定法に基づき、45m 及び 57.5m 地点の風速データよりハブ高さ 112m の風速を推定する手法を用いました。</p>
4-22	<p>意見 22: GPI の好きな言葉、“事業者が実行可能な範囲で”です。 でも、よく考えてみると、 日本気象協会 に連絡して、お金を払って、計測してもらうのも、GPI が実行可能な範囲の行動です。 また、“経ヶ峰の近くに風車を建設する計画を中止して、撤退する。” と言うやり方も、事業者が実行可能な範囲の決定です。</p>	<p>本事業は配慮書、方法書段階から、経済産業省及び三重県の審議を受けるとともに、地域住民の皆様からの様々のご意見も頂戴してまいりました。これらの審議結果、ご意見を踏まえ、現地調査及び予測・評価を行い、今回準備書としてとりまとめたものです。引き続き、環境影響評価の手続きを通して、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
4-23	<p>意見 23: そこで、GPI が購入を予定している風車で、疲労についての試験ですが、ブレード、回転軸、タワーのそれぞれについて、金属疲労に関してはどのようなテストが行われているかを製造しているメーカーに問い合わせて、その結果を示して下さい。疲労の面からの安全性についても説明して下さい。</p>	<p>風力発電を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて風車設置位置の地盤状況や風条件を調査し、地震荷重や風荷重などを算出し、その荷重に耐える構造設計といたします。また、当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たした上で建設します。引き続き、関係機関とも協議の上、安全な設計及び対策に努めてまいります。</p>
4-24	<p>意見 24: 風車は、風速何メートルまで耐えられるように設計されているのでしょうか？準備書からそのデータを見つけてくるのが出来ませんでした。私の見落としかもしれませんが、風車が耐えることのできる風速を教えてください。また、ブレードに関する耐荷重テストの結果の詳細も示して下さい。</p>	<p>風力発電を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて風車設置位置の地盤状況や風条件を調査し、地震荷重や風荷重などを算出し、その荷重に耐える構造設計といたします。また、当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たした上で建設します。また、台風など強い風が吹く日は、安全上の観点から一定以上の風が吹く場合に自動的に風車の運転を制御いたします。</p>
4-25	<p>意見 25: DPI が風車数を削減する前の計画が、風車建設の計画としてあり得るものだと考えているならば、風車のすぐ風下に 3、4 基の風車が並んだ時の風速、風向の予測を、どのように行っているのか、計測結果及び流体力学での解析を示しながら、書いて下さい。 また、平面状に風車を並べるような風車建設をしても、赤字にならないと考える理由も書いて下さい。</p>	<p>方法書における計画は最大の基数としてお示したものです。本事業では、これまでの環境影響評価で頂いたご意見や現地調査結果等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行っております。</p>
4-26	<p>意見 26: “等” が何であり、“等” からどのようにして、低周波音が発生するのか、について丁寧に説明して欲しい。</p>	<p>採用予定の風力発電機の仕様をもとに、低周波音の影響を予測・評価した結果は準備書に記載した通りです。運転開始後においても、適切な保守保全を実施していくことで、性能の維持に努め、</p>
4-27	<p>意見 27: “低周波音の原因となる異音の発生” と考えた</p>	<p>不具合等が確認された場合は対策することで、騒音及び低周波音の影響が大きくなるようにす</p>

表 2-1(8) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>場合は、異音の周波数と低周波音の周波数は同じなのか違うのか？周波数が同じならば、“低周波の原因としての異音”とは言えない。異音そのものが低周波音である。</p> <p>周波数が異なるならば、異音の周波数を示して欲しい。その異音が原因で発生する低周波音の周波数を示して欲しい。異音が周波数の異なる低周波音を発生する物理的な仕組みを示して下さい。</p> <p>物理学の本を何冊か読んだが、異音と言う音が、その周波数とは異なる低周波音を発生するという理論は見つからなかった。</p> <p>少なくとも、異音の性質を決定する波動方程式と低周波音を決定する波動方程式を示し、境界条件などを正確に適用しながら、異音が周波数の異なる低周波音を発生するという仕組みを示さなければ、単なるでたらめを主張していることになってしまいます。</p>	<p>るという趣旨で保全措置を記載しております。</p>
4-28	<p>意見 28:</p> <p>具体的な例をよく見て下さい。</p> <p>異音が低周波音の原因となるならば、上のグラフの周波数成分で、異音と言っているものは何ヘルツの音を指すのか？0.8Hz の低周波音は、どのような物理法則によって、その異音から生じるのか？なぜ、0.8Hz になるのか？などについて、GPI の丁寧な説明を期待しています。</p> <p>GPI が提唱する“低周波音の原因となる異音”についてしっかり説明して欲しい。参考文献を 10 冊程度示して下さい。著者に確認します。</p>	
4-29	<p>意見 29:</p> <p>過去において、GPI が風車からの異音として認識したものの周波数を明記して下さい。そして、どのような対策の結果として、異音が低減できたのかを説明して下さい。</p> <p>その結果、低減した低周波音について、対策前と対策後の異音の周波数と音圧、対策前と対策後の低周波音の周波数と音圧を具体的に示して下さい。</p> <p>過去において、このような過程を経て低周波音を削減あるいはなくした実績があれば、それは素晴らしいことです。風車からの音で悩む住民にとっては、GPI の実績は、希望の光となります。</p> <p>異音の原因を述べてください。</p> <p>異音削減のための具体策を述べてください。</p> <p>対処前の異音の周波数と音圧レベルの計測結果を示して下さい。</p> <p>対処前の低周波音の周波数と音圧の計測結果を示して下さい。</p> <p>対処後の低周波音の周波数と音圧の計測結果を示して下さい。</p> <p>これらのデータは、GPI の技術力と GPI の独自の理論の正しさを証明する証拠だから、保存されていると信じます。ぜひ、公開して下さい。これが公開されれば、日本中の風力発電の会社が GPI の対策を取り入れます。</p> <p>風車のある場所と、対策後の低周波の周波数と</p>	

表 2-1(9) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	音圧を示してもらえれば、コロナも収まりそうなので、旅行がてら、現地で低周波音を測定し、結果を公表します。現地の人にも、具体的な対策の効果について、聞き取り調査をしてみます。	※見解は前項及び前々項に記載。
4-30	<p>意見 30:</p> <p>GPI が過去において、このような対策（低周波音の原因となる異音等の発生を低減する）を実施したことがあるならば、対策をした風車の場所を公開して下さい。対策前の計測結果と対策後の計測結果を公開して下さい。</p> <p>計測結果は、周波数が精密に計算できるデータでなくてはなりません。GPI の対策の効果を証明するためには必要なデータです。GPI が効果を測定するために使用した機材、測定条件（サンプリングレート、録音の時の特性）、振動解析ソフト、解析のアルゴリズムを示し、その方法の効果を誰でも確認できるように、詳細に説明して下さい。</p>	
4-31	<p>意見 31:</p> <p>準備書 808、809 ページの図では、濃い青色の部分がぎざぎざ津市にかかる状態を示している。濃い青色の領域は、風車全体の中心から見て円に近い形をしている。と言えます</p> <p>準備書の 833 ページある騒音予測の図については、濃い青色の部分が、楕円形になり津市への影響を考える資料としては不相当だと思えます。このような楕円形にした事について、GPI は数値的な根拠を述べ、計算過程も明示してください。</p>	<p>準備書の p. 808、809 は地形による遮蔽を考慮した騒音の予測結果ですが、低周波音については、地形による遮蔽効果が騒音と同等ではないと考え、地形による遮蔽効果を考慮しない予測としたため、p. 833 のような結果となったものです。なお、各風力発電機の低周波音の広がりには円形ですが、それを足し合わせた場合に楕円形となったものです。</p>
4-32	<p>意見 31:</p> <p>GPI は過去に建設した風車に関して、石竹氏の研究結果と同様の計測結果を行って、今回の GPI の予測図が正しいか否かを確認すべきです。その際、騒音についての計測は、</p> <p>リオン社の精密騒音計 NL-62、2 台で計測し、波形収録プログラム NX-42WR によって 16 ビットの符号付整数を使って収録された WAV ファイルを作る形でおこなうこと。(ただし、収録時の周波数重みづけは Z 特性 (平坦特性)、サンプリングレートは 48kHz、連続する収録時間としては 1 分から 10 分程度とする。)</p> <p>また、騒音や振動で睡眠が不十分となり困っているとの住民からの声があったならば、室内と屋外で掃除に計測をするとともに、</p> <p>振動についても、</p> <p>リオン社の振動レベル計 VM-55 で計測され、波形収録プログラム VX-55WR を使って収録された WAV ファイルを作成すべきです。(ストアモードは Auto、測定チャンネルは XYZ、総測定時間は 1 分から 10 分程度とする。)</p> <p>準備書は、提出した以上責任があり、すべての記載事項についての根拠を明確にする必要があると考えます。</p> <p>さらに、計測の公平性を保つためには、計測することを HP や新聞などで全国に告知して、ボランティアの計測参加者を募り、すべての計測結果を Wav ファイルのままネット上に掲載して、誰でも</p>	<p>騒音及び低周波音の測定については、方法書で記載していた「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 環境省) 及び、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年) に基づき実施したものです。</p>

表 2-1(10) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>検証が可能な体制を作ることが、企業としての責任だと考えますが、GPI はどのように考えますか？</p> <p>自治会にも、自前の機材を購入して、GPI と一緒に計測しましょうと呼びかけて下さい。風車が建設される前の計測は、GPI の責任を明確にする意味からも特に大切です。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-33	<p>意見 35:</p> <p>threshold of hearing を感覚閾値と訳したのでは、参照値との比較において矛盾が生じる。したがって矛盾を回避する意味でも、英語の本来の意味からも、聴覚閾値と訳さなくてはならないと考える。GPI の考えを明記せよ。</p>	<p>風力発電施設の低周波音については国が定めた明確な基準が存在しないことから、参考として ISO 7196 に示された「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100dB や、「低周波音の問題対応の手引書」(環境省、平成 16 年) に示された数値との比較を行ったものです。その結果、環境保全措置を講じることで影響は低減が図られており、影響は小さいと考えられる結果となっています。</p>
4-34	<p>意見 36:</p> <p>全て ISO7196:1995 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っている。</p> <p>における、“感じる”の意味は、“聴覚で感じる”の意味として理解すべきだと思うが、GPI の見解を示せ。</p> <p>もし、この“感じる”が全ての感覚を含んでの意味だというなら、いつ、だれが、どの感覚に関してどのような方法で実験をしたのかを明記せよ。</p>	
4-35	<p>意見 37:</p> <p>ISO7196:1995 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB は、ISO-7196:1995 の何ページの何行目を日本語にしたものなのか、記載されたページと原文を明記せよ。</p> <p>もちろん、上のような記述が、GPI 以外の文書でも記載されていることは知っています。</p> <p>しかし、GPI が自らの文書として、“ISO-7196:1995 に示される”と記載したのだから、原文を確認して責任を持つ必要がある。(日本規格協会から購入できます。)</p>	
4-36	<p>意見 38:</p> <p>赤い印を 2Hz のあたりまで延ばせば、建具のがたつき閾値と、予測値が逆転すると予測できます。</p> <p>ので</p> <p>「建具のがたつきが始まるレベルとの比較結果」では、全ての予測値が建具のがたつきが始まるレベルを下回っていた。「圧迫感・振動感を感じる音圧レベルとの比較結果」の部分、</p> <p>“予測値が建具のがたつきが始まるレベルを超えそうなので、グラフの範囲を 5Hz までにしておいた。”と訂正すべきです。訂正した準備書を再提出して下さい。</p>	<p>「低周波音問題対応の手引書」(平成 16 年 6 月、環境省環境管理局大気生活環境室)における物的苦情に関する参照値は、低周波音により建具等ががたつき始める最低音圧レベルであると記載されており、この参照値は、5Hz まで示されています。そのため、その数値との比較を示したものです。</p>
4-37	<p>意見 39:</p> <p>GPI が計画している 4200kw の風車は 1 分間当たりの回転数を安定化させる機能を、持っているか持っていないのかを示せ。Wavelet 解析ならば周波数の変化は明確に示せるので、始動時、通常運転時、停止に向かう過程での、風車からの音を</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音及び低周波音の予測は、メーカーより示された諸元を用いて、方法書において審査頂いた予測手法を用いて予測を行った結果、影響は小さいと考えられたものです。</p>

表 2-1(11) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	計測して、計測結果の WAV ファイルそのものと、Wavelet 解析での結果を公開せよ。	※見解は前項に記載。
4-38	<p>意見 40:</p> <p>GPI は 0.5Hz や 1Hz の場合のがたつき閾値を何デシベルだと認識しているのかを明記してください。</p> <p>イノシシのように、野外で眠るならば問題は無いが、家で寝る人間にとっては、安眠できないことは大きな問題です。</p> <p>100dB を振りかざす GPI は、人間はイノシシのように、共鳴や共振が起きない場所、すなわち屋外で眠るべきだと思っているのでしょうか？見解を伺いたい。</p> <p>感覚閾値が 100dB だと言いう根拠を示し、参照値 92dB との関連を明確に述べて下さい。感覚閾値だとするならば、その言葉を使う根拠となる文献も示して下さい。感覚閾値に対応する原文での単語も示して下さい。</p>	<p>「低周波音問題対応の手引書」(平成 16 年 6 月、環境省環境管理局大気生活環境室)における物的苦情に関する参照値は、低周波音により建具等ががたつき始める最低音圧レベルであると記載されており、この参照値は、5Hz まで示されています。そのため、その数値との比較を示したものです。</p> <p>風力発電施設の低周波音については国が定めた明確な基準が存在しないことから、参考として ISO 7196 に示された「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100dB や、「低周波音の問題対応の手引書」(環境省、平成 16 年)に示された数値との比較を行ったものです。その結果、環境保全措置を講じることで影響は低減が図られており、影響は小さいと考えられる結果となっています。</p>
4-39	<p>意見 41:</p> <p>GPI は聴覚閾値、感覚閾値、知覚閾値の定義を明確に述べて下さい。そして、用語をすり替えて、より広い範囲の認知機能でも、認識できないと言うよう誤認させようとする理由、その方向に誘導する理由も述べて下さい。</p>	<p>準備書では、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」という表現を用いております。これは感覚閾値や知覚閾値に相当するものと考えています。聴覚閾値については、聴覚で「聞こえる」音と「聞こえない」音の境目にあたる値と考えています。</p>
4-40	<p>意見 42:</p> <p>GPI は住民から、住宅内での被害の訴えがあったとき、共鳴、共振現象に対して、どのように測定し、どのように判断し、どのように対処するつもりなのか？その対策内容を具体的に示せ。</p>	<p>今回の環境影響評価における騒音予測及び低周波音予測結果では、影響は小さいと考えられる結果となっています。</p> <p>風車稼働後に苦情やお問合せ等があれば、まず状況をお伺いし、必要に応じて調査させていただきます。また、状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせていただきます。</p>
4-41	<p>意見 43:</p> <p>家の構造によって、遮蔽効果の差も大きく、被害は様々なので、GPI は、すでに風車を建設した地域において、住民に協力してもらって、室内、室外での精密騒音計による録音と振動計による測定を行い、建物の材質や間取りなどによって、どのような影響があるかを精密に調べ、計測結果のデータそのものを公開するとともに、分析結果と認識を示すべきである。</p> <p>等価音圧レベルの数値だけでは、いろいろな物理的特性を持った家に住んでいる住民の苦しみは理解できない。</p>	
4-42	<p>意見 44:</p> <p>GPI は、風車に夜間停止装置を付けて、住民の睡眠を確保するための配慮をすべきだと考える。風車の毎日の運転時間の予定を明確にせよ。運転停止時間が、新幹線の運行停止時間よりも長くなるならば、住民の安眠を妨げる大きな原因となる。と考える。GPI は、毎日の風車稼働時間帯と風車停止時間帯を明記せよ。</p> <p>風車の周りに遮音板を立てて、近隣住民への被害を防ごうとするのが当然だと考えるが、風車の周囲での遮音板の建設予定について明記し、その効果の予測も述べよ。</p>	
4-43	<p>意見 45:</p> <p>農業に関わる人が多い場所では、風車の騒音や、</p>	

表 2-1(12) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>振動で睡眠が妨げられれば、体力が落ちる、体調不良となる。真夏に草刈をすることも多く、草刈をしていて熱中症で倒れれば、発見が送れて死亡する場合も予想される。さらに、寝不足による注意力不足や運転中の居眠りによる交通事故なども十分に考えられる。</p> <p>これらの予想される被害が、風車建設後に起きて、例えば、居眠り運転での交通死亡事故が起きたときに、運転していた人が風車騒音で寝不足でしたと供述した場合には、裁判の結果に関係なく、即時に、死亡した人の遺族に1億円の見舞金をGPIが支払うのが当然だと考えます。風車を建設した会社が、事故の責任の一端を負うのが当然だと考えるからです。当然と考える理由は、事前に予測できる問題だからです。問題が予測できるにも関わらず、強行すれば責任が生じると考えるからです。GPIはどのように考えますか。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-44	<p>意見 46:</p> <p>不眠と風車騒音の因果関係を直接的に論証するのは、難しいが、統計的に関連性を示すことはそれほど難しくない。統計調査の中に、アテネ不眠尺度によるアンケート調査、唾液コルチゾール検査、精密騒音計と振動計による計測結果を含めて多変量解析をすれば、風車が不眠の原因であることは、より明確になると考えます。</p> <p>GPI はどのような方法をとれば、風車騒音が不眠の原因だと結論できると考えますか？また、裁判においては、何がどの様に示されれば、自社の責任を認めるのでしょうか？GPI の判断基準を明示すべきだと考えます。</p>	
4-45	<p>意見 47:</p> <p>不眠や健康の問題に関して、風車建設前と、建設後に統計的な調査を行い、その結果を比較した時に、関連性は統計学の面から示せる。GPI は相関係数がどの様な値になったら自社の責任を認めるのかを明記して下さい。</p>	
4-46	<p>意見 48:</p> <p>国は、“風車騒音の影響はきわめて複雑であり、今後の医学(疫学、病理学)、聴覚、社会心理学的な研究の進展に期待するところが多い。”と言っている。</p> <p>GPI が積極的に調査に協力して、複雑な原因を解明することが、GPI の成すべき社会貢献であると考え。GPI の考えを述べて下さい。</p>	<p>国による最新の研究成果の情報収集に努めつつ、今後、国から協力要請があれば協力できることを検討します。</p>
4-47	<p>意見 49:</p> <p>医学的なデータを統計的な扱いが可能な形で確保するには、風車建設前と建設後の数年間にわたり、建設予定地を中心として半径3km以内の全ての医療機関で継続的な健康診断を、季節的な変動を検討できるようにするために、1月、4月、7月、10月の全受診者に対して、受診のたびに健康診断を行い、唾液コルチゾール検査の結果を含んだ診断書を発行する。自宅と風車の距離、家の形態、築年数、年齢、性別、仕事、なども調査する。</p>	<p>今回の環境影響評価における騒音予測及び低周波音予測結果では、影響は小さいと考えられる結果となっています。</p> <p>風車稼働後に苦情やお問合せ等があれば、まず状況をお伺いし、必要に応じて調査させていただきます。また、状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせていただきます。</p>

表 2-1(13) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>診断結果をコンピュータのデータとして蓄積し、プライバシーを守りながらも統計的な処理が出来るよう にしておく。診断書は、裁判資料となるので各自が保管する。</p> <p>診断書発行費用、医療機関で使うコンピュータ、通信費、ソフトウェアの開発費、データ保存で必要となる暗号の開発費などは、すでに、多くの地域で被害が生じていることを承知で GPI が建設をするならば、責任を取る意味で、GPI がこれらの費用を全て負担とするのが当然だと思う</p> <p>GPI はどのように考えますか。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-48	<p>質問 50:</p> <p>居眠り運転の増加は予測できる事柄です。風車建設前の居眠り運転の発生件数と建設後の発生件数をしらべ、風車建設後に、居眠り運転が増加しているならば、居眠り運転で亡くなった方が出た場合、事故の増加が予見できるにもかかわらず、風車を建設した責任として、見舞金を死亡した人の家族に 1 億円 程度支払うのは当然だと考えるが。貴社は以下に考えるか?</p>	
4-49	<p>意見 51:</p> <p>これまで、GPI はいろいろな場所で、風力発電施設を建設してきた。そのなかで、風車が建設された地域の住民で、地権者として GPI からお金がもらえる人以外で、3 人以上の人が、風車ができたおかげで良いことがあった。と言っている人がいる地区があるならば、その地区を明らかにして下さい。コロナも収まってきたので、確認に行きます。</p>	<p>弊社が運転管理している風力発電施設では、地元の人によるこんでいただけるような事業となるよう、それぞれの案件において努めております。</p>
4-50	<p>意見 52:</p> <p>三重県や市は、上に書いた内容での計測を嫌がりましたが、GPI は、“責任をもって公開での計測を実施します。”と言うべきです。</p>	<p>騒音及び低周波音の測定については、方法書で記載していた「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 環境省)及び、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)に基づき実施したものです。</p>
4-51	<p>意見 53:</p> <p>騒音計測については、建設前の計測データと、建設後の計測データを比較することが大切です。建設前の計測はすぐに出来ます。計測を直ちに実施して、計測結果をネット上に公開して下さい。</p> <p>計測には、いろいろな立場の人が参加したほうが正確になるので、測定予定日、時間、を公開して、計測参加者を新聞、テレビ、ラジオ、ネットニュース、HP でのお知らせ、などで広く募集して下さい。</p>	
4-52	<p>意見 54:</p> <p>DPI が想定する風車の定格回転数はかなり高い。他の会社が青山高原に設置した風車の事故例から、安全面を重視して考えると、GPI の予定している定格回転数は高すぎる値だと言える。</p> <p>GPI が定格回転数: 13. 6rpm の風車を選んだ理由を明記して下さい。</p> <p>その風車の安全性について、実際に起こった破損事故との関連を考慮しながら詳細に書いて下さい。</p> <p>事故の起こりやすい風車を選んではいけません。</p>	<p>採用予定の風力発電機の回転数が他の風力発電機と比較して特別大きいということはありません。</p>

表 2-1(14) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	ん。	※見解は前項に記載。
4-53	<p>意見 55:</p> <p>GPI は、予想値が、61dB ならば、問題ないとする理由を、GPI が採用した、この数値の計算方法を示し、周波数が 1Hz、0.6Hz、0.4Hz のケースについて、詳細な計算過程を示し、61dB の場合の音圧がどの程度になるかを示しながら、その音圧でも安全であると言う根拠を示すべきです。</p>	<p>予測は、方法書においてお示した予測手法である ISO 9613-2 に基づき実施したものであり、妥当と考えています。今後も引き続き、環境影響評価の手続きを通して、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
4-54	<p>意見 56:</p> <p>いくら、素晴らしい予測を示されても、不安は増大するばかりです。</p> <p>私は、GPI のこの準備書は、環境アセスメントにおける準備書としては失格だと思います。GPI は風車騒音の周波数スペクトルを追加して、準備書を書き直してから、再提出して下さい。</p>	<p>本事業は配慮書、方法書段階から、経済産業省及び三重県の審議を受けるとともに、地域住民の皆様からの様々なご意見も頂戴してまいりました。これらの審議結果、ご意見を踏まえ、現地調査及び予測・評価を行い、今回準備書としてとりまとめたものです。引き続き、環境影響評価の手続きを通して、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
4-55	<p>意見 57:</p> <p>GPI は 4200kw の風車から出る超低周波成分のうちで卓越する強さを持っている周波数を明記してください。周波数と音圧を予測する場合は、予測の根拠も明記してください。(音の減衰を考えるとときに周波数は重要となります。)これが無いと、住民が受ける被害の予測が出来ない。33.6 パスカルと 5 パスカルでは影響が違いすぎる。重みを付けない状態で考えて、この周波数の音の持つデシベル値は、$20 \times \log(33.6/0.00002) = 124.5\text{dB}$ と $20 \times \log(5.22/0.00002) = 108.3\text{dB}$ の差が出る。</p> <p>もちろん他の周波数成分についての予測もあるのだから、それらも含めて予測の基礎となる各周波数帯での音圧の予測値を公開して下さい。それなくして、予測値 62dB の正しい評価は出来ません。</p> <p>次の表には、他社の風車の情報もある。各社の風車から出る超低周波音についても、一番大きなエネルギーを持っている周波数成分の予測をし、音圧も予測して下さい。</p> <p>そして、住民からの被害の訴えがあった場合に、自社と他社でどのように責任分担すべきと考えているのかを、根拠と共に示して下さい。</p>	<p>本事業及び他事業の周波数特性については、準備書の p.829 の表 10.1.4-4 に、予測結果については、p.837 の図 10.1.4-7～p.848 の図 10.1.4-9 に示したとおりです。</p>
4-56	<p>意見 58:</p> <p>GPI はスイッチ音を日本語で書け。使用したグラフのデータを公開せよ。そのデータの FFT の計算結果の実部と虚部の値を公開せよ。周波数スペクトルを公開せよ。</p> <p>それに基づいて、スイッチ音という概念の必要性を説明せよ。</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成 28 年 環境省)には、騒音レベルが周期的に変動する振幅変調音(スイッチ音)と示されております。これがアノイアンスに繋がること等を踏まえて、残留騒音+5dB を指針値とする考え方が同資料に示されておりますので、本準備書でもその考え方で予測評価を行ったものです。</p>
4-57	<p>意見 59:</p> <p>GPI がスイッチ音の概念を広めて、日本の数学研究の成果を破壊しようとする理由を述べるべきです。</p> <p>他の人が書いていても、この準備書に記載することを決めたのは、GPI です。記載したからには責任があります。</p> <p>どのようにして、責任を取るのかも明記して下さい。</p>	<p>なお、2 章に採用予定の風車のスイッチ音のデータをお示ししております。</p>

表 2-1(15) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
4-58	<p>意見 60:</p> <p>GPI は FFT の基礎として、どのような理論を採用しているのかを述べよ。関数空間に対してどのような認識を持っているのかを述べ、その認識に基づいて、“スイッチュ音”という概念を採用することの必要性を述べよ。必要でないなら、不都合な概念を採用した理由を述べよ。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-59	<p>意見 61:</p> <p>さて、GPI は上記の文章を引用しました。GPI はこの記述が正しいと考えて引用しているのでしょうか?</p> <p>それとも、間違っているが、GPI にとって都合が良いから引用しているのでしょうか。</p> <p>黙って引用したからには、GPI も同趣旨の主張をしていると理解できます。</p> <p>引用すれば、その内容を理解しているはずで、GPI は内容をどのように理解し、正しいか間違っているかの判断に関しては、どのように考えているのか。</p> <p>正しいとするならば、その根拠を実際の計測データを基にして証明して下さい。もちろん、データの収集は公開で行い、いろいろな立場の人が同時に計測して、計測結果は全て公表する必要があります。</p>	<p>環境省から示された事項については、国としての見解であると理解しております。</p>
4-60	<p>意見 62:</p> <p>超低周波音(20Hz 以下の音)の周波数ごとのエネルギー透過率についての認識を示して下さい。0.54Hz の超低周波音に対しての具体的な防御手段を明記してください。その手段によって超低周波音のエネルギーの透過をどの程度低減できたかを、具体的な実験結果に基づいて述べてください。環境保全処置の具体的な内容が数値と共に記述されなければ意味がありません。</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされております。さらに、同指針では、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い評価することが適当との整理が示されています。</p> <p>本事業による騒音及び低周波音の影響については、経済産業省及び三重県にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、騒音及び低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
4-61	<p>意見 63</p> <p>GPI が</p> <p>縦排水溝を通じて斜面に放流される計画である。したがって、斜面から溪流へと流れる現状と比べて、溪流の水量に大きな変化は生じないものと考えられる。</p> <p>と考えるのは自由だし、</p> <p>これらの環境保全措置を講じることで、事業の実施に伴う土地の安定性の確保等地形及び地質への影響は、実施可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価する。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、ご指摘のような土砂崩れ等が発生しないよう、現地の地形や地質を踏まえ、林地開発許可基準等に準拠した適切な設計・施工を行います。また、供用時は管理用道路や風車ヤードの適切な維持管理に努め、土砂流出等の不具合を確認した場合は、事業者の責任において復旧を行います。</p>

表 2-1(16) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>予測を超える出来事が起こる時代である。台風も巨大化している、線状降水帯も発生する。企業が最善を尽くすのは当然のことである。(GPIは住民からの質問状を無視したので、GPIが最善を尽くしていると認めているのではない。説明会を録音禁止にしたのは、最悪の行為だと思っている。)</p> <p>でも、被害が出るのが、災害が起こるのが現実である。</p> <p>GPIは、どのように責任を取るのかが書いてない。</p> <p>大人は、“頑張ったのだけど”、と言っても許しては貰えません。責任を取るには、お金も、人材も必要です。GPIは責任について、どのように考え、どのような準備をしているのか、明確にすべきです。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-62	<p>意見 64:</p> <p>GPIは可能な限りの低減策をとったから後は、責任を取りませんと言うのでしょうか？</p> <p>これらの環境保全措置を講じることで、事業の実施に伴う土地の安定性の確保等地形及び地質への影響は、実施可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価する。</p> <p>GPIは土砂問題、道路崩落に関する考え方を、近隣の地域で起こっている崩落についての認識を示し、それに基づいて、責任及び対象方法について明確に述べる必要がある。</p>	
4-63	<p>意見 65:</p> <p>土砂の撤去費用は、GPIが全額負担すべきだと考える。まさか、崩落した土砂が川を埋めたことの証明ができるまでは、撤去費用を負担しないつもりなのであるだろうか？もしそうならば、盛り土のすべての粒子を着色しておいて下さい。</p> <p>裁判で負けるまでは、責任を取らないという考えもある。GPIは土砂崩落についてどのような責任をとるつもりなのか、裁判をしなくても費用を負担する気持ちがあるのか無いのかを知りたい。</p>	
4-64	<p>意見 66:</p> <p>土砂撤去について触れていない理由を書くべきです。そうでないと、私以外にも、邪推する者が出てきてしまいます。GPIの名誉のためにも、この誤解を解いてくれる説明を期待します。</p> <p>さらに、GPIが過去に、土砂崩落の責任を取って、河川の土砂撤去や用水路の土砂撤去をGPIの負担で実施した実績についても書いて下さい。</p> <p>土砂崩落によって農業用水路が埋まるという事態は、風車が撤去され、自然が回復するまで継続的に起こる事柄です。土砂撤去の年間予算を計上している事でしょうから、1か所について、費用と撤去回数、全体での費用と撤去回数を示して下さい。</p> <p>道路は劣化して、崩落する土砂は増大すると予</p>	<p>環境影響評価準備書における影響要因及び環境要素は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年 経済産業省）に示されている参考項目を基本に、本事業の内容や地域特性を勘案したうえで選定したものであり、これまでの配慮書や方法書の手続きの審査において指摘された事項も加味したものと なっています。</p>

表 2-1(17) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>測されます。土砂撤去費用は将来どの程度まで増大すると予測しているのかも書いて下さい。</p> <p>これがあれば、農地を管理する人は、自分で土砂を撤去した場合に、撤去費用を安心して請求できます。</p> <p>この請求があった時には、裁判なしで支払ってくれますか？それとも、裁判で負けるまでは、土砂撤去の費用を払わないつもりですか？</p> <p>私は、裁判なしで、土砂を撤去した人からの支払い要求があったら、時給 2000 円くらいですぐに支払うべきだと思っています。GPI の考えを伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
4-65	<p>意見 67:</p> <p>土砂撤去の費用は、風車の経済性に係るので、事前に予測すべき事項です。</p> <p>大臣の言葉は、“必要経費の予測を正確にしておかないと、GPI は倒産してしまいますよ。”とのアドバイスである。普通の企業ならば、土砂撤去の費用を予測に組み込んで事業の収益を予測するでしょう。</p> <p>河川の土砂撤去について、他事業者との情報交換はしたのか？していないならば、大臣の助言を無視したことになる。必要となる経費を考慮しないのは、支払う意思が全くないからだと思えない。</p>	
4-66	<p>意見 68:</p> <p>風力発電の会社が倒産することはよくあります。倒産した後の始末はどうなるのか、1 基撤去するのに 3 億円くらいかかるようです。</p> <p>GPI が倒産したら、3 億円*9 基+山の形態の復元費用+植林費用+草刈費用がかかります。</p> <p>草刈は植えた木が成長するまで 10 年くらいはかかります。必要な人件費はかなりのものです。</p> <p>倒産に備えて、GPI は事前に撤去費用、自然回復の費用の総額を、三重県に現金で提出すべきだと考えます。</p> <p>大まかに言って、50 億円から 100 億円くらいでしょうか？工事開始前に払ってもらわないと、撤去の費用として住民の税金が使われてしまいます。</p> <p>保険のようなものがあると聞いたのですが、実際には機能していません。私が住んでいる地域では、倒産した会社が建てた風速計のポールが 20 年以上そのままです。</p> <p>工事前に、50 億円から 100 億円くらいは三重県に提出して、20 年経って風車を撤去するときに返してもらえば、GPI も損はしないし、三重県も、住民も少しは安心できます。</p>	<p>風力発電所は永続的な風資源を利用することから、部品交換やリプレイス等で事業を継続していくことを考えています。他方で、万一、事業が継続できなくなった際に備えて、法令等に基づき撤去費の積み立ても行います。</p>
4-67	<p>意見 69:</p> <p>さて、“実行可能な範囲で回避、低減が図られているものと評価する。”とあるが、建設した風車を撤去して、原状復帰するのも、実行可能な手段だとの考えはないのでしょうか？</p> <p>撤去が実行不可能であるというなら、実行不可</p>	<p>環境影響評価では、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当との観点から、事業者が実施するものであり、事業者として実行可能な範囲を判断しております。その内容については、環境影響評価手続きにおいて経済産業省や三重県で審査頂くこととなりますので、引き続き環境影響評価の手続きを通してより</p>

表 2-1(18) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>能な理由を理論的に述べて下さい。 そもそも、実行可能か否かは、誰がどのような基準で判断するのでしょうか？もし、裁判所だと言うならば、住民が裁判で勝訴するまでは、判断保留です。 最高裁まで争えば、判断までに 20 年かかります。 GPI の考えを詳しく述べて下さい。</p>	<p>よい事業になるよう検討してまいります。</p>
4-68	<p>意見 70: 貴重な植物が枯れてしまった場合について、GPI が、枯れたことと風車建設との因果関係があると認める場合の必要十分条件を示すべきです。具体的に示して下さい。</p>	<p>ご指摘の貴重な植物を含め、すべての生物には寿命があり、自然状態での環境変化に伴う消長があります。そのため、貴重な植物の枯死と事業による影響との因果関係については、当該種の生態的特性や周辺の環境条件、同一種の周辺個体の状況、専門家への聞き取りなどを総合的に踏まえて判断する必要があると考えます。</p>
4-69	<p>意見 71: 超低周波音は、動物（人間も含めて）に対して影響を及ぼさないというならば、それを証明して下さい。風車から超低周波音は出ないというならば、後日一緒に計測して、データをネットに公開することに同意して下さい。</p>	<p>超低周波音が野生動物へ与える影響については、現状、知見はありません。また、風力発電から発生する超低周波音が原因で生態系に影響を及ぼした事例は国内外の風力発電所において報告されておりません。今後も、最新の知見や情報の収集に努めてまいります。 なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明確な関連を示す知見は確認されなかったと記載されています。</p>
4-70	<p>意見 72: 予測が外れて、事故が起きたり、被害が発生したりした時には、誰がどのような形で責任をとるのかを明確にすべきです。倒産した場合のことも含めて、きちんと述べて下さい。たとえば、賠償金は、備けた金額を基にした、比例配分とする。ただし、倒産した企業と死亡した人は除外する。 こんなことを言っても、賠償金を払う人が誰もいないと言う場合も考えられます。その時は、国、県、市などがどの様に負担して、賠償金を支払うべきだと考えているのか、GPI の考え方を詳しく述べて下さい。</p>	<p>本事業は配慮書、方法書段階から、経済産業省及び三重県の審議を受けるとともに、地域住民の皆様からの様々なご意見も頂戴してまいりました。これらの審議結果、ご意見を踏まえ、現地調査及び予測・評価を行い、今回準備書としてとりまとめたものです。引き続き、環境影響評価の手続きを通して、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
4-71	<p>意見 73: 準備書には、風車の撤去計画に関する記述はなかった。日本の山をゴミ捨て場にしてはいけません。撤去後の復元計画も全く書かれていなかった。計画が、楽観的過ぎます。問題が発生した時の責任の取り方が準備書には書かれていません。被害が出て責任を取る気が無いならばっきり書いて下さい。 被害者と最高裁まで争うなら、そう書いて下さい。書いてもらえれば、住民は裁判費用の計算ができます。裁判のお金を用意する計画が立てられます。経ヶ峰に風車を建てることを中止することも、GPI にとって実行可能な範囲内の選択です。</p>	<p>環境影響評価準備書における影響要因及び環境要素は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 経済産業省）に示されている参考項目を基本に、本事業の内容や地域特性を勘案した上で選定したものであり、これまでの配慮書や方法書の手続きの審査において指摘された事項も加味したものとなっています。 なお、風力発電所は永続的な風資源を利用することから、部品交換やリプレイス等で事業を継続していくことを考えています。他方で、万一、事業が継続できなくなった際に備えて、法令等に基づき撤去費の積み立ても行います。</p>
4-72	<p>意見 74: GPI は電力供給に携わる企業として、電力の安</p>	<p>老朽化した火力発電の廃止や原子力発電所の再稼働・新設が停滞していることから、現状でも夏</p>

表 2-1(19) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>定供給をどのようにして実現すべきだと考えているのか、見解を述べるべきです。生活環境を保全するとの観点から述べて下さい。</p>	<p>季や冬季のピーク時には電力受給が逼迫している状況です。地球温暖化や気候変動への対応やエネルギー安全保障の観点から、純国産エネルギーであり、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの最大限の導入を目指すことが国のエネルギー基本計画でも示されております。本事業でも環境アセスメントの手続きを通して、環境への配慮や地元理解の促進を行いながら、再生可能エネルギーの導入拡大を目指す考えです。</p>
4-73	<p>意見 75: GPI の本社には、私の友人が書いた質問状があると思います。この機会に、すべての質問に対して、しっかりとした回答を下さい。</p>	<p>今回の準備書手続きの中で、様々なご意見を頂戴しておりますので、準備書手続きの中で頂いたご意見に対して弊社の考え方を回答させていただきます。</p>
4-74	<p>意見 76: 1/3 オクターブ解析では、4200kw/h から出てくる超低周波音の影響を予測するのは極めて困難です。 稼働前と稼働後の計測と確認が必要です。</p>	<p>本事業は配慮書、方法書段階から、経済産業省及び三重県の審議を適切に受けてまいりました。そこで出された意見を踏まえ、現地調査及び予測・評価を行い、今回準備書としてとりまとめたものです。引き続き、環境影響評価の手続きを通して、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
4-75	<p>意見 77: GPI はどんな意味で、 聴覚閾値 感覚閾値 知覚閾値 の単語をどのように理解して使っているのかを説明して下さい。 少なくとも、準備書で GPI が使用した単語に関しては、しっかりと説明すべきです。その根拠となる、文献の原文も示して下さい。 そのうえで、ここでの、知覚閾値と言う単語の使用が適切であることを論証して下さい。</p>	<p>準備書では、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」という表現を用いております。 風力発電施設の低周波音については国が定めた明確な基準が存在しないことから、参考として ISO 7196 に示された「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100dB や、「低周波音の問題対応の手引書」（環境省、平成 16 年）に示された数値との比較を行ったものです。その結果、環境保全措置を講じることで影響は低減が図られており、影響は小さいと考えられる結果となっています。</p>
4-76	<p>意見 78: GPI の 100dB 扱いは、ISO7196, ISO389-7 の原文の記述に矛盾していると考えるが、GPI が、整合性があると考えるならば、その根拠を詳細に述べて下さい。</p>	
4-77	<p>意見 79: 右の方に、“超低周波音を感じ始める”とあります。超低周波音を、どのような感覚器官で、どのようにして、感じ始めるのでしょうか？この資料を配布した責任として、根拠を踏まえて詳細に説明して下さい。</p>	<p>準備書で用いた「超低周波音を感じる最小音圧レベル」と同様の趣旨で、超低周波音を感じ始める最小音圧レベルと記載したものです。</p>
4-78	<p>意見 80: 計測した時に卓越する強さを持つ超低周波音が見つかったら、GPI はどのような責任を取りますか？ そのときは、すぐに風車を撤去するのですか？ はっきり書いて下さい。 4200kw/h の風車ですから、稼働してから計測すれば、エネルギーの観点から見て、0.5Hz から 0.6Hz の超低周波成分が存在して、そのエネルギーは、風車が無い場所に比べて非常に大きなエネルギーを持っていることは直ぐに分かります。 GPI は、エネルギーで何倍くらいまでなら、“特</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされております。 さらに、同指針では、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い評価することが適当との整理が示されています。 本事業による騒音及び低周波音の影響について</p>

表 2-1(20) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>に低い周波数成分の卓越は見られない。”と判断するのですか？数値も示して下さい。</p> <p>GPI は、10000 倍くらいまでなら、“特に低い周波数成分の卓越は見られない。”と判断するのですか？</p>	<p>は、経済産業省及び三重県にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、騒音及び低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
4-79	<p>意見 81:</p> <p>さて、76 と 78.1(78.5)のどちらが大きいか判断できないような学力では、風車騒音と健康の関連を見つけるのは無理です。GPI はどちらが大きいと判断しますか？</p> <p>76 と 78.1 と 78.5 の大小関係についての GPI の見解を述べて下さい。どの数値が大きくて、どれが小さいのかを明確に述べて下さい。</p>	<p>本事業は配慮書、方法書段階から、経済産業省及び三重県の審議を適切に受けてまいりました。そこで出された意見を踏まえ、現地調査及び予測・評価を行い、今回準備書としてとりまとめたものです。</p> <p>低周波音の評価については、実施する環境保全措置に基づき「環境影響の回避、低減に係る評価」を行っています。また、風力発電施設の低周波音については国が定めた明確な基準が存在しないことから、参考として ISO 7196 に示された「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100dB や、「低周波音の問題対応の手引書」(環境省、平成 16 年) に示された数値との比較を行ったものです。その結果、環境保全措置を講じることで影響は低減が図られており、影響は小さいと考えられる結果となっています。引き続き、環境影響評価の手続きを通して、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
4-80	<p>意見 82:</p> <p>季節によって風速や風向が変化します。住民が計測機器 (NL-62) を買って、自分で計測して、GPI に予測値を超えたとの連絡をしたら、直ちに風車を止めるべきです。もし風車を止めないならば、その理由を書いて下さい。</p>	<p>本事業は配慮書、方法書段階から、経済産業省及び三重県の審議を適切に受けてまいりました。そこで出された意見を踏まえ、現地調査及び予測・評価を行い、今回準備書としてとりまとめたものです。</p> <p>騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 環境省)に、低周波音については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年)に基づき調査を実施したものです。また、騒音の予測は、ISO・9613-2 を、低周波音については音の伝搬理論式に基づき用いて予測を行ったものです。その結果、評価の基準を下回る結果となっております。</p> <p>なお、風車稼働後に苦情等があれば、まず状況をお伺いし、必要に応じて調査させていただきます。また、状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせていただきます。</p>
5-1	<p>1. 発電計画の基本の変更について 方法書記載からの逸脱</p> <p>当該計画の方法書では 3000kw 級 風車とされていたが、今回の準備書では 4200kw とされており、重大な変更である。このような変更は許されるべきものでない。説明会では「騒音は大きくない」と口頭で説明されていたが、景観、生物への影響など、大きくならざるを得ない。方法書に示した数値は何のためにあったのであろう。住民、知事、市長等に対し、その数値を示して、意見を求めたのではなかったのか。概略を示せばよいというものではないはずである。調査範囲なども 3000kw 級を前提として方法書に記載されたはずである。また、知事などの意見も 3000kw 級を前提として出さ</p>	<p>環境影響評価を実施する上で、今回風力発電機の大きさが大きくなったことで現地調査の範囲が変更となった影響項目は「景観」のみでありました。その景観については、方法書段階の指摘事項を踏まえ、さらに範囲を広げた眺望点の抽出を行い予測評価しております。また、事業計画の変更に伴い対象事業実施区域が当初計画より小さくなりました。そのため、対象事業実施区域の周囲 300m や直近の集落を対象としていた調査範囲は、事業計画の変更に伴い調査範囲は同等あるいは小さくなりました。したがって、方法書の再提出は必要ないと考えています。</p>

表 2-1(21) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>れたはずである。アセス手続きへの重大な違反である。4200kw の風車を建設するなら、方法書から出し直し、アセスを再び行うべきである。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
5-2	<p>2. ヤイロチョウの棲息について</p> <p>ヤイロチョウは環境省レッドリストで EN にランクされ、全国でも個体数は極めて少ないとされる。:Bird Life International によると全世界での個体数は 1500-7000 と推定され、個体数は減少しているとされている。三重県でも伊勢以南に生息しているが、声で確認される機会は極めて少なく、当会も正確な生息情報をもっていない。また、極めて鋭敏な鳥であるとされている。</p> <p>今回ボイスレコーダーで数回、複数ヶ所で確認されているというが、夏鳥であり、営巣はほぼ確実であろう。しかしながら、営巣域、巣の位置、繁殖つがい数などは確認も推定もされていないようである。また調査は 2020 年の一期、3 回のみ、である。また、IC レコーダーの位置図からして、計画地の北側は大きくレコーダー調査の空白地域になっている。</p> <p>環境省レッドリストで EN にランクされる。この種の重要性からして、クマタカよりもさらに希少性があると考えてもさしつかえない。しかしながら、予測 (P1223)「改変による棲息環境の減少・消失」ではあいまいな表現に終始し、営巣地、営巣つがい数が不明であるにも関わらず、「影響は低減される」と書かれているが、営巣環境が保全できるとはしていない。即ち、ヤイロチョウ営巣地が失われる可能性を否定できない。</p> <p>ボイスレコーダーでの調査だけで、準備書を出すのは時期尚早と言わざるを得ない。風車および作業道建設前に、さらに複数繁殖期調査し、営巣域、繁殖個体数などを調べ、保全すべき区画を明らかにすべきである。そのためには事後調査ではなく、着工前に調査し、影響を予測し、準備書を出し直すべきである。</p>	<p>ヤイロチョウについては、IC レコーダーでの夜間調査により数箇所鳴き声を確認したのとなっており。本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p>
5-3	<p>3. クマタカの繁殖に対する風車、および風車建設の影響について</p> <p>クマタカの風車への衝突推定数が算出されている。しかし、この算出には多くの問題点がある。第一に衝突モデルはいずれのモデルも野外の調査で実証されていない。言わば、机上の理論であり、自然科学ではこのような理論を使うことはないはずである。また、衝突回避率 0.98 が使用されているが、これは種ごとに異なる値であろうと推定される。しかも野外で実証されたものではない。この値は Blair Urquhart 2010:Use of Avoidance Rates in the SNH Wind Farm Collision Risk Model の論文からの値であろう。しかし、上記の論文は査読ある科学雑誌に投稿されたものではない。また、スコットランドにはクマタカはおろか、似た大型で森林性の猛禽もない。また、推奨の根拠もこの論文では明らかにされていない。仮にこの数値 0.98 を採用しても球体モデルによっては 10 年間に 3 つがいで約 1 羽が失われることも</p>	<p>衝突数の予測にあたっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化の手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) 及び「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定方法」(由井正敏・島田泰夫、平成 25 年) に基づき予測しております。</p> <p>算定の際の回避率については、スコッティッシュ・ナチュラル・ヘリテイジで推奨されているデフォルト値である 0.98 を用いており、専門家へのヒアリングにおいても妥当性を確認しております。</p> <p>営巣ポテンシャルについては、本種を生態系の上位性注目種として選定したことから、生息基盤となる環境(営巣地としての適性の高い場所)を事業実施区域とその周辺において抽出したものです。事業の実施により、それらがどの程度改変されるのかを予測することで、生息基盤の変化を評価したのとなっています。</p> <p>事後調査の実施期間につきましては、その年の調査結果に基づき有識者へのヒアリング・助言を踏まえて次年度及びそれ以降の調査の是非を検討</p>

表 2-1(22) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>考えられ、もし、オジロワシやチョウゲンボウのように0.95を採用すれば10年間衝突数は3羽近くとなり、計画地に棲息する3つがいで10年間に2-3羽が失われるとの数値になる。今回の調査結果から、風車への衝突が、計画地近傍のクマタカ数つがいの生存に大きな影響を及ぼす可能性は否定しきれない。これについてきちんと論議すべきである。</p> <p>これまで、日本では風車建設後に本格的な衝突調査を行った例が日本ではない。既存の風車に衝突事故があったとしても森林の中では落鳥したクマタカが発見される可能性は極めて低い。衝突事故が過少評価されている可能性が高い。さらに「評価の結果」の項では風車への衝突の影響について何も書かれていない。あたかも、影響が極めて少ないと考えているようである。きちんと評価すべきである。</p> <p>また、営巣地を域内で移動する可能性について、営巣ポテンシャルを理由に可能であろうとしているが、営巣ポテンシャルなる数値が高くてもクマタカが営巣に好まない場所がある可能性は無いのか、野外で証明した形跡がない。営巣地を域内で移動できる可能性については未知数としか言えない。また、繁殖効率低下については何も検討されていない。</p> <p>これらの風車の直接衝突以外の影響はおそらく、建設直後ではなく、数年から十数年後に現れる可能性が高い。また、クマタカの事後調査は建設後1年とされており、クマタカのように2年に1回程度繁殖する鳥類への影響は把握できない。風車建設後、短期間(1年)の事後調査で影響を把握できる可能性はきわめて低い。また、影響が出た場合には風車を撤去するとの記載はない。従って、事後調査は予測の不確定性に対する担保とはなりえない。</p>	<p>する予定です。</p>
5-4	<p>4. サシバの渡りについて</p> <p>今回の調査は春についても、秋についても2020年だけ、それも6日間だけの調査であり、これでは将来の渡りの全容を予測するには全く不十分である。当会の調査でも内陸の渡りルートは風などにより飛翔数に変化する(しろちどり72号)。そのため、数年間のデータを元に解析する必要があると考えられる。しかし、今回の準備書では1期のデータから推定されているだけである。</p> <p>今回のデータは1期だけの結果であるが、秋の渡りで、かなりな数のサシバが計画予定地周辺を渡っている。この山塊の南には青山高原の風車群が青山三角点付近からほぼ途切れなく並んでおり、今回の計画と伊賀側に計画中のシーテックによる風車群が建てられると南北にほぼ10kmに渡る風車障壁ができ、サシバが安全に飛行できるルートがなくなる。これにより、迂回が必要になり、余分なエネルギーを使わざるをえず、渡りの成功率を低め、ひいてはサシバの生存率を下げる可能性があると考えられる。しかし、それについての</p>	<p>ご指摘の風力発電機が尾根上に並ぶ障壁についてですが、本事業及びその周辺でこの障壁を回避するスペースとして、本事業地の風力発電機と(仮称)ウィンドパーク布引北風力発電事業所の最南端の発電機の間には谷を挟んで約2.5kmの空間があり、現状でもこの間の谷上を東西に通過する個体が多いことから、両発電施設が稼働後も同様のルートを通することは可能と考えられます。また、「既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書」(平成30年2月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)では、「渡り鳥の風車回避に伴うエネルギー損失の試算により、エネルギー消費が個体に与える影響は、きわめて軽微だったと考えられた。」との記載があることから、回避によるエネルギー消費が渡りの成功率に及ぼす影響は小さいと考えられます。</p>

表 2-1(23) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>解析は全くない。</p> <p>以上のような問題点のある当該2件の風力発電事業は行うべきではない。あるいは4200kwを明示した方法書を出しなおし、環境影響評価を再度行うべきである。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
6-1	<p>山に人の手が入ったら自然の循環に悪影響が出ることは必至です。</p> <p>「森の宝石」「幻の鳥」と言われる絶滅危惧種のヤイロチョウが消えたら、あなた方は復活できるのですか。</p> <p>自然の生態に悪影響を及ぼすことは分かっているはずですが。</p> <p>自分達が制御できないことはやめて下さい。ちゃんとアセスメントしているのか疑問です。</p>	<p>ヤイロチョウについては、ICレコーダーでの夜間調査により数箇所でも鳴き声を確認したものとなっております。本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p>
7-1	<p>住民説明会で貴社の資料に対して質問させていただいた際、「健康被害はある」と回答されました。これはこの地域住民から基本的人権である「健康で文化的な生活を送る権利」を侵すことですので許されることではありません。</p> <p>説明会で貴社がおっしゃられたように「技術革新が進んでいる」のであれば、健康被害が起きないことを理論理屈、現場現物現実を以って証明してください。</p> <p>私は音の専門家ではなく、医者でもないため、信頼できる専門家である■■■■さんに協力を仰いでおります。</p> <p>■■■■さんが送付された資料に対し理論理屈、現場現物現実を以って健康被害が起きないことを証明してください。専門家である■■■■さんが納得される回答であれば私を含め住民が納得できますので■■■■さんから送付された資料に対し回答してください。</p>	<p>説明会でも引用した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされております。</p> <p>さらに、同指針では、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い評価することが適当との整理が示されています。</p> <p>本事業による騒音及び低周波音の影響については、経済産業省及び三重県にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、騒音及び低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p>
7-2	<p>□風車建設に対する意見書</p> <p>貴社（株式会社グリーンパワーインベストメント、以下GPI）におかれましては、（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業及び（仮称）平木阿波第二ウィンドファーム事業において、津市の平木地区から伊賀市の阿波地区にかけての風力発電設備（以下、風車）の設置に向けて、様々な準備を進められているところだと思います。</p> <p>風車に関して、賛成する人もいれば、反対する人もいます。風車の耐用年数が20年と言われているので、風車が建ってしまったからでは、問題が起こっても、簡単には（20年くらいは）取り壊せないし、建設するときに破壊した山肌や地形が元に戻るまでには、さらに長い年月が必要となります。</p> <p>建設前には、十分な調査研究をすることが必要だし、様々な観点からの検討や議論が必要だと考</p>	<p>風車稼働後に苦情等があれば、まず状況をお伺いし、必要に応じて調査させていただきます。また、状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせていただきます。</p>

表 2-1(24) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>えます。</p> <p>貴社も住民向けの説明会を開催するとは思いますが、時間が限られた説明会では問題点を十分に検討することはできないと考えます。</p> <p>貴社には三重県環境影響評価委員会の答申の中で「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から遠隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること」と記述されています。</p> <p>また、令和 3 年定例会（10 月 19 日）において風力発電事業に対し、一見三重県知事から「県においては、事業者の方々がどういうことを考えているのか常にウォッチしながらですね、知事の出した意見がしっかり守られているかどうか、それによって地域の分断が行われることはないように、しっかりと対応をしていくと、そういう所存でございます。」と述べられております。</p> <p>私は本事業の影響で「もしかしたらこの地域に住めなくなってしまうのでは」と強く懸念しており、不安で眠れぬ日々を過ごしております。近所で立ち話をしていると、私と同じように不安を感じている住民が多く居ることがわかります。どうか我々住民が安心できるよう誠意ある対応を切に願います。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
7-3	<p>三井大林熱川自治会（2009）より</p> <p>2007 年末、東伊豆の別荘地では 1500 ㎡×10 基の風力発電が運転を始めた直後から、住民のなかで健康被害が続出しました。この因果関係を調べるため、事故で風車が停止しているとき、団地自治会が独自に疫学調査を実施した【表 1】。不眠、血圧、胸・腹・歯・鼻・耳痛などの症状が、風車が停止することで大きく改善したことがわかる。</p> <p>——上記のようなことが実際に起きているわけで、このようなことが我々の地域で起きる可能性があると考えるとぞっとします。これでは全く安心できません。このようなことは絶対に起きないことを理論理屈を以って説明して頂きたいです。私もエンジニアの端くれですので理論理屈が通っておれば安心します。もちろん、貴社の理論理屈を第三者の専門家にも目を通して頂き、公平な目線で説明の上、安心したいと思います。上記の東伊豆の件では被害が発生し、調査となっております。地域住民の健康調査はされるのでしょうか？阿波地区だけでも 300 世帯 1000 人おりますが、阿波地区の診療所では対処しきれない人数です。どのように調査されますか？また、その健康被害が風力発電事業のものであるかどうかを説明するには建設前の地域住民の健康調査をする必要がありますがいつ行う予定でしょうか？また風力稼働後はいつ行いますか？さらに調査の信頼性をあげるには n 数を多くとる必要がありますが風力</p>	

表 2-1(25) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	稼働前後でそれぞれ何回ずつ行いますか？GPI はこれらについての見解を述べてください。	※見解は前々項に記載。
7-4	<p>風力発電の被害 親書 - 2016/1/1 由良守生(著)より</p> <p>巨大な風力発電は必ず有害な低周波音（低周波空気振動）を発生させて、周辺の人々に悪影響を与えます。ヨーロッパやアメリカでは、既にたくさん被害報告や研究論文が公開されています。</p> <p>日本では水俣病方式で被害が隠ぺいされてきました。日本騒音制御工学会など、環境省の異常な報告書を比較してみると明らかです。被害が明らかであるのに、行政主導で全国に風力発電の建設が進められています。被害を隠蔽するためのいろんなトリックが仕掛けられています。</p> <p>国策として、地域対策、被害者の弾圧があります。まるで全体主義、ファシズムです。低周波音の被害者となると、耳鳴り、目まい、頭痛などにより生活が一変します。性格の変化、人格の崩壊があります。家族の者でさえ理解できない苦しみに狂います。</p> <p>被害確率は、重傷者で 100 人に一人か二人です。しかし本人ですら気がつかない脳溢血や心筋梗塞といったリスクを含めると、30 パーセントに及ぶと汐見文隆医師など識者や海外の文献では報告されています。由良町では被害範囲は 2km ほどです。体調のよくない人はすぐに亡くなりました。水俣病でもそうですが、被害調査をしないのです。アンケートもしません。</p> <p>被害者や被害地域は厳重に管理されています。いったん管理されるようになると、囚人のようになります。被害の本質が分からないようになります。人として考えることができなくなり、受け売りの言葉だけで話すようになり、薄っぺらな人になります。ロボットのようになる、と支援者の人たちは言います。</p> <p>これに対する行政や議会の悪辣さには驚きます。これほどまでに議員の劣化、悪化が見られることもないでしょう。社会がなおざりにしてきたツケが、このありさまなのだと思います。風力発電の被害とは何か、由良町からの報告です。</p> <p>——上記のような悲惨極まりない状況を私たちの地域で作らないで欲しい。令和 3 年定例会（10 月 19 日）において風力発電事業に対し、一見三重県知事から「県においては、事業者の方々がどうしているのか常にウォッチしながらですね、知事の出した意見がしっかりと守られているかどうか、それによって地域の分断が行われることはないように、しっかりと対応をしていくと、そういう所存でございます。」と述べられておりますようにこのような状況を決して作らないよう事業者、県側でしっかりと対応して欲しい。どのように対応するか、GPI は責任区分がはっきりわかるように 5W1H 形式で起こりうる現象、また他の地域で実際に起きている現象を全て網羅し答えてください。</p>	<p>説明会でも引用した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされており。</p> <p>さらに、同指針では、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い評価することが適当との整理が示されています。</p> <p>本事業による騒音及び低周波音の影響については、経済産業省及び三重県にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、騒音及び低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>風車稼働後に苦情等があれば、まず状況をお話し、必要に応じて調査させていただきます。また、状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせていただきます。</p>

表 2-1(26) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>上記の情報を得て、由良町は一体どのような状況なのか、どうしても気になったので私は実際に行ってきました。その時に撮影した写真が以下です。</p> <p>小さな子供たちが遊んでいる幼稚園から 2km 弱の距離に風車が立ち並んでいました。第一印象は、こんな環境で子供たちを遊ばせているのか？正直、正気の沙汰ではない、と感じました。幼稚園の周りには民家も立ち並んでおり、ここに住んでいる人たちはずっとこの圧迫感を感じているのかと思うと気の毒です。なんせ住んでいるのですから逃げようがありません。本事業で上記のようになってこの地域に住めなくなってしまったらどう対応しますか？私は 4 人家族ですが、全員に被害が起きた場合どう対応しますか？1 人だった場合はどう対応しますか？また犬 2 匹の面倒をどうみてくれますか？うちの猫はかなり人見知りするので家族以外相手ができませんが面倒はどうみまますか？GPI は責任区分を明確にした上で対応を教えてください。</p> <p>由良を訪れた日は風が弱い日でしたので風車は回ったり止まったりでしたが、回っている間は不気味な圧迫感を感じました。一緒に行った妻は「これ、私は耐えられない」と言っていました。事前情報通り、個人差が大きいようです。実際に被害に個人差があるわけですから、GPI は地域住民全てに個別対応してください。どんな現象が起きた時に誰にどのような手法でどのような手順で対応するのかを GPI は地域住民全てに個別対応できるよう教えてください。また、この被害をずっと及ぼすのですからずっと対応してください。でないと困ります。失礼ではございますが御社が倒産された場合はどのようにずっと対応するのですか？GPI は責任区分を明確にした上で対応を教えてください。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
7-5	<p>環境省の公開している資料 風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について 環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室より</p> <p>定格出力と最も近い苦情者宅までの距離を図 3 に示す。苦情を寄せている者までの最短距離は、定格出力に関係なく 1,500m 以内(3,000m・2,000kW の苦情原因は景観によるもの)に収まっている。苦情を寄せている数は、20kW 未満と 2,000kW 前後に大別され、20kW 未満では 200m 以内に集中しているが、それ以上大きくなると定格出力の大きさと苦情を寄せている最短距離に比例関係はなく、1,500m 以内ではどの距離でも苦情が起こりえる状況という結果となった。</p> <p>ここには、“苦情者宅までの距離は、20m から 3000m の範囲だった”との記述があります。</p>	<p>説明会でも引用した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされております。</p> <p>さらに、同指針では、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い評価することが適当との整理が示されています。</p> <p>本事業による騒音及び低周波音の影響については、経済産業省及び三重県にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、騒音及び低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>風車稼働後に苦情等があれば、まず状況をお伺</p>

表 2-1(27) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>これは、少なくとも 3000m の範囲までは健康被害が発生する可能性があることを示しています。</p> <p>また上記の貴社が配布されました資料に対し、住民説明会で「健康被害の可能性が低い、ということは健康被害が起きるといことですか？」と質問させていただいたところ、「健康被害は起きる」と回答されました。これは日本国憲法第 25 条第 1 項に制定されている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に対し違憲行為です。御社は違憲行為であることを承知でこの授業を推進されるのでしょうか？</p> <p>貴社が事業を進めるのであれば「健康被害がない」ことを証明せねばなりません。貴社の説明として「今は技術革新が進んでいる」と話されておりました。ではどのような技術が革新し、どのように変化したことで、どの要素が改善し、どのような理屈で健康被害がなくなったかを理論・理屈・現場現物現実を以って説明してください。これに関しては冒頭のとおり、私は音の専門家ではないため信頼できる専門家である■■■■さんの送付資料への回答を以って判断します。</p> <p>また上記資料には、その健康被害と風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音について明らかな関連を示す知見は確認できない、と記載されています。「健康被害は起きる」と回答されているので、健康被害が起きることはわかっているが、その原因は不明ということでしょうか？文面とおりであるならば貴社はこの事業において地域住民に対し原因不明の健康被害を与えます。地域住民としてこれを受け取れません。もし文面に対する私の認識が違うのであれば、正しい認識を教えてください。また、その正しい認識にも理論・理屈・現場現物現実を以って説明してください。こちらも上記と同じく■■■■さんの送付資料への回答を以って判断します。</p> <p>――阿波地区は伊賀米の生産地です。ちょうどこの資料を作成している中、梅雨の合間の蒸し暑い中で父や近所のおじさんが畦の草刈りをしています。私も早くこの資料をまとめ終えて草刈りに行きたく思っております。みんなおいしい伊賀米を全国の皆さんに届けるべく本当の意味で汗水垂らしてります。JA いがふるさとの HP (http://www.jaiga.or.jp/?=467) では伊賀米を「安全・安心な美味しいお米」と表現しております。しかし、風車の騒音や、振動で睡眠が妨げられれば、体力が落ちる、体調不良となります。真夏に草刈をすることも多いので、草刈をしていて熱中症で倒れ、発見が送れて死亡する場合も予想されます。農作業をしているときに、体調不良で作業を中止しなくてはならないことも考えられるし、死亡事故も増えることが予想されます。予想される中で建設する場合の責任は重大だと思いません。</p>	<p>いし、必要に応じて調査させていただきます。また、状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせていただきます。</p>

表 2-1(28) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>さらに、交通インフラが貧弱である阿波地区は少しの買い物程度の移動でも自動車を運転する必要があるが、寝不足による注意力不足や運転中の居眠りによる交通事故なども十分に考えられます。これらの予想される被害が、風車建設前と建設後で統計的に差が出るならば、その責任は風車を建設した人が負うべきだと考えるが、貴社はどのように考えますか。GPI は責任区分を明確にした上で対応を答えてください</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
7-6	<p>折りしも、昨今の国際情勢により国内での食料自給率を向上させようという動きが出ております。</p> <p>上記のニュースで岸田首相は「世界中で食料不足と食材の価格高騰が続いており、日本の農業に関して言えば、自給率を上げなければならない。」と申されております。</p> <p>我々伊賀米の生産者は昨今のこの事情から、さらに誇りを持って米作に従事しております。「安全・安心」な伊賀米をこれからも「安全・安心」な暮らしが守られている地域住人で作り続けていきたいと思っております。「原因不明の健康被害」によってこの地域に住むことができなくなり、米作が続けられなくなるのは我々生産者の誇りはもちろん、国の方向性に対し食料自給率を下げることとなりますので避ける必要があります。改めて、健康被害が起きないことを理論・理屈・現場現物現実を以って説明してください。</p> <p>さらに上記ニュースで移住を促進するため、空き家の積極的な活用に向けた支援を求められたのに対し、岸田総理大臣は「空き家をどう活用するかは、地方で共通の課題となっていると思う。所有者不明の土地や不動産の扱いを国として、しっかり整理しなければならない」とも申されております。米農家もその多分にもれず、地域に空き家は多くあるけども慢性的な人不足が問題です。私自身、米作を続けるには他の地域から米作りに興味のある仲間を呼んでくる必要があると感じ、地域の空き家に住んでもらいたいと思い、声かけをしましたが、「米作ができるのは魅力的だが風車ができるような地域には住みたくない」と言われました（彼ら夫婦は同様の理由で淡路島への移住も止めています）。田舎暮らしをしようと思う若者のアンテナは非常に高いようで、風車がないことを条件にしているようです。彼らに我が地域に来てもらうためにも、改めて、健康被害が起きないことを理論・理屈・現場現物現実を以って説明してください。</p> <p>「安全・安心」な伊賀米をこれからも「安全・安心」な暮らしが守られている地域住人で作り続けていきたいと思っておりますので真摯な対応をよろしくおねがいします。</p>	
7-7	<p>――岡島氏の論文（岡島 成治，“睡眠の経済分析” .https://www.west-univ.com/library/2020/02_3_2020west.pdf）によると、健康状態を最良</p>	

表 2-1(29) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>にする睡眠時間にすると、正規雇用者の時間当たり賃金が平均的に約 386 円上昇するとある。私は正規雇用者であり平均賃金より高い賃金をありがたく頂いておりますので時間当たり賃金が約 500 円上昇すると想定します。1 日 8 時間労働、年間稼働日 240 日であるので年間 960,000 円となります。つまり寝不足により生じる損失は年間 960,000 円となります。もちろん、これは賃金だけの話であり、寝不足による仕事での作業ミスや交通事故のリスクなどを省いているので最低金額となります。この損失額は、私たった一人の試算であるので、阿波地区の住人 1000 人のうち生産年齢人口比率をざっと見積もって 5 割 (https://www.city.iga.lg.jp/contents/0000003/3098/201803sougousenryaku-zentai.pdf) とすると 500 人に睡眠不足が影響するので、年間 480,000,000 円の損失となります。貴社はこの損失の責任があるが保障の準備はしていますか？準備してあるのであれば、地域住民に担保として約束手形を渡してはいかがでしょうか。準備していないのであれば「健康被害」は絶対に起こしてはいけません。「健康被害」が起きないことを、理論・理屈・現場現物現実を以って説明してください。■■■■さんの送付資料への回答を以って判断します。</p> <p>我が国は総務省の HP (https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd131110.html) に書かれている通り生産年齢人口の減少により、ICT を活用して生産性の向上を目指していると述べております。つまり ICT ということは手段であり、目的は生産性の向上ということです。上記の質問に書いているように年間 480,000,000 円の損失を「健康被害」により発生させるのですか？</p> <p>そうでないのであれば「健康被害」が起きないことを、理論・理屈・現場現物現実を以って説明してください。■■■■さんの送付資料への回答を以って判断します。</p> <p>私たちは、この暮らし良い阿波地区で、ただただ安心して暮らしたいだけなのです。誠意ある対応をよろしくおねがいします。</p>	<p>※見解は前々項に記載。</p>
8-1	<p>・変更前の住民説明会でも周知が徹底されていないという批判がなされたのに、全く改善がなされておらず、地元住民の信頼を勝ち得ようという気持ちが見えない。</p>	<p>住民説明会の周知につきましては、配布エリアに津市及び伊賀市全域を含む新聞 5 紙での公告の他、事業実施区域に近接する地区への回覧、縦覧場所での案内の掲示、弊社ホームページでの案内等を実施いたしました。また、環境影響評価手続きにおける説明会以外にも、直近の地域への個別の説明等も実施しております。</p>
8-2	<p>・ヤイロチョウの鳴き声が繁殖期に聞かれたということは、営巢している可能性も十分ある。他の鳥への配慮の他特別な配慮が考案されていないことは保護として不十分だと考える。繁殖期には工事をしないなどの対応が必要であろう。また、風車の数を減らしたことが保護になるとしている</p>	<p>ヤイロチョウについては、IC レコーダーでの夜間調査により数箇所での鳴き声を確認したのとなっております。本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生</p>

表 2-1(30) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>が、風車の数、位置の変更は、ふもとからの景観に配慮して行われたことであり、ヤイロチョウの生息地との関係で変更が加えられたわけではない。むしろ、一基一機が大きくなったことで、ヤイロチョウへの影響が大きくなった可能性も十分考えられるが、この点についての言及が全くない。また、ヤイロチョウは渡り鳥であるから、ここが通過地点であるとしたら、営巣地となっている場所を特定し、保護については営巣地となっている地域と連携して取り組むべきである。</p>	<p>息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p>
8-3	<p>・経ヶ峰は、津市民にとってもっとも気軽に登れる山であると同時に、県外からも登山客が訪れるほど、登りがいのある山である。四方からの登山道があることも、大きな魅力である。 そして、頂上についた時の360度のパノラマ風景から得られる爽快感は、貴重なものである。 しかし、現在、山の裏側にできた風車で、その感じは侵害されている。これ以上山頂に近い場所がかつ、現在見える風車よりも出力が倍の巨大な風車が建つことは、経ヶ峰からの眺望にとって致命的ともいえる。目線よりも高い位置に絶対に建造物を建ててはならない。 評価準備書では、垂直方向3度までは許されるとしているが、平地ならいざ知らず、経ヶ峰のような眺望が魅力の山では、垂直3度でも許されるものではない。</p>	<p>本事業では経ヶ峰からの景観及び経ヶ峰を望む景観への影響に配慮し、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域の縮小や風力発電機設置基数の削減を行いました。現在、計画している配置についても、なるべく標高の低い場所に配置する等配慮しております。また、構内配電線の地中化、風力発電機の色彩の配慮等の保全措置を講じる計画としています。</p>
8-4	<p>・水質調査の所で、大量の降水量を想定しながら、沢にたどり着くまでに全部染み込むなど、予測がよい加減である。このようないい加減な調査をされては準備書全体を信頼できない。他の団体に改めて調査を依頼するべきである。少なくとも、調査の責任者を変更してやり直すべきである。</p>	<p>水質予測につきましては、予測手順として、最初にTrimble&Sartz(1957)が提唱した「重要水源地上における林道と水流の間の距離」に基づき、仮沈砂池から直近の沢までの距離と傾斜の関係から、仮沈砂池からの放流水が沢に至る間に浸透するかどうかを判断します。その後、浸透しない場合について、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年 監修:建設省都市局都市計画課)に基づき濁水濃度の予測を行う手順となります。今回はその手順で予測・評価したものです。</p>
8-5	<p>・獣害に対する調査がなされていない。近隣には沢山の風車があるのだから、風車建設前後でどのような変化があったか、近隣の農家などへの聞き取り調査を行うべきであるが、全く調査が行われていない。手抜き調査と言われても仕方がない。</p>	<p>今回の準備書の作成に当たっては、動物の哺乳類調査として、鹿等の害獣の生息状況も確認しております。ただし、獣害に関する事項は、農業や人の生活活動との関連性等も高く、環境影響評価で取り扱うことは困難と考えています。 なお、既存の風力発電所構内でもシカ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。獣害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していきたいと考えております。</p>
8-6	<p>・変更前の準備書に対して、専門家の委員の方から、山の尾根を、削ることが、水文に大きな影響を与えることが、十分に考慮されていないと、指摘されていた。 今回の変更は、本数が減ったが、一基一基は、4200kw、高さ170mと、大きくなっている。当然、基礎も、その分大きくなるはずであり、尾根への</p>	<p>山地形での風力発電について、発電に必要な風況を鑑みると尾根上に風車の設置が必要となります。風車ヤードを設置する場所では工事期間中には一時的に裸地ができますが、沈砂池を設置し、沈砂池出口には布団かごを設置することにより、ゆっくりと周辺土壌に地下浸透させる計画としています。その際に、排水方向を検討することで、</p>

表 2-1(31) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ダメージは、変更前よりも、部分的には、大きくなる。このことが、水文に与える影響が、十分に、予測されていない。</p>	<p>流域の地下水量に影響を極力与えないようにする計画です。</p>
8-7	<p>・このサイズの風車は、本州では、まだほとんど建設されていない。地盤が、ゆるい山の尾根に、建てるべきではない。 サイズが大きくなるこの時期に事故が、起りやすいことは、日本風力発電学会等でも報告されている。事故が、起ると、周囲の自然環境に与える影響が、山の場合、大きい。十分に安全性が、確認されるには、8年程度必要とされている。無理に、安全性の確保の検証が、されていない4200kwを、利用せず、当初の3000kwに戻すべきである。</p>	<p>風力発電を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて風車設置位置の地盤状況や風条件を調査し、地震荷重や風荷重などを算出し、その荷重に耐えうる構造設計といたします。また、当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たした上で建設します。また、台風など強い風が吹く日は、安全上の観点から一定以上の風が吹く場合に自動的に風車の運転を制御いたします。</p>
8-8	<p>・4200kwは、欧米での例はあるが、台風仕様ではないので、安全性の面でのデータが、十分とは言えない。</p>	
9-1	<p>20年ごとに建て替えると言うが、説明会で、ブレードのリサイクルについて、母が、質問したが、明確な答えがなかった。 ゴミ問題は、子供の未来にとっては重大な問題だ、埋めるような場所はない。20年で、だめになるような、ものを、自然を壊して建てる必要はないし、処理システムが、確定していないもの、リサイクルシステムが、確立していないものを、大量に利用することは、大きな環境問題であり、未来にツケをまわし、無責任である。</p>	<p>使用後の部品については、利用価値のあるものはリサイクルします。また、処理する際には法令に従って適切に処理します。</p>
10-1	<p>絶滅危惧種のヤイロチョウの保護対策を考えるには、正確な生息地の把握が、重要である。2~3年の期間を要する調査であるが、影響が、出してから、対策することは、ほぼ不可能であることを考えると、やるべきである。 環境の為の再エネ事業で、生物多様性の危機を助長してはならない。 生物多様性の危機は、温暖化以上に、切迫した問題である。</p>	<p>ヤイロチョウについては、ICレコーダーでの夜間調査により数箇所でも鳴き声を確認したものとっております。本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p>
11-1	<p>「環境影響評価準備書」の水質の調査で、188.9mm/lでも、沢に達する前に水が、すべてしみ込むという予測は、ありえない。この様な初歩的なところでいい加減な予測をされては、他の数値も、軒並み信頼できなくなる。 なぜこの様な企業にとって有利になる様な予測をしたのか、納得のいく説明が、必要。できないなら、全部の予測を、やり直すべき。</p>	<p>水質予測につきましては、予測手順として、最初にTrimble&Sartz(1957)が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」に基づき、仮沈砂池から直近の沢までの距離と傾斜の関係から、仮沈砂池からの放流水が沢に至る間に浸透するかどうかを判断します。その後、浸透しない場合について、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年 監修：建設省都市局都市計画課)に基づき濁水濃度の予測を行う手順となります。今回はその手順で予測・評価したものです。</p>
12-1	<p>津市長意見で、「ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の行動圏及び動向を踏まえた調査を行い、(略)予測及び評価をすること」と書かれているが、「準備書」には、その記載がない。そのことに対して、住民説明会で、質問がされたが、「調査・予測はしていない」という返事だった。</p>	<p>今回の準備書の作成に当たっては、動物の哺乳類調査として、鹿等の害獣の生息状況も確認しております。ただし、獣害に関する事項は、農業や人の生活活動との関連性等も高く、環境影響評価で取り扱うことは困難と考えています。 なお、既存の風力発電所構内でもシカ等の野生</p>

表 2-1(32) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>青山高原など、近隣に沢山の風車があるので、聞き取り調査などして、自らデータを集めるべきである。</p>	<p>動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。獣害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していきたいと考えております。</p>
13-1	<p>登山で、経ヶ峰に登りましたが、360°の展望が、素晴らしかったです。今回の準備書では、「布引地ウィンドファーム」のことが、考慮されていない様です。手落ちと言えます。評価しなおすべきです。現在見えている風車よりも小さい場所に、さらに大きいものが、建つことの景観へのダメージが、低く見積られていると思います。</p>	<p>本事業では経ヶ峰からの景観及び経ヶ峰を望む景観への影響に配慮し、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域の縮小や風力発電機設置基数の削減を行いました。現在、計画している配置についても、なるべく標高の低い場所に配置する等配慮しております。また、構内配電線の地中化、風力発電機の色調の配慮等の保全措置を講じる計画としています。</p> <p>なお、経ヶ峰から望む他社計画事業については、本事業計画地の後方に配置されるものであり、経ヶ峰から約 5.7 km 離れ垂直見込角も 1° 程度と影響が小さいことから、考慮しなかったものです。</p>
14-1	<p>経ヶ峰の大きな魅力の 1 つは 360° の展望です。人工物に視野を遮られないことです。しかし、今回の風車は明らかに、山頂に立った時の目線の水平上に出来ず。それも近い。せつかく、山頂にきて、目線の高さに大きな人工物があるのでは、だいなしである。</p> <p>垂直見込角 3° までは、気にならないというのは、平地での話ではないのか。山頂で、これまで、見降す状態だったものが、同じ高に人工物が、できることのマイナスを低く見積りすぎである。</p>	<p>本事業では経ヶ峰からの景観及び経ヶ峰を望む景観への影響に配慮し、事業計画をの大幅にな見直し、対象事業実施区域の縮小や風力発電機設置基数の削減を行いました。現在、計画している配置についても、なるべく標高の低い場所に配置する等配慮しております。また、構内配電線の地中化、風力発電機の色調の配慮等の保全措置を講じる計画としています。</p>
15-1	<p>撤退したと思った計画が、また再開していたことが、驚きである。地元への影響が、大きいのに、周知が、あまりにも、不徹底だ。</p> <p>この様な不誠実な態度を見せられると、出される数値全てが、怪しく見えてしまう。</p> <p>被害の予測は甘く、対策の効果は過大に見積っていると思われる。被害被害なども、わざわざ市長が、調査を指摘しているのに、これといった調査がない。別の調査機関を雇って再調査すべき。</p>	<p>本事業は配慮書、方法書段階から、経済産業省及び三重県の審議を受けるとともに、地域住民の皆様からの様々なご意見も頂戴してまいりました。これらの審議結果、ご意見を踏まえ、現地調査及び予測・評価を行い、今回準備書としてとりまとめたものです。引き続き、環境影響評価の手続きを通して、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p> <p>今回の準備書の作成に当たっては、動物の哺乳類調査として、鹿等の害獣の生息状況も確認しております。ただし、獣害に関する事項は、農業や人の生活活動との関連性等も高く、環境影響評価で取り扱うことは困難と考えています。</p> <p>獣害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していきたいと考えております。</p>
16-1	<p>私の朝は、経ヶ峰を眺めることから始まります。住まいから眺めると長谷山と経ヶ峰が距離の加減で同じくらいの大さきに見え、大変気持ちが落ち着きます。</p> <p>青山高原から笠取山にかけて既に風力発電用の風車が見えていて「あれさえ見えなければな」と感じます。(長谷山の電波塔も多少気になります。)</p> <p>私は経ヶ峰によく登ります。あらゆるコースから登ります。去年は 43 回ほど登りました。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価で頂いたご意見等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行い、自然環境や景観への影響に配慮いたしました。登山ルートについても、方法書において(仮称)ウィンドファーム津芸濃事業として計画していた範囲を大幅に取りやめることで、改変を回避した計画となっております。引き続き、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>

表 2-1(33) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>最近のお気に入りには細野登山口から経ヶ峰西峰（大洞の峰）に直登するバリエーションルートです。航空写真などで見るとよくわかるのですが、植林のない自然林が多いエリアを歩きます。</p> <p>細野方面で歩いていますと笠取山からの風車の音がやけに耳障りな日があります。</p> <p>平木の集落に住んでいたらさぞ辛いだろうと想像します。</p> <p>発電という事業の重要性を考慮しても、投資家の欲で地元の環境を悪化させることは納得できません。</p> <p>青山高原方面に行き沢山の風車が目に入ると「私たちの住むこの地域は、既にこれだけの再生可能エネルギーへの貢献をしているのであるからもう勘弁してほしい！」と思うのです。</p> <p>この度の事業者説明会でも、手続きとして開催し終了させれば次の段階に進められるとの思惑しか感じられず、具体的な地元への貢献は語ることもありません。</p> <p>中山間地の弱みにつけ込んで大資本による開発が行われた結果がうまくいくはずがありません。元手回収して一定の収益が出たら撤退、維持管理のできない設備が残るということは「絶対にない」と言えるのでしょうか？</p> <p>このような考えから、私はこの事業の即時中止を求めます。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
17-1	<p>「環境の保全の見地からの意見」</p> <p>私は、現在年々顕著になっている「地球温暖化」はとても大きな問題で、その防止のためには、自然再生エネルギーへの転換、拡充は必須だと考えています。従って、風力発電所も必要であるとは思いますが。</p> <p>しかし、その開発は、その地域の暮らしおよび自然環境との調和が図られていることがとても重要です。</p> <p>温暖化防止という大義であっても、その地域に住む人々の暮らし、生態系に極度の負荷をかけるようなことは、結局本末転倒となります。</p> <p>その意味で、今回の「(仮称) 平木阿波ウィンドファーム事業及び(仮称) 平木阿波第二ウィンドファーム事業」は、極度にバランスを欠いた計画であり、中止が最善の策であると思います。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、周辺環境や景観への影響の低減を図りました。ご指摘頂いている温暖化対策という目的だけでなく、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられますので、引き続き環境影響に配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p>
17-2	<p>その理由を以下に述べます。</p> <p>・前回の「方法書」において、多くの反対意見書、反対署名(17000 筆強)及び津市長からの縮小要請及び三重県知事からの中止要請がありました。これは、地元で暮らす人々が、この青山高原エリアにこれ以上の風力発電所を作ることに反対するという意思表示です。私も一筆署名させていただきました。地元の住民の反対、中止の要請は、行政手続き的に見ると、これらの意見書、署名でしか意思表示できないという現状があります。従って、この署名運動、行政から意見書は、平和裡に行える唯一そして最大限の意思表示です。これを無視</p>	

表 2-1(34) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>するのは許されることではありません。これが、最大の理由ですし、これだけでも十分な理由です。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
17-3	<p>・6/6「住民説明会」に参加させていただきましたが、事業者からの冒頭の説明で上記の意見書に対する回答はなされず、質疑応答の中で小出しに答えるだけというものでした。誠意を持って再検討、回答されているとは全く感じられません。その質疑応答の中で初めて、事業者が「地球温暖化への貢献」に言及されましたが、本当に事業者がそのことを社会的使命として捉えているのであれば、説明会の冒頭説明の中で理解を求められるよう自ら真摯に語るべきことです。そんな使命感の薄い事業者に、こちらの暮らし、自然環境が痛めつけられるのは理不尽極まりないことです。質疑応答で対応する担当者が、「おかしな面もあるけれど、基準がそうなっている」と責任回避の発言に終始したり、「なんでそんなに言われたいといけない？」という表情をしながら沈黙する場面もありました。誠意のある態度が見受けられず本当に残念です。</p>	<p>環境影響評価の説明会では、事業計画や環境影響評価準備書の内容を中心に説明させていただきましたが、社会にとってまさに必要な事業であるという使命を持って本事業に取り組んでおります。ご指摘の地球温暖化対策という文脈だけでなく、わが国の低いエネルギー自給率や昨今の世界情勢を鑑みると、安全保障の観点からも、純国産エネルギーである再生可能エネルギーの最大限の導入が求められております。弊社としても、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献したいと考えておりますので、引き続き環境影響に配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p>
17-4	<p>・これまで、青山高原には100基程度の風力発電所が既に設置されており、青山高原を面的に見ると相当な範囲に広がっています。6事業者によって個別に開発されてきたので、それぞれに環境影響評価がなされていますが、このエリア全体での環境影響評価はなされていません。素人目にも、この広範なエリアでの風力発電所は、地域の暮らし、生態系に対して十分に大きな影響を与えているだろうと予想されます。その全体の影響調査をせずに、相変わらず個別に影響調査をしていて、なんの意味があるのでしょうか？青山高原エリアは十分に作り過ぎています。これ以上は作るべきではありません。</p>	<p>環境影響評価では、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当との観点から、事業者が実施するものとされております。したがって、事業者が責任を持って対策等が実施できる範囲である事業範囲を環境影響評価の対象区域としております。</p> <p>なお、本準備書では、騒音、低周波音、風車の影について、周辺事業を含めた予測、評価を行っております。</p>
17-5	<p>・今回の「準備書」で、計画書段階から設置数を減らしていますが1基当たりの規模は逆に大きくなり、その設置場所へのさまざまな影響はむしろ大きくなった面も大きいと言えます。</p>	<p>今回の事業計画の見直しにあたっては、風車の設置基数を減らした場合、対象事業実施区域や改変面積を減らすことに直接的に繋がること、単機容量が大きくなったとしても、改変面積や騒音の諸元が比例して大きくなるわけではないことを総合的に勘案し、風車の設置基数の大幅な見直しにより、自然環境への影響や景観への影響を大きく低減できると考え、計画見直しを実施しました。</p>
17-6	<p>・環境影響評価の準備書の「騒音」(p.44)については、現況値と予測値が同じ箇所が2箇所(全体6箇所)もあります。その他の4箇所は全て+1デシベルだけの増加とのこと。観測地の選定、及び予測解析に作為的な印象を受けます。</p>	<p>騒音影響については、対象事業実施区域の最寄り環境保全対象が存在する地点を対象に予測します。今回は、対象事業実施区域周辺集落である平木地区、上阿波地区及び河内地区内の、風力発電機から最も近い住居を対象に予測したものです。</p>
17-7	<p>・また、「低周波音」(p.46)については、現況値50デシベル前後が予測値は60デシベル台に増えたとのこと。基準値100dBには収まっているから大丈夫とのことなのですが、この10デシベルが増えるということ、これは地元の住民にとっては大きな問題です。低周波騒音の影響は個人的差異が生じやすいので、影響を受けやすい人であれば「基準値内なので大丈夫」では済まない問題なのです。</p>	<p>低周波音については、50dB台から60dB台に増加する予測となっておりますが、そのレベルでは人には聞こえない、あるいは感じるができないレベルであることから、影響はほとんどないと考えられます。</p>

表 2-1(35) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
17-8	<p>・「水質」(P. 57) については、1 時間に 188.9 mm というとんでもない強い雨が降っても「沢に達する前に浸透する」という予測でした。この質疑に対して「おかしい感じもありますが、基準でそうなっています」等の責任逃避の返答を繰り返し、全く誠意が見られません。もちろん基準については事業者には責任はありません。しかし、おかしな基準をそのままに我々に説明して納得してもらえんと思われているのでしたら、あまりに失礼ではないでしょうか？</p>	<p>水質予測につきましては、予測手順として、最初に Trimble&Sartz (1957) が提唱した「重要水源地上における林道と水流の間の距離」に基づき、仮沈砂池から直近の沢までの距離と傾斜の関係から、仮沈砂池からの放流水が沢に至る間に浸透するかどうかを判断します。その後、浸透しない場合について、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年 監修：建設省都市局都市計画課) に基づき濁水濃度の予測を行う手順となります。今回はその手順で予測・評価したものです。</p>
17-9	<p>・「動物」(p. 76) について、「ヤイロチョウ」の質疑で、「生存が確認されたが、どの程度どこに生息しているかについては不明だし今は環境影響評価のマニュアルに従って進めていくだけです。今時点で更に詳しく調べるつもりはない」と事業者側の役員からも回答がなされ、全く誠意がありません。「絶滅危惧種」であるヤイロチョウを確認しておきながら、よくわかりませんという姿勢は一体なんなののでしょうか？ 今回の説明で、そもそも国が定めている環境影響調査方法自体に不備があるということは分かりましたが、こちらとしては「はいそうですか」と納得できるはずがありません。</p>	<p>ヤイロチョウについては、IC レコーダーでの夜間調査により数箇所鳴き声を確認したものとっております。本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p>
17-10	<p>・「景観」(p. 96) について、「みさとの丘公園」を評価地点に選定していますが、そのすぐ近くの「みさとの丘学園」の校庭、校舎を選定しなかったのは何故でしょうか？ みさとの丘学園の方が、「みさとの丘公園」よりも標高が高いため風車はより大きく見えるはずですが。そして、そうすると「騒音」「低周波音」も直接学園の児童へも到達する可能性もあります。地域の子供たちは 6~15 歳まで 9 年間をその学園で過ごします。この学園生活への影響評価はとても大事なのです。その場所を外す理由などないはずですが。これも作為的な姿勢を感じてしまいます。</p>	<p>景観の眺望点については、対象事業実施区域が視認できると考えられる可視範囲より、不特定多数の方が利用する場所を選定して、現地踏査結果を踏まえ設定しています。そのため、利用者が学校関係者に限定される「みさとの丘学園」ではなく、近傍の「みさとの丘公園」を選定したものです。</p> <p>また、「騒音」「低周波音」についても直近の風力発電機から約 7 km あることから、その影響はほとんどないものと考えています。</p>
17-11	<p>最後に、どんな事業であっても、作用と反作用、メリットとデメリットは必ず存在しています。そして「温暖化防止」という問題は、人類にとって今後の生存を左右する大きな社会問題であり、待ったなしの喫緊の問題だと私も強く認識しています。その本質は、人類の幸福の希求であり、人々の暮らしの安寧、生態系の豊かさの保全が重要だと思うのです。私も、この津市の山間地域で林業を営み、少しでも林業を元気にしつつ、森が元気に、そして地域の暮らしが豊かに和やかになるように尽くしたいと日々取り組んでおります。地域の人々が、地域の産業が、地域の自然が豊かで元気であってこそ、今後も豊かな暮らしができるものと強く思います。そして社会的使命は、企業の大きさでは決まりません。地域の中小企業であっても、グリーンパワーイン</p>	<p>弊社としても、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献したいということだけでなく、地域の方々に喜んで頂けるような事業にしたいと考えております。地元で事務所を構えて業務をする中で、ご期待の声も頂いておりますので、引き続き地元の方々に喜んでいただけるような事業となるよう、環境への配慮と本地域への貢献を両立できるような事業計画の策定に努めてまいります。</p>

表 2-1(36) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ベストメント様のような大企業であっても同じです。</p> <p>それぞれがその役割を認識して精一杯の貢献に励むことが大事だと思います。</p> <p>事業者であるグリーンパワーインベストメントの皆さん、大きな社会的使命はととも尊く重要ですが、その事業をなさろうとする地域で、地域の人々から喜ばれる事業になるかどうかは、とても重要なことであろうと思います。</p> <p>どうぞ勇気を持って「中止」のご英断をされること、心からお願いいたします。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
18-1	<p>今回のグリーンパワーインベストメント社の風力発電計画に対しわたくしも 100 筆あまりの反対署名を集めさせてもらいました。原子力発電と比較した場合、風力発電は人や環境に悪影響を及ぼすリスクが低いことは、知識のない私でも重々承知しています。</p> <p>ですが、私が山登りを始めるきっかけとなった経ヶ峰、すべてのルートから登りそれぞれの四季の景色を楽しませてもらっているこの山の景観を大きく変化せる今回の計画には反対します。</p> <p>経ヶ峰は津市の山では珍しく県内・県外から多くの人が一年を通して楽しんでいる山です。</p> <p>グリーンパワーインベストメント社の方々もこれだけの計画を立てたからに複数のルートから経ヶ峰を登られているとおもいます。</p> <p>景色の素晴らしさはともかく、落ちているごみの少なさに気づきませんでしたか。</p> <p>経ヶ峰を愛する人々がこれまで積み重ねてきた努力がこの山をきれいにしているのです。</p> <p>その山を変化させようとしているグリーンパワーインベストメント社の計画には断固反対します。</p> <p>インターネットなどで今回の計画に対して記事・意見等々を見的过程中で水の汚染、希少野生動植物、音など色々な問題・住民への周知・県知事、市長からの意見 それぞれへの対応に真摯に対応していないグリーンパワーインベストメントに協力することは断じて出来ません。</p> <p>あなたたちの対応を見ると利益だけを求め、地元の事はどうでも良いとしか見えません。</p> <p>もう、津市の山にこれ以上風車を建設しなくてもいいじゃないですか、計画を白紙に戻してください。</p> <p>グリーンパワーインベストメントの方々会社のすぐそばに風車が建設されても賛成の旗を上げますか。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価で頂いたご意見等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行い、自然環境や景観への影響に配慮いたしました。経ヶ峰の登山ルートについても、方法書において（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業として計画していた範囲を大幅に取りやめることで、改変を回避した計画となっております。引き続き、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
19-1	<p>●景観について</p> <p>当初のウィンドファーム津芸濃事業からの変更により、津市街地からの可視ポイントは大幅に低減されましたが、山頂からの景観については、やはり間近に風車が並んで見えることとなります。</p> <p>経ヶ峰登山を愛好するの方々にとって魅力半減することは確実となりますので、県内外の多くの方々に魅きつける観光資源の大幅な損失となり、津市</p>	<p>本事業では経ヶ峰からの景観及び経ヶ峰を望む景観への影響に配慮し、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域の縮小や風力発電機設置基数の削減を行いました。また、構内配電線の地中化、風力発電機の色等の配慮等の保全措置を講じる計画としています。</p>

表 2-1(37) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>民、三重県民にとって風車建設のメリットをはるかに超えるデメリットになると考えられます。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
<p>19-2</p>	<p>●自然環境への影響 基数の縮小により、全体での影響は低減されると言われますが、巨大化に風車一基当たりの局所的な影響は確実に大きくなります。地上部分とそれに伴う基盤部分の大型化は、工事期間も運転開始後も騒音、振動、乱気流の発生など、野鳥を始めとする動植物の生息環境への影響や地盤が脆い当該地域での災害誘発への影響など、その影響増大は必至であり、またその回避策について甚だ不鮮明であると感じました。</p>	<p>今回の事業計画の見直しにあたっては、風車の設置基数を減らした場合、対象事業実施区域や改変面積を減らすことに直接的に繋がること、単機容量が大きくなったとしても、改変面積や騒音の諸元が比例して大きくなるわけではないことを総合的に勘案し、風車の設置基数の大幅な見直しにより、自然環境への影響や景観への影響を大きく低減できると考え、計画見直しを実施しました。 風力発電を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて風車設置位置の地盤状況や風条件を調査し、地震荷重や風荷重などを算出し、その荷重に耐えうる構造設計といたします。また、当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たした上で建設します。引き続き、関係機関とも協議の上、安全な設計及び対策に努めてまいります。</p>
<p>19-3</p>	<p>●そもそも… 自然エネルギー推進は国の方針ではありますが、国民の利益を損うことなく進めなければ意味がないと考えます。 大規模な開発行為によって貴重な故郷の自然環境を失うことになる現地住民(津、伊賀 亀山市民まで含めた地元という意味)にとって、その見返りとなる発電事業による利益が県外事業者や海外資本へ流出するだけとなる今計画は、将来の地域循環型社会へのビジョンと逆行するものだと言えます。ほんの一握りの土地所有者以外の地元民にとっては、殆んど百害あって一利なしであると考えます。</p>	<p>地元で事務所を構えて業務をする中で、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、ご期待の声も頂いておりますので、引き続き環境への配慮と本地域への貢献を両立できるような事業計画の策定に努めてまいります。</p>
<p>20-1</p>	<p>○地形及び地質の評価について</p> <p>1. 我が母校の中学校の校歌には経ヶ峰が謳いこまれている。が、ここでは地質の観点から批判的意見を述べる。私は津市街地西部郊外の農村部に生活する。この地の水田は経ヶ峰山地を水源とする安濃川から灌漑水を得ていた。(現在は安濃ダムを通じてだが。)</p> <p>毎年、安濃川は夏になると水が枯れ、親たちは集落総出で何日もかかって川底の砂利を掘り、にじみ出る水を集め稲作の灌漑水にしていた。安濃川は堤防のない川と言われていて、天井川の様相を呈している。水源となる経ヶ峰の山系は土砂が崩れて流亡しやすい土質からなっている、あの山崩れで大災害をもたらした中国地方の山地と同じ花崗岩の風化した土質(まさ土)ではないか?歴史的には幾度も水争いが起こってきたし、逆に台風になると洪水も多く起こった。</p> <p>安濃ダムができると毎夏の川底の砂利浚えはなくなったが、経ヶ峰山系の崩れやすい土質のために安濃ダムは予定よりも早く土砂で埋まり、大金をかけて浚渫工事が必要になっていると聞く。水</p>	<p>説明会の中では、全体の時間の関係もあり、地形・地質に関する詳細なご説明ができなかった面があり、ご不便をおかけいたしました。 対象事業実施区域は、服部川、安濃川及び長野川水系に位置しています。それぞれの河川の対象事業実施区域を含む流域面積に対し、今回の事業における改変面積は相対的に小さいこと、法面等は早期緑化や土砂流出防止柵の設置等により土砂の流出を低減させることから、安濃川等への土砂の流出の影響は小さいと考えられます。 引き続き、現地の地形や地質を踏まえた上で、林地開発許可基準等に準拠し、関係機関等との許認可協議を行いながら詳細を詰めてまいります。</p>

表 2-1(38) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>が流れない安濃川は草が生い茂り景観は破壊され、ここも土砂で埋まって浚渫工事が必須となっている。安濃川河口の海岸は砂の供給がなくなってやせ細ってきているのではないかと推測される。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
20-2	<p>2. 土質がどのように評価されているかと気になり 6月6日に安濃町体育館で開催された説明会に参加した。「地形及び土質」の部分は簡単に触れるだけでスルーされた。各風車の工事跡や取り付け道路は植栽で覆うから問題ないですよ、との説明だけ。いみじくも企業の責任者は「風車は太陽光発電のように面でなく、点なので環境に影響しない。カーボン・ニュートラルへの貢献だ。」の強調ばかり。これは本当か？</p>	
20-3	<p>3. それで津市安濃町総合支所に備えられている環境評価準備書の概要書でなく、本書（以下本書）を縦覧した。</p> <p>本書の「地形及び地質」の部分を見ると、①風車予定地の土質が花崗岩又は花崗閃緑岩（広義の花崗岩）で非常にもろい土質であることが分かった。また、②現地調査による崩落地・過去の崩落地を示す地図では風車施行予定地域が花崗岩地帯であり、崩落地・過去の崩落地の密度の高い位置にあることがわかる。特に風車番号 No5～No9 の位置する北東側の部分がひどい。</p> <p>各風車番号の説明でも立地部分の土質が花崗岩質のもの、それが強く風化してまさ化した場所に位置するものがあることが説明されている。概要説明会のように説明を飛ばすようなものでないし、地点地点で表土を剥いだ箇所に表面を植栽すれば済む話ではない。</p> <p>点でなく面あるいは全体として、非常にもろい土質である花崗岩、その風化土、まさ土が工事過程でまた風力発電の運用過程でどう影響されるか？土砂の流亡が促進されないか？評価が必要である。</p> <p>温暖化や砂漠化と並び土壌流亡は地球規模の環境悪化の一つである。噴飯ものの説明、説明スルーで看過できない。</p>	
21-1	<p>経ヶ峰を中心とする地域に、今以上の風力発電等々による開発は不要です。現況より山頂に近いところは、尚のこと不要です。</p>	<p>本事業では経ヶ峰からの景観及び経ヶ峰を望む景観への影響に配慮し、事業計画の大幅な見直し、対象事業実施区域の縮小や風力発電機設置基数の削減を行いました。それにより、津市内から経ヶ峰を望む景観への影響は当初計画より低減されたと考えております。また、経ヶ峰からの景観につきましても、主に垂直見込角について大幅な低減を図りました。さらに、構内配電線の地中化、風力発電機の色等の配慮等の保全措置を講じる計画としています。</p>
22-1	<p>風車建設には、反対です。説明会があったようですが、知りませんでした。</p>	<p>保水力に配慮するために、河川流域ごとの改変面積を可能な限り低減しています。また、風車や</p>

表 2-1(39) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>終わってから知りました。新聞にも載せたそうですが、見逃してしまったようです。 直接、聞きたかったと思います。もっと広く住民に説明会の通知をして欲しかったです。知らないうちに事が進んでいくように思います。 私の住んでいる地域は大雨が降ると、避難指示なり警報がでる場合があります。経ヶ峰から流れてくる支流が穴倉川に合流します。そして増水です。安濃川からの放水があればなおさらです。この計画では増水に影響はないのでしょうか。 川筋だけの問題ではなく、山全体のことを考えれば、補水能力がひくくになると思います。山の木を斬り、道を造り大きな施設をたてる、やがて老朽化して、山の廃墟となる。もうこれ以上自然を壊さないで下さい。 電力が少なくなれば人間の生活を見直していけばいいとこだと思います。 インターネットで環境影響評価書を閲覧しましたが、私の知りたいことが書かれていませんでした。山の補水能力と地域への水害予想です。 三重県には青山高原の風車があります。老朽化するなら、そこを直していけばいいではないですか。新たに山を壊す必要はないと思います。 もう、これ以上自然を壊さないで下さい。</p>	<p>ードを設置する場所では工事期間中には一時的に裸地ができますが、沈砂池を設置し、沈砂池出口にはフトン籠を設置することにより、ゆっくりと周辺土壤に自然浸透させる計画としております。</p>
23-1	<p>(地形及び地質)(廃棄物等) 事業実施区域の大部分は、保安林、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区のいずれかに指定されており、土砂災害の危険性が高い区域である。 この区域内において、約 13.3ha もの広大な森林を改変(すなわち伐採)し約 42 万 m³もの膨大な残土が発生する。 残土の大部分は盛土として処理されるが、1ha を超える盛土が 2 箇所あり盛土高は 8m を越える。 盛土予定区域は、河川渓流部の最上流部にあたり、溪流勾配も 20° と土石流の発生が危惧される。しかし土砂対策は簡易な土砂流出防止柵と小さな沈砂池のみであり、きわめて貧弱である。 静岡・熱海での大事故や近年の降雨強度の高まりを勘案すれば抜本的な対策が必要である。盛土崩壊に関して、どのような予測・評価をしたのか？ 土砂災害の危険性が高い地域で、さらに人為的に盛土する計画は土砂災害発生確立を高めるものであることから、この地域での風力発電は不適であると考えます。</p>	<p>土砂災害に対しては、林地開発許可基準等に基づき、盛土の転圧や締固め、暗渠排水等の排水設備、沈砂池や土砂流出防止柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との許認可協議を行いながら詳細を詰めていきます。</p>
24-1	<p>2 回目の説明会ということでしたが、あいにく出席できませんでした。各々の立場の方が各々の考えや主張をされます。日本のエネルギー需要も、自動車の EV 化を目ざして、これから増々増えてくると聞きます。人口は減少する一方ですが、私達のこの地域でも発電開発が求められた急がされるのでしょうか。北海道のようにブラックアウトの危機を考えなければならぬ状況なのでしょうか。しかし、自然エネルギーを得る為に自然を壊すことがあっては悲しいことですし、その近くに住まわれておられる方の生活にも直結します。そ</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境への影響の低減を図りました。国が示している「2050 年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要となっており、引き続き自然環境や生活環境にも配慮しながら、再生可能エネルギーの普及に取り組んでまいります。</p>

表 2-1(40) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>の辺のところをよく吟味いただいた上で、津市としての方策を決めていただきたく思います。そして皆が納得できる形になりますよう願っています。毎年のようにくり返される異常気象による自然災害とも合いまって、先を見通した賢明な判断をお願いします。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
25-1	<p>風力発電した分、火力発電量は減らしているのか？そうでないなら不要、無意味。 環境に良くなく健康被害もあるというのにそんなにもお金もうけがしたいのかとただただ腹立たしい限りです。 絶対に反対です。情けない！！</p>	<p>送電系統は多数の発電所や需要家から構成されているため、ある風力発電所で発電した分、他などの発電所の出力を減らすということが1対1対応で決まっているものではありませんが、風力発電で発電した分、他の火力発電所等で消費される燃料を削減することができ、その結果CO2排出量の削減につながります。なお、NEDOが公表している「IEA Wind TCP Task 25 Factsheet」によると、風力等の変動性再生可能エネルギーに対応するために従来型電源の出力を増減することによるCO2排出量の増加は、再生可能エネルギーの増加によるCO2の全体的な削減量と比較して非常に小さいことが示されております。</p>
26-1	<p>人口減少の中、今迄の電力のじゅようがあるのでしょうか？ わざわざ作って電気代があがるのなら要りません。</p>	<p>老朽化した火力発電の廃止や原子力発電所の再稼働・新設が停滞していることから、現状でも夏季や冬季のピーク時には電力供給が逼迫している状況です。地球温暖化や気候変動への対応やエネルギー安全保障の観点から、純国産エネルギーであり、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの最大限の導入を目指すことが国のエネルギー基本計画でも示されております。本事業でも環境への配慮や地元理解の促進を行いながら、再生可能エネルギーの導入拡大を目指す考えです。</p>
27-1	<p>安濃町での説明会に参加させていただきました。見直されたという事で内容をお聞きしたのです。前回より風力そのものは拡大されており、例の少ない規模のものになっていると知りびっくりしました。人害、自然災害が絶対がないといえるものでなければ安心できません、ただただ恐怖感つのる説明会であったと思います この事業の白紙を求めます。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、環境への影響の低減を図りました。引き続き、周辺環境への影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
28-1	<p>◆会場準備の不備。発言内容が聞き取れない 1. 参加者からの意見もあったが、環境評価の説明内容、質問者の発言、その解答説明など音響の不備で内容が聞き取れず、過去に経験のない甚だしいお粗末な説明会であった。基本的な準備が全くできていないと言わざるを得ない。(議事録を作成し、参加者に送付してください) 説明会にあたり、先ず参加者のすべてが聞き取れるか確認がなされず最低限の条件がなかった。説明会を実施したことにはならず、再度仕切り直しが必要である。また参加者に録音しないでくださいとは不信感をあおる。</p>	<p>安濃地区の会場としてできるだけ多数の方に入場いただけるよう、安濃中央総合公園内体育館サブアリーナとしました。また、会場が広いのでマイクについても数が多いほうが良いと考え、持込のものと施設に備え付けのもの両方を用いました。一部のマイクの調整が十分でなく、ご指摘をいただいた後は、持込のマイクの利用に変更しましたが、ご不便おかけして申し訳ございませんでした。 なお、参加いただいた地域の方に気兼ねなくご質問いただけるように配慮し、事業者及び参加者の発言内容が断片的に取り扱われることを避けるため、録音しないことをお願いしたものです。</p>
28-2	<p>2. 説明会に登壇している委員の職責・立場を、例えば机の前に名札(ふんどし)等で示し、壇上で参加者に明らかにしなければならない。口頭では聞き取れない。しかと権限のある方が説明や答弁</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。</p>

表 2-1(41) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解																																															
	しているのか半信半疑になる。	※見解は前項に記載。																																															
28-3	<p>◆地元行政の意見の無視と地域の感情</p> <p>1. 本計画には前鈴木三重県知事及び前葉津市長が、本計画は地域としてふさわしくない。承認しない。断固とした意思を住民に対し表明されている。その首長の意向を無視して、事業の推進をしている貴社の姿勢に甚だ疑問を抱く。直ちに本事業計画を撤回すべきである。</p>	<p>ご意見にあるとおり、方法書の手続きにおいては、三重県知事及び津市長並びに多くの住民様から厳しいご意見を頂戴しました。それらを重く受け止めるとともに、現地調査及び影響予測の結果を踏まえ、今回の準備書段階では、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、環境への影響の低減を図っております。引き続き、周辺環境への影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>																																															
28-4	<p>2. この事業は、最も慎重に行うべき基本である事業位置の選定に誤った判断をしてしまった。青山高原に設置されている設備を見て、安易な判断をしてしまった。時代とともに地域の環境や社会の環境は大きく変化している。地域の空気や感情を読む努力がされなかったことにある。</p>	<p>国が示している「2050年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要であり、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられますので、引き続き自然環境にも配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p>																																															
28-5	<p>◆方法書からの変更内容</p> <p>1. 第一期事業の変更内容は、単機出力の大型化による基数削減であって目的の最小化や影響軽減には値しない。かえって大型化による技術面での安全性、環境影響の拡大など懸念が拡大した。</p>	<p>今回の事業計画の見直しにあたっては、風車の設置基数を減らした場合、対象事業実施区域や改変面積を減らすことに直接的に繋がること、単機容量が大きくなったとしても、改変面積や騒音の諸元が比例して大きくなるわけではないことを総合的に勘案し、風車の設置基数の大幅な見直しにより、自然環境への影響や景観への影響を大きく低減できると考え、計画見直しを実施しました。</p> <p>また、風力発電機を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて風車設置位置の地盤状況や風条件を調査し、地震荷重や風荷重などを算出し、その荷重に耐えうる構造設計といたします。その上で、当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たした上で、建設します。</p>																																															
28-6	<p>2. 第二ウィンドファーム事業の計画が計上されており、説明会のその後の事業計画は考えていないと言いつけられたとの答弁と一致しない。(虚偽説明になる)津芸濃事業として計画していたと既得権的な表現になっているが、何らその事業が地域によって同意を得た事業ではない。</p>	<p>(仮称)平木阿波第2ウィンドファーム事業につきましては、方法書時までは(仮称)ウィンドファーム津芸濃事業として計画していたものですが、環境影響評価手続きで頂いたご意見や現地調査の結果を踏まえ、大幅な基数の削減を含む事業計画の見直しを実施し、対象事業実施区域も大幅に小さくなったことから、事業名称も変更したものです。引き続き、環境影響にも配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p>																																															
28-7	<p>◆環境影響評価の検証</p> <p>1. 施設稼働後の騒音評価 最も重要な、風車からの発生源の値、低周波音の発生減の値がどこに記載されているのか不明確。将来予測値結果の算定根拠が示されていない。</p>	<p>ご指摘の風力発電機の諸元については、以下に示す諸元を、騒音では p. 801 の表 10. 1. 3-15 に、低周波音では p. 829 の表 10. 1. 4-4 に示しております。</p> <p>■騒音予測に用いた風力発電機のパワーレベル及び周波数特性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="7">1/1オクターブバンド中心周波数(Hz) : A特性パワーレベル</th> <th rowspan="2">A特性 (dB)</th> </tr> <tr> <th>63</th> <th>125</th> <th>250</th> <th>500</th> <th>1000</th> <th>2000</th> <th>4000</th> <th>8000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本事業</td> <td>86.3</td> <td>93.5</td> <td>98.2</td> <td>100.5</td> <td>100.4</td> <td>97.7</td> <td>92.7</td> <td>85.1</td> <td>106.0</td> </tr> <tr> <td>既存施設</td> <td>89.2</td> <td>91.0</td> <td>88.5</td> <td>97.2</td> <td>102.5</td> <td>98.3</td> <td>97.8</td> <td>87.3</td> <td>105.9</td> </tr> <tr> <td>計画中施設</td> <td>87.2</td> <td>94.8</td> <td>93.9</td> <td>96.7</td> <td>98.5</td> <td>94.2</td> <td>82.7</td> <td>75.4</td> <td>103.1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1/1オクターブバンド中心周波数(Hz) : A特性パワーレベル							A特性 (dB)	63	125	250	500	1000	2000	4000	8000	本事業	86.3	93.5	98.2	100.5	100.4	97.7	92.7	85.1	106.0	既存施設	89.2	91.0	88.5	97.2	102.5	98.3	97.8	87.3	105.9	計画中施設	87.2	94.8	93.9	96.7	98.5	94.2	82.7	75.4	103.1
項目	1/1オクターブバンド中心周波数(Hz) : A特性パワーレベル							A特性 (dB)																																									
	63	125	250	500	1000	2000	4000		8000																																								
本事業	86.3	93.5	98.2	100.5	100.4	97.7	92.7	85.1	106.0																																								
既存施設	89.2	91.0	88.5	97.2	102.5	98.3	97.8	87.3	105.9																																								
計画中施設	87.2	94.8	93.9	96.7	98.5	94.2	82.7	75.4	103.1																																								

表 2-1(42) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解																																																																																																																																		
		<p>■低周波音予測に用いた風力発電機のパワーレベル及び周波数特性</p> <p style="text-align: right;">単位: dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="11">1/3オクターブバンド中心周波数(Hz): 平坦特性音響パワーレベル</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>1.25</th><th>1.6</th><th>2</th><th>2.5</th><th>3.15</th><th>4</th><th>5</th><th>6.3</th><th>8</th><th>10</th><th>12.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本事業</td> <td>133.1</td><td>131.8</td><td>130.5</td><td>129.2</td><td>127.9</td><td>126.6</td><td>125.3</td><td>124.0</td><td>122.7</td><td>120.7</td><td>118.7</td><td>116.7</td> </tr> <tr> <td>既存施設</td> <td>121.0</td><td>121.9</td><td>118.2</td><td>118.1</td><td>117.4</td><td>116.1</td><td>113.4</td><td>112.1</td><td>110.6</td><td>109.1</td><td>107.8</td><td>106.6</td> </tr> <tr> <td>計画施設</td> <td>119.2</td><td>117.5</td><td>118.9</td><td>122.4</td><td>121.2</td><td>121.2</td><td>121.4</td><td>120.7</td><td>119.4</td><td>118.8</td><td>119.8</td><td>117.8</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="11">1/3オクターブバンド中心周波数(Hz): 平坦特性音響パワーレベル</th> <th rowspan="2">G特性</th> </tr> <tr> <th>16</th><th>20</th><th>25</th><th>31.5</th><th>40</th><th>50</th><th>63</th><th>80</th><th>100</th><th>125</th><th>160</th><th>200</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本事業</td> <td>115.1</td><td>113.3</td><td>111.5</td><td>110.2</td><td>109.2</td><td>108.0</td><td>107.1</td><td>106.3</td><td>105.4</td><td>104.5</td><td>103.9</td><td>103.0</td><td>128.4</td> </tr> <tr> <td>既存施設</td> <td>103.9</td><td>102.1</td><td>101.1</td><td>101.3</td><td>101.7</td><td>97.4</td><td>102.6</td><td>99.8</td><td>108.0</td><td>100.5</td><td>96.8</td><td>93.8</td><td>117.5</td> </tr> <tr> <td>計画施設</td> <td>113.3</td><td>114.2</td><td>114.1</td><td>112.7</td><td>112.3</td><td>111.2</td><td>109.8</td><td>107.2</td><td>105.6</td><td>108.7</td><td>102.1</td><td>97.5</td><td>128.5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	1/3オクターブバンド中心周波数(Hz): 平坦特性音響パワーレベル											1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	本事業	133.1	131.8	130.5	129.2	127.9	126.6	125.3	124.0	122.7	120.7	118.7	116.7	既存施設	121.0	121.9	118.2	118.1	117.4	116.1	113.4	112.1	110.6	109.1	107.8	106.6	計画施設	119.2	117.5	118.9	122.4	121.2	121.2	121.4	120.7	119.4	118.8	119.8	117.8	項目	1/3オクターブバンド中心周波数(Hz): 平坦特性音響パワーレベル											G特性	16	20	25	31.5	40	50	63	80	100	125	160	200	本事業	115.1	113.3	111.5	110.2	109.2	108.0	107.1	106.3	105.4	104.5	103.9	103.0	128.4	既存施設	103.9	102.1	101.1	101.3	101.7	97.4	102.6	99.8	108.0	100.5	96.8	93.8	117.5	計画施設	113.3	114.2	114.1	112.7	112.3	111.2	109.8	107.2	105.6	108.7	102.1	97.5	128.5
項目	1/3オクターブバンド中心周波数(Hz): 平坦特性音響パワーレベル																																																																																																																																			
	1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5																																																																																																																								
本事業	133.1	131.8	130.5	129.2	127.9	126.6	125.3	124.0	122.7	120.7	118.7	116.7																																																																																																																								
既存施設	121.0	121.9	118.2	118.1	117.4	116.1	113.4	112.1	110.6	109.1	107.8	106.6																																																																																																																								
計画施設	119.2	117.5	118.9	122.4	121.2	121.2	121.4	120.7	119.4	118.8	119.8	117.8																																																																																																																								
項目	1/3オクターブバンド中心周波数(Hz): 平坦特性音響パワーレベル											G特性																																																																																																																								
	16	20	25	31.5	40	50	63	80	100	125	160		200																																																																																																																							
本事業	115.1	113.3	111.5	110.2	109.2	108.0	107.1	106.3	105.4	104.5	103.9	103.0	128.4																																																																																																																							
既存施設	103.9	102.1	101.1	101.3	101.7	97.4	102.6	99.8	108.0	100.5	96.8	93.8	117.5																																																																																																																							
計画施設	113.3	114.2	114.1	112.7	112.3	111.2	109.8	107.2	105.6	108.7	102.1	97.5	128.5																																																																																																																							
28-8	<p>2. 地形及び地質の調査</p> <p>布引山系には活断層の存在もしめされている。設置場所との活断層の位置関係や影響、想定されている南海トラフ地震における耐震性など、評価がされていない。</p>	<p>本事業計画に当たっては、「三重県内活断層図(中南海地域)」(三重県、2006)、「三重の活断層」(三重県、2012改訂)、「新編日本の活断層」(活断層研究会、1991)、政府の地震調査研究推進本部による長期評価、「活断層データベース」(産業技術総合研究所公開)、「活断層詳細デジタルマップ 新編」(今泉・宮内・堤・中田編、2018)等の活断層について公表された資料を調査した上で、活断層が存在する可能性が低いと判断し、その旨準備書のp. 890に示しております。</p> <p>また、風力発電機を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて風車設置位置の地盤状況や風条件を調査し、地震荷重や風荷重などを算出し、その荷重に耐えうる構造設計といたします。その上で、当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たした上で、建設します。</p>																																																																																																																																		
28-9	<p>3. 生物や動物への影響</p> <p>実態調査はされているが、会場発言のように未調査種もありそう。予測の評価が抽象的判断で問題はない、あるいは設置後継続調査を実施することで、環境事前評価にはならない。</p>	<p>現地調査について、方法書段階で専門家にヒアリングを実施し、方法書手続きにおいて頂いたご意見も踏まえ適切な時期・手法で現地調査を実施しております。また、調査結果及び予測・評価についても再度専門家にヒアリングを実施し、ご指導いただいた事項について追加で予測評価をする等、準備書に反映しております。今後は、経済産業省及び三重県で審議していただき、その結果を評価書に反映してまいります。</p>																																																																																																																																		
28-10	<p>◆最後にまとめ</p> <p>1. 本事業は地元意向を無視した営利事業と言わざるを得ない。設置候補地が全く間違っている。再生エネルギーの活用は国家の最重要課題であり大いに推進を支持したい。しかしながら設置場所の選定を間違っている。直ちに計画の撤回をすべきである。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境や景観への影響の低減を図りました。この計画見直しにより、経ヶ峰山頂から最寄りの風車までの離隔が大きくなったほか、津市内からの景観についても大きく改善されたと考えております。</p> <p>国が示している「2050年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要であり、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられますので、引き続き自然環境にも配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p>																																																																																																																																		
28-11	<p>2. 経ヶ峰登山愛好者として、年間180回程度経ヶ峰に登山している。山頂からの風景、流れゆく雲や風、豊かな緑や展望に、多くの人が楽しいでいる。多くの小中学校、高校などの校歌「秀麗清き経ヶ峰と…」うたわれ、慕われ育ってきた経ヶ峰に、このような大型風車の設備が計画されることにやりきれない悲しさを感じ、誠に残念である。私たちのふるさと、心のふるさとをそっとしておいてほしい。貴社の営利目的主体の事業を持ち込まないでほしい。経ヶ峰を愛する私たちを失望させないでください。日本全国、事業に適切な風はどこでも吹いている。</p>																																																																																																																																			
29-1	準備書への意見。	本事業では、これまでの環境影響評価の手続き																																																																																																																																		

表 2-1(43) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>日本ではエネルギー資源のほとんどを海外に頼っており、国内でエネルギーを生産する必要性は理解するし、再生可能エネルギーの割合を上げていかなければならないことも理解している。しかし、津市においては 2022 年度 6 月の津市議会でも明らかにされたように青山高原から連なる風力発電群による発電量は市民の需要を超えて国にも貢献していると言える。一方で青山高原から笠取山の布引山地に建ち並ぶ風車は遠くから見れば未来的で美しいかもしれないが、美里地区から見上げると笠取の尾根が削られ、不自然なギザギザになっている姿や、登山しようと出向くと無残にも崩れた作業道の法面、かつては緑だったが人の力を加えたために鹿により食害されいつまでたっても裸のままの地面を見ることになる。付近の低山で風力発電の工事が行われていない所では鹿害がひどくてもこのように赤い地面をさらしたままになっているところなどない。この地域で見られる土砂の特性か 笠取の麓の谷は上から徐々に風化浸食されて埋まり、谷の土砂を掻き出す工事も行われた。県による林道も土砂崩れなどの影響で工事期間が大幅に伸び、予算の追加が必要になる難工事場所である。このような場所に設置することをあきらめてほしい。</p>	<p>で頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境や景観への影響の低減を図りました。国が示している「2050 年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要となってまいりますので、引き続き周辺環境にも配慮しながら、再生可能エネルギーの普及に取り組んでまいります。</p> <p>また、本事業の実施に当たっては、ご指摘のような土砂崩れ等が発生しないよう、現地の地形や地質を踏まえ、林地開発許可基準等に準拠した適切な設計・施工を行います。また、供用時は管理用道路や風車ヤードの適切な維持管理に努め、土砂流出等の不具合を確認した場合は、事業者の責任において復旧を行います。</p>
29-2	<p>①事業は一つ一つだけを見るのではなく 累積する影響が考えられる。津市民はそれを明らかに感じており、さらに経ヶ峰エリアに風車は要らない、ここは守りたいと多くの声が集まったのは事業者も三重県知事も津市長もわかっているはずだ。山頂から見える 360 度のパノラマが自慢の山だった。現在計画されている本事業も含めて考えるとその 1/3 が風車の見える光景となる。それは美しい津市のシンボルと言えるだろうか。折からのアウトドアブームで登山客もどんどん増えている。大阪の山道具屋さんではキャンプ適地、朝焼けも夕焼けも見えると案内がされている。それに魅了された若い移住者もいる。事業者は景観について縦方向への圧迫感が減ったと言っているが横方向への影響も考慮してほしい。</p>	<p>本事業では経ヶ峰からの景観及び経ヶ峰を望む景観への影響に配慮し、事業計画の大幅な見直し、対象事業実施区域の縮小や風力発電機設置基数の削減を行いました。それにより、津市内から経ヶ峰を望む景観への影響は当初計画より低減されたと考えております。また、経ヶ峰からの景観につきましても、垂直見込角及び水平見込角ともに大幅な低減を図りました。さらに、構内配電線の地中化、風力発電機の色彩の配慮等の保全措置を講じる計画としています。</p>
29-3	<p>②また、説明会で質問した際の答えによると事業者も日本の山地に設置されたのを見たことがない三重県のどの建造物より驚くほど高い、本州ではまだ類を見ない大きな規模の風車の設置が予定されている。それを支えるためか準備書によると 15-13m の掘削を行う場所もあるらしい。設置地点には多くの湧水が見られる。地下の水の流れなど変わった場合に湧水地点は変わってくるのではないかと追加調査を求めたい。</p>	<p>本事業では、河川流域ごとの改変面積を可能な限り低減しています。また、風車ヤードを設置する場所では工事期間中には一時的に裸地ができますが、沈砂池を設置し、沈砂池出口にはフトン籠を設置することにより、ゆっくりと周辺土壌に自然浸透させる計画としております。その際に、排水方向を検討することで、流域の地下水量に影響を極力与えないようにする計画です。加えて、施工後には、法面の早期緑化を測ることで水の流れへの影響の低減に努めます。</p>
29-4	<p>③湧水や表流水はいずれ河川の水となる、植林地に十分に手が行き届かないなどで森の保水量が下がっている今、これ以上の悪影響が考えられる改変は避けるべきだと考える。農業への影響も大きいと思われる。まだ日本のどこでも確かめられていない影響予測計算は信じることができない。原</p>	<p>保水力に配慮するために、河川流域ごとの改変面積を可能な限り低減しています。また、風車ヤードを設置する場所では工事期間中には一時的に裸地ができますが、沈砂池を設置し、沈砂池出口にはフトン籠を設置することにより、ゆっくりと周辺土壌に自然浸透させる計画としております。</p>

表 2-1(44) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>子力発電所も大丈夫と言う計算のもとに設置されたことは周知のことである。東京の業者が自分の生活に関係のないところで試して 何らかの事故が起きた際いったい誰が元の環境を戻してくれるのだろう。現在の制度では事故が起きても国も自治体も責任を取らない。事業者が最大限配慮すると言っているが いったん手をつけてしまったら元に戻すことは事実、不可能である。だからこそ慎重に慎重を重ねての施業が望まれる、地域の農業や河川環境に影響が出ては困るのだ。現在の設定されている沈砂池(9)に関して特に地盤が崩壊土砂流出危険地域に指定されていることもあり、黒曾側へと排水が浸透するとされているが一帯に満遍なく浸透していたものがヤード全体を一方に水分を集め以前とは違う量を含むことになり危険ではないかと思う。そもそも危険地域と近いまたは影響があるだろう位置に設置を行うことに危惧を持つ。また沈砂池(10)は沈砂池(5)同流域に排水は流れ込むとされ、予測水量も多めになっているが沈砂池(10)の北北東にある谷からいずれ砂防指定河川に流れ込むと考えられる。毎年貯水量も落ちている安濃ダムへ流れ込む堆積土砂は年々増えていると聞く、直接事業地から出る土砂濁水だけでなく水の流れが変わることによる風化、浸食によって下流に流れ込む土砂への影響も考慮されたい。また 自分たちの調査のみでなく 安濃ダム関係者や地域住民の知見も調査しここに反映されるべきである。水に関することは地域住民の歴史的な知識や農業従事者の実体験に基づく知見が物理学的予測を上回って正しいことがあることも日本人はよくわかっている。再度の調査と検討を求める。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
29-5	<p>④設置場所についても意見を述べる。そもそも今回初めて具体的な設置場所と風車の規模が示された。方法書では設置場所や風車の規模が今回の計画とは大きく異なっており、地域住民の意見が適切に反映されているとは言い難い。今回初めてくわしい配置や規模が明らかになったにもかかわらず 事業者は住民の意見を反映したとして次の段階に進もうとしている。これでは各場所に関して住民の知っている事実や科学的知見も反映されないまま今事業は次に進むことになる。今回の変更で環境に与える影響も全く違うと考えられると思われるので、改めてこの事業について考える必要がある。実質的にこのエリアについての環境影響評価の方法が適正であるかどうかは前回の方法書を公告した際とは事業規模も 立地も、各風車の大きさも異なるのであればこれは新しく地域住民に広く知らせて意見を求めるのが当たり前だと考える。それを行わない事業者の態度は不誠実としか思えない。日本の将来にわたって再生可能エネルギー分野で貢献し、そのことで環境保全に努めるといふ事業者の意図を汲むならば、丁寧な対応が遠くからでは見えないかもしれない地域の環境も守り、地域の人々にも合意を得られ、持続可</p>	<p>今回の事業計画の見直しにあたっては、風車の設置基数を減らした場合、対象事業実施区域や改変面積を減らすことに直接的に繋がること、単機容量が大きくなったとしても、改変面積や騒音の諸元が比例して大きくなるわけではないことを総合的に勘案し、風車の設置基数の大幅な見直しにより、自然環境への影響や景観への影響を大きく低減できると考え、計画見直しを実施しました。</p> <p>調査の地点や手法については、専門家へも再度の聞き取りを行っており、基本的には風車の設置基数や改変面積が減少する方向の見直しであることから、方法書にお示しした内容で問題なく対応できると判断いたしました。また、項目によっては当初計画した内容の見直しも行っており、特に動物について調査地点数を大幅に増やし、適切な現地環境の把握に努め、予測及び評価を実施いたしました。今後、経済産業省や三重県で審議していただき、さらに環境への影響を低減してまいります。</p>

表 2-1(45) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>能な社会形成につながると考える。現在のような方法では知らされた人と知らされていない人で地域を分断し、知らされていない人がほとんどであり、経験や思い、知識のある方が知らないまま事業が進んで、意見を述べる機会は奪われている。そこにあるが広くは知られていない大切なものを失ってしまうことは避けられない。計画が大きく変更になったのだから もう一度方法書からやり直すべきだ。大きくなった場合の景観を含める環境へ配慮はこれで十分なのか考える時間がなさ過ぎる。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
29-6	<p>⑤当初計画より基数が減ったことにより 環境への影響が軽減できる。と書いているが 現状のままと比較すると、事業による改変は少なからず影響を与えることには間違いない。当該の津市、伊賀エリアは従前から風力発電が多数行われている。そして、地域で利用される電力以上の発電が行われている。東日本大震災の原発事故や九州での太陽光発電の出力制限から考えると必要とされる電力はできるだけ電力消費地に近いところで生産すべきだと思う。技術の革新により充電可能になっても 環境への悪影響を特定のエリアが受け続けることは日本にとって好ましくない。2022年6月の最高裁の判断によると電力事業者が起こした事故や悪い影響は事業者が責任を持って保障することになる。今の制度では津市、伊賀市のように数社が電力事業を行っている場合、その累積する環境破壊による影響はそれぞれのエリアの分を各事業者が予測し引き受けることになっている。これについては制度上の問題もあるが、各事業者が経済活動を行うために「低減される」と自分都合で定義し予測した環境破壊が累積して大きな損失になるのを黙ってみているわけにはいかない。森林が荒廃し、改変により地盤への影響から風化浸食により、農業用水に係る維持費が増大し、360度のパノラマが自慢だった山の魅力は薄れ観光資源を失い、人工的な巨大建造物により田舎の特徴も失われ、猛禽類も確認できるような多様な自然が失われ、自然志向の移住者にも見向きをされなくなり、人口減少へとつながって人のいない 荒廃した元田畑の広がる地域になってから気づくのでは遅い。何としてもこれ以上の改悪を許すことなく、残る自然を守っていく英断を津市、伊賀市関係行政機関にお願いしたい。美しく住みやすいふるさとを守ってほしい。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入は、国が示している「2050年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のために、推し進める必要があると考えております。ただし、ご意見にもあるとおり、事業によって少なからず環境に影響を与えることとなりますので、これまでに経済産業省及び三重県の審議を経るとともに、様々な項目で現地調査や予測・評価を行い、風車設置基数の大幅な削減といった計画の見直しを行ってまいりました。今後も地域住民の皆様のご意見、経済産業省及び三重県の審議における意見などを真摯に受け止め、引き続き自然環境や生活環境にも配慮しながら、再生可能エネルギーの普及に取り組んでまいります。</p>
29-7	<p>⑥アベマキ-コナラ群集地の改変を行うことになっているが 尾根部に残されている数少ない落葉広葉樹林でそこを歩くと森の美しさに感動する。スギ植林でないところは多くの生物にとって大切な貴重な環境である。調査によって確認されたリスやホンドモモンガなどの動物も広葉樹のもたらす明るくなる林床に豊かに生える植物とそこを生息地とする昆虫や動物がいるからこそ生息できている。クマタカや猛禽類が確認されているが猛禽類がいるということは豊かな自然が存在している</p>	<p>改変区域は風車の配置や地形などを総合的に勘案して計画しており、可能な限り改変面積を少なくできるよう検討しておりますが、やむを得ない伐採範囲が生じてしまいます。 なお、アベマキ-コナラ群集は調査範囲内で67.82ha、対象事業実施区域内で40.01ha分布しております。そのうち改変を行うのは3.7haであり、樹木の伐採は必要最小限にとどめるような計画といたしました。今後の詳細設計においても、極力改変面積を低減できるよう工夫し、環境への影響</p>

表 2-1(46) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ことの証明であり、人工林でないこのエリアには手をつけなくてもいい。落葉広葉樹林のある山の保水力は杉植林地とはくらべものにならない。不可避な理由がある場合を除いては二次林などの自然林に近づいているエリアは改変を避けるべきだ。</p>	<p>の軽減に努めてまいります。</p>
29-8	<p>⑦922 ページから 932 ページによると 2 号風車の設置予定地はすでに過去に崩壊し、土砂崩壊対策が行われているところで地盤に危険があることが分かっている。6 号地では盛り土予定地の端が谷にかかっている。9 号地はかなり尾根を削ると書いてあるが高さと広さが書いてないので明記してほしい。また 9 号地は崩壊土砂流出危険地域内となっている。他の地点も断層に端がかかっていたり、断層があるとされているところが含まれており不安はあるがこの三地点は特に調査結果を考えると適地とは言えないのではないと思う。適切な工法を選び、影響を低減することが可能であるとしているが初めから危険度の高いとわかっているところに設置するのは地元にとって恐怖である。生活に必需のものではないので環境や生物の命を失う危険を冒してまで設置することは同意できない。</p>	<p>風力発電を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて風車設置位置の地盤状況や風条件を調査し、地震荷重や風荷重などを算出し、その荷重に耐えうる構造設計といたします。また、当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たした上で建設します。</p> <p>切土、盛土等の造成における設計・施工にあたっては、下記のように、林地開発許可基準等に基づき、今後、関係機関等との許認可協議を行いながら安全な事業計画を策定してまいります。</p> <p>なお、ご指摘の各地点については以下のように考えております。</p> <p>2 号風車計画地の南側に位置する林道には、斜面安定対策としてグラウンドアンカー工が施工されております。本事業におきましては、地盤状況を確認した上で、基準に従ったのり面の安定勾配を採用することで斜面を不安定化させないように努めます。</p> <p>6 号風車計画地のように盛土が谷部にかかる位置については、林地開発許可基準等に基づき、盛土の転圧や締固め、暗渠排水等の排水設備、沈砂池や土砂流出防止柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との許認可協議を行いながら安全な事業計画を策定してまいります。</p> <p>切土を計画している 9 号風車につきましては、調査によって地盤状況を確認した上で安定勾配による切土工事を行い、適切なのり面保護工を施工することで土砂の流出を防ぎ、安全性を確保できるものと考えております。</p>
29-9	<p>森林インストラクターとして</p> <p>⑧このエリアにホンドモモンガや日本リスと言ったかわいらしい動物が確認されたことを誇りに思う。以前より早朝登山時 4 時から 5 時ころにリスやヤマネに似た丸くてかわいらしい生物を見かけていた。やはり広葉樹のある、二次林が見られるところだ。今回ヤイロチョウの生息も確認されてクマタカと並んで事後調査対象になっている。ヤイロチョウはまだわからないことの多い幻の鳥とも言われ、福井や四国、九州で大切に保護調査されている。環境省によって絶滅危惧種に指定されている。広葉樹林に生息し、非常に警戒心の強い鳥だ。状況に応じてさらなる環境保全措置を行うとしているが、構造物によって環境が失われ改変されたことが原因の場合いったいどのような措置が行われるのでしょうか。失われてしまったものは二度と戻らない。クマタカも同様である。ヤイロチョウは今回初めて確認され、生息エリアの特定に至っていない。確認された以外の所に生息し</p>	<p>ヤイロチョウについては、IC レコーダーでの夜間調査により数箇所でも鳴き声を確認したのとなっており、本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p>

表 2-1(47) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ているかもしれない。2～3年の調査をあらかじめ行い、渡りの途中であるのか 繁殖地なのか 生息状況が明らかになるまで 工事の開始をのぼすことを進言する。写真撮影者が多いだけで飛来数が減り、種の存続が危惧されると九州の環境省がおしらせを出している。慎重な取り扱いが必要だ。生息地点のみでなくその周りの広葉樹を含むエリアを保存し、手をつけないことも必要ではないだろうか。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
29-10	<p>⑨人間生活の発展維持のために自らを含む自然を壊していくことは結局 人間自らが住みにくい環境にしてしまうことはこの100年の中で明らかになっている。事業者には冷静にそのことを考えてほしい。植物に関しても 動物に関しても 景観に関しても事業者は「適切な措置をとることで影響を低減できる」と述べているが適切とはいったいどのようなことを指すのであろうか。「可能な限り」「極力」「適切に」という言葉は主観的なものでそれが真の意味で環境にとって適切と言えるとは限らない。累積負荷の大きいこの地域にこれ以上の環境破壊は避けるべきである。皆が朝夕に眺め、地域の宝である経ヶ峰の環境(頂上からの景色、登山道の楽しさを含む)を壊すこの事業はどのような形でも実行されるのは私にとっては適切とは思えない。</p>	<p>新たに事業を実施する場合には、環境に対して少なからず何らかの影響を与えることとなります。そのため、一定規模以上の事業については環境影響評価制度が定められており、事前に現況調査及び予測・評価を行い、事業者の実施可能な範囲で環境保全措置を講じることで影響を軽減することが求められます。この手続きの過程には、地域住民の皆様からのご意見をお聞きし、県や国の専門家により審議を受け、それらを踏まえて事業計画を検討することも含まれます。</p> <p>今回の準備書の作成に当たっては、動植物への配慮の他、経ヶ峰 に対する影響の軽減を図るため、当初計画した(仮称)ウインドファーム津芸濃事業の対象事業実施区域を大幅に見直し、経ヶ峰に近い風車の配置を取りやめ、登山ルートの変更範囲も大幅に縮小しました。今後の詳細設計や工事の実施、施設の供用に当たりましても、周辺環境への影響の低減に努めてまいります。</p>
29-11	<p>⑩植物への影響に関して重要種であるヤマジノホトトギスやヒトツボクロなどに関して移植後定着性が不確実であることは事業者も認めており、事後調査が移植後一年と設定されている。一年後定着していない場合はどうするのであろう。定着が可能か最低数の移植を専門家の指示のもと工事開始前に行い、定着方法、定着に必要な期間が明らかになってから全体の移植を行うべきである。通常、専門家が行っても気象など予測の立たない条件があり、移植して全てが活着することはほとんど不可能であることがわかっている。このような移植はした、事後調査も行ったが植物は消失しましたということもあり得るような保全方法では到底受け入れられない。</p> <p>また 全体として 濁水の流入により生育環境が悪化する可能性が考えられる。と予測しているほぼすべての項目が沈砂池や土砂流出防止柵の設置により影響を低減できるものと予測する。と言い切っている。</p>	<p>重要な植物の移植にあたっては、ご指摘いただいているとおり、事前に専門家の意見を仰ぐとともに、過去の移植事例などについても情報収集し、活着の可能性がより高い場所、時期、手法により移植を実施したいと考えております。移植後の事後調査については、移植後1年間と記載しておりますが、異変が生じた場合にできるだけ早期に発見し、対応できるよう、種によって適切な調査時期や頻度で現地調査を実施します。また、移植1年後の段階で、その結果を専門家に報告し、その後の継続調査の必要性についても意見を仰ぐこととしております。</p>
29-12	<p>⑪1580 ページ以降では 動物もだが植物もその書かれている保全措置の効果は造成でも地形の変更でも施設の設置でもほぼすべての項目で効果は確実であるという。例えば裸地部の植生の早期回復を行い、それが確実に行われた結果「緑化を確実に実施することにより効果は確実である。」これを読んで誰がその通りだと思えるだろう。確実に緑化されれば不確実性は無い。といえるが この環境保全策が確実にを行うことが困難なことが起き</p>	<p>環境保全措置の効果については、基本的にこれまでの同様の開発事業において採用事例があり、目的とした環境影響の低減に効果が見込めると判断したものについて、効果は確実であると記載しております。ご意見にある「裸地部の保護及び植生の早期回復」についても、現地の地形や地質を踏まえ、実績のある植生工を用いることで、できるだけ早期に植生を回復させたいと考えております。なお、植栽する樹種によっては、ご意見にあ</p>

表 2-1(48) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>た場合は考えないのであろう。また 一見するとすべての環境保全策は確実に保全策をとった結果の影響は何も起きない。と言っているようにみえるが既に隣接風力発電地でも見られる通り、緑化を焦って進めるため鹿の食害の少ない馬酔木を植えた結果 馬酔木の落ち葉はほかの植物の生育を阻害する成分が含まれており、アセビしか生えないエリアとなってしまう。アセビを食べない動物の移動を招いて、他のエリアの鹿食害が増えることはよく知られている。また 人工的に育てたその他の苗木は植林しても8割がた鹿害にあっているという数値もあり、アセビ以外の植林を確実にを行い 周りに影響が全くないなどというのは不可能である。</p>	<p>るようなシカによる食害等も想定されることから、保護柵の設置などを検討し、環境保全措置が機能するよう維持管理に努めます。</p>
29-13	<p>⑫環境調査と保全策を三重県環境保全事業団という民間団体が事業者の財源で行い、計画を立てていて、説明会でも中立の立場ではなく、推進の立場で発言、説明を行っている。これでは調査や予測の公平性や真実が保たれるとは思えない。制度そのものに欠陥があると思われるがこれだけの調査が行える業者である、本当に望まれる自然環境保全とはどういうものか考えてもらいたい。この布引エリアはもう既に自然環境破壊が行われ、単独でなく累積の影響を考え、この地域に住む自分たちの心を癒す自然と自分たちのための水資源と生活環境の安全を考えるなら 東京からやってきて地域の資源を搾り取っていくような事業者は環境の改悪は許さないでほしい。将来のための再生可能エネルギーを作りたいならもっと他に方法があるはずだ、都市部のための電力需要を減らす努力をしないで私たちの豊かな環境を壊す事業はどうしても受け入れられない。</p>	<p>「環境アセスメント制度のあらまし」(環境省、2020年3月改訂)によると、「環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。」とされております。このため本来は事業者が自ら行うものですが、各種項目の調査や予測を行うには専門的な知識・技術が必要であることから、それらの実績を有する一般財団法人三重県環境保全事業団に業務を委託したものです。</p> <p>本事業では、方法書手続きにおいて、調査・予測・評価の方法を審議頂き、頂いた意見を踏まえ、調査・予測・評価方法及び事業計画についても大幅に見直し、今回準備書として取りまとめました。準備書の内容についても、経済産業省及び三重県の審議会並びに広く一般の皆様のご意見をうかがうことで、公平性・客観性が担保されるものと考えております。今後もこうしたご意見を真摯に受け止め、より環境への影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
29-14	<p>⑬今回この事業が持ち上がってから私なりに様々に学習したが、田畑の中でなら農業と両立が可能な場合もあると思う。巨大ではない風車を数多く建てるというのも都会の郊外では可能なのではないか。世界の流れでは広大な土地が洋上に設置であるのになぜここにこだわるのか。2021年1月の発表によるとこの事業者は大手機関投資家を募って投資ファンドを組成した。この事業は投資目的のように思える。また 海外の資本も参加しているとなるとうまく事業にならなかったとき、何らかの事故が起きた時儲けの対象にならない私たちの故郷は壊されたまま元に戻らないのではないかと不安である。どうか 撤退時の保証、原状復帰についても丁寧に説明してほしい。</p>	<p>対象事業実施区域は、好風況下にあることに加え、既設送電線や既設道路の整備状況を踏まえ、さらに法規制区域や周辺住居との離隔等も考慮し、事業の候補地として計画したものです。また、本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境への影響の低減を図りました。国が示している「2050年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要であり、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられますので、引き続き周辺環境にも配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p> <p>なお、風力発電所は永続的な風資源を利用することから、部品交換やリプレイス等で事業を継続</p>

表 2-1(49) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
		<p>していくことを考えています。更新の際には、道路や送電線などのインフラが整っていることから、必要以上の土地改変を抑えることができ、さらに、自然エネルギーへの需要の高まりから、固定価格買取制度後における売電も可能と考えております。他方で、万一、事業が継続できなくなった際に備えて、法令等に基づき撤去費の積み立ても行います。</p>
29-15	<p>⑭経済産業省のワーキンググループ（新エネルギー発電設備事故対応・構造強度 WG）によると 過去 8 年間の事故の原因には人為的な見落とし、整備不良、判断ミスもあるが、想定以上の強風、落雷によるものも多い。これらの事業も設計当時調査予測が行われ、十分適切な措置がとられてきたはずだが 38 件の事故が報告検証されている。適切に対応しても事故は起きるのだ。だとして必要な量を皆が認められる形で設置するのが望ましい。もし どうしても作るなら 山中で火事が起こった時、その火事から守る設備も作り、万が一事故に巻き込まれた登山者や林業者が安心して逃げ込める避難シェルターの設置を求める。</p>	<p>風力発電機への落雷及び火災のリスクについては、「発電所アセスの手引」の環境影響評価の参考項目となっておらず、本準備書でも評価の対象としておりません。但し、落雷や火災、地震等について、電気事業法や消防法等に準拠した設計や事業運営を行います。万一の時に備えての保険加入や、現場管理事務所での安全管理体制の構築を行います。</p>
29-16	<p>⑮また廃業して撤退する場合は基礎も含めてすべてを撤去し その後の広葉樹の植林を行い、それが活着するまでを明文化して約束し行うべきだと考える。</p>	<p>風車の基礎については、「既存地下工作物の取り扱いに関するガイドライン」(一般社団法人日本建設業連合会、2020 年)を参考に撤去方法を検討する考えです。なお、基礎を完全に撤去する場合、周辺地盤を沈下させるおそれもあるので、当該地盤状況や地権者様との協議を踏まえて決めていくこととなります。</p>
29-17	<p>意見を書いていると だんだん悲しくなる。どうして私たちの大切な経ヶ峰の景色を、環境を奪われなければならないのだろう。かつてはここは良かったんだよ、という言葉が日本の地方といわれるところではずっと子どもに聞かせてきたように思う。高度成長期に起こった公害やリゾート開発の失敗の反省を生かして 日本は開発する際のルールをもっと明確にして日本の一部が狙い撃ちになるような乱開発はもうやめるべきだ。事業者だけでなく関係する国の機関、津市、伊賀市、三重県の行政機関にも心からお願いいたします。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境や景観への影響の低減を図りました。国が示している「2050 年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要となってまいりますので、引き続き周辺環境にも配慮しながら、再生可能エネルギーの普及に取り組んでまいります。</p>
30-1	<p>1、「方法書」に対する三重県知事意見には、「本事業に対しては（中略）事業を不安視する声や反対する声が多く寄せられている。また、地域住民等から県に対し、12,000 筆を超えるかつてない数の署名が提出されるなど、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られているとは到底言い難い状況にある。」と書かれている。現在は 13,000 筆を超えた署名だが、その趣旨は「2 事業の撤退」であり、決して事業の縮小ではない。これほどまでの住民の声をなぜ無視して事業を進めるのか。これほどまで多くの住民の声を無視するに足る理由があるのであれば、明確に説明せよ。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境や景観への影響の低減を図りました。国が示している「2050 年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要であり、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられますので、引き続き環境にも配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p>
30-2	<p>2,同じく、「方法書」に対する三重県知事意見には、「計画段階配慮書に対する知事意見として、自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性が</p>	

表 2-1(50) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>あることを明確に示すよう述べたところであるが、それに対する事業者の見解は甚だ不十分なものであった。」ともある。すでに、この地域にはたくさん風車が建てられている。さらに建てようというならば、この場所でなければならない理由があるはずであり、それを答えるよう求められている。しかし、「風況が良い」「送電線がある」「道がある」という事業者の都合や、「自然エネルギーは大切」という一般論を繰り返すだけで、明確に三重県知事意見に答えようとしていない。これはきわめて不誠実で、三重県知事ならびに三重県民を馬鹿にするものである。住民説明会でもこの点を尋ねたが、「自然エネルギーは大切」という一般論を繰り返すだけであった。「自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確に示す」べきである。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
30-3	<p>3, 三重県知事意見では「地域住民をはじめとする関係者の理解が得られているとは到底言い難い状況にある。」と述べられており、「地域住民等と十分なコミュニケーションを図る等、不安の払しょく及び不満の解消に最大限努めること。」とも書いてある。地域住民等の不安を払しょくするため、具体的に何をどのように行ってきたのか答えよ。また、それは「最大限」の行為であったか、見解を示せ。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境や景観への影響の低減を図りました。また、方法書手続き後、地元で事務所を構え、環境影響評価手続きにおける説明会以外にも、直近の地域への個別の説明等も実施しております。引き続き地域の皆様のご理解を得られるように努めてまいります。</p>
30-4	<p>4, 2019年2月14日に「経ヶ峰を愛する人の会」がグリーンパワーインベストメントに対し「公開質問状」を送り、「申し入れ」を行っている。その申し入れ事項は、①「平木阿波ウインドファーム」事業、「ウインドファーム津芸濃」事業の環境影響評価方法書についての住民説明会を、対象地域に津市中心部も加え、再度、開催すること。②住民説明会を開催するにあたっては、十分な周知期間を設け、貴社の責任で新聞折り込み広告など十分な周知方法をとること。また、開催場所、開催時間についてはより多くの住民が参加できるよう設定すること。③住民説明会においては質疑の時間を十分にとること。④説明会には住民の質問に責任を持って答えられる、貴社の責任ある立場の社員が出席すること。⑤「平木阿波ウインドファーム」事業、「ウインドファーム津芸濃」事業自体についても住民に周知すること。⑥「平木阿波ウインドファーム」事業、「ウインドファーム津芸濃」事業の環境影響評価方法書の縦覧および意見書提出期限を、再度開催する住民説明会の2週間後まで延長すること。の6点であった。これに対して、「周知の方法については、引き続き検討するように致します。」との回答であった。また、「方法書」に対する住民等の意見への事業者の見解には、「先般の方法書説明会のお知らせに際しては、主要な日刊新聞紙への掲載や、市役所の支所などの縦覧場所でのチラシの設置、三重県および弊社HPへの掲載、一部地域での回覧・配布といった方法を取りました。今後は皆様から頂いたご意見を踏まえ、左記の方法以外にも、例えば広報誌への掲載のお</p>	<p>住民説明会の周知につきましては、配布エリアに津市及び伊賀市全域を含む新聞5紙での公告の他、事業実施区域に近接する地区への回覧、縦覧場所へのチラシの配置、弊社ホームページでの案内等を実施いたしました。また、環境影響評価手続きにおける説明会以外にも、直近の地域への個別の説明等も実施しております。</p> <p>また、住民説明会に当たっては、対象事業実施区域を含む伊賀市阿波地区、津市美里地区及び芸濃地区において、できるだけ多数の方が入場可能となるような会場を選定し開催いたしました。なお、事業計画の変更に伴い大幅に影響の回避低減を図りましたが、方法書からの計画変更の経緯を踏まえ、安濃地区においても、100名以上が入場可能な会場を選定し開催いたしました。</p>

表 2-1(51) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>願いや、より広い地域で回覧をお願いするといった他の周知方法も含めて検討して参ります。」と書かれている。が、今回もまた「方法書」と同様な住民説明会の周知の方法で、私たち住民が新聞折り込みチラシを入れたり、戸別にチラシを配布したり、回覧板で回したり、SNS で呼びかけたりした。今回の住民説明会の場でも周知方法が不十分との意見も出ている。今回の住民説明会を開催するにあたり、周知方法について具体的にどのような検討がなされたのか。そして、具体的にどのような改善がなされたのか。「方法書」の時と「準備書」の時とで違いがわかるように、具体的に（何を、どこに、どれくらい）明記してほしい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
30-5	<p>5、「申し入れ」に対して「環境影響評価法の趣旨から逸脱することなく」と回答しているが、「法の趣旨」ではなく、「地域住民をはじめとする関係者の理解」を得るという観点から、今回の住民説明会の開催方法や周知方法が、「不安の払しょく及び不満の解消に最大限努め」といえると考えているのか。</p>	
30-6	<p>6,約 1800 ページにもおよぶ「準備書」の内容はふつうの一住民には時間をかけても、なかなか、読みこなせるものではない。ましてや、住民説明会でのたった 1 時間の説明では説明しきれぬわけがなく、参加者が理解しきれぬわけがない。あの資料と 1 時間の説明で 1800 ページの内容を十分に説明しつくしたと考えているのか。</p>	<p>縦覧の際は、環境影響評価準備書のほかに、準備書の内容を要約した「要約書」も縦覧いたしました。</p> <p>説明会では準備書の要点を整理し説明させて頂きました。また、環境影響評価手続きにおける説明会以外にも、直近の地域への個別の説明等も実施しております。地元で事務所を構えて業務をしておりますので、引き続き地域の皆様からお問合せ等あればお伺いしながら事業を進めてまいります。</p>
30-7	<p>7、「準備書」の内容を十分に説明できなかったというのであれば、それを十分に説明できるよう時間と機会を設けるべきである。「質問・意見は意見書で出してくれれば回答する」と言うかもしれないが、「質問・意見」を出すためには「準備書」の内容を知らされなければならない。グリーンパワーインベストメント社は「地域に貢献」というが、地域に貢献するのであれば、時間や労力を惜しまずに、また形式的に進めるのではなく、住民が理解できるような手立てを講じるべきではないか。</p>	
30-8	<p>8、「質問・意見は意見書で出してくれれば回答する」と言うが、私たち住民が環境影響評価の手続きの中で「質問・意見」を言えるのは、これで最後となる。私たちの質問・意見に対して回答が示されるのは、次の「評価書」の中である。そして、その回答に対して議論をする機会は得られない。本当に住民の理解を得ようとするのであれば、住民に説明する場、住民から意見を聞く場を再度設けるべきではないか。</p>	
30-9	<p>9,上に示した申し入れに対して、グリーンパワーインベストメント社は「説明会に出席した社員は、本事業の担当として責任のある立場として参加したもの」と回答している。その責任のある立場の社員が、「準備書作成までの間に住民説明会を再度開催する」と明言しており、また、回答の中で、グリーンパワーインベストメント側もそれは否定していない。しかし、実際には、準備書作成までの間には「住民説明会」は開催されていない。（あ</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見等を踏まえ、風車基数及び対象事業実施区域を大幅に減らす事業計画の見直しを実施しました。</p> <p>準備書縦覧前の説明については、新型コロナウイルス感染拡大の懸念も踏まえ、不特定多数の方を対象とした説明会は実施しておりませんが、環境影響評価手続きにおける説明会以外にも、直近の地域や任意団体への個別の説明等も実施してお</p>

表 2-1(52) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	くまでも「住民説明会」である。任意団体への説明ではないので、お間違えのないように。) なぜ、開催しなかったのか。	ります。
30-10	10, 「準備書」は市役所や各支所などで縦覧・閲覧できる。しかし、1800 ページもあり、そのすべてを、その場で読みこなしたり、要点をメモしたり、資料を頭に入れたりすることは不可能である。またグリーンパワーインベストメント社のホームページでも見られるが、印刷はできない。これは誠に不便である。三重県情報公開・個人情報窓口ではコピーしてもらえが、1800 ページは膨大な量であり、コピー代もすべてコピーをすると 2 万円を超える。これは非常に高く、住民に情報を「公開」したとは言えない。これによって、私たちは「準備書」をしっかり読みこなすことができなくなっている。「三重松阪連ウインドファーム」事業で「配慮書」を三重県に対して PDF で提出している。そのためデータでコピーしてもらえるので、安価に「配慮書」を手でできた。なぜ、PDF で提出しなかったのか。	環境影響評価法に基づいて、縦覧や電子縦覧等の手続きを行っております。電子成果の配布等については、縦覧物の著作権の適切な管理が困難と判断しました。
30-11	11, PDF で提出する方法を知らなかったとしても、その後の住民説明会でこのことは指摘されている。「三重松阪連ウインドファーム」事業では、途中で問題点を指摘すると、事業者はすぐに変更して対応している。ところが、グリーンパワーインベストメント社は指摘があっても変更しなかった。つまり、住民が「準備書」の内容を知らなくてもよいと考えているのか。または「準備書」の内容を知らないでいる方が、都合が良いと考えているのか。グリーンパワーインベストメント社は風力発電の意義などを語るが、本当にそれが必要で、本当に地域のためになるものと考えているのであれば、より多くの人に「準備書」を見てもらい、理解してもらう必要があると考えるはずである。それなのになぜ、変更して対応しなかったのか、その理由を説明せよ。	
30-12	12, 以上のように、「準備書」の内容について住民が十分に（どころか「ほとんど」）知らされていない。また住民説明会の周知も不十分で、住民説明会の説明では、「準備書」の内容について十分に説明しつくされていない。PDF で提供しないなど、情報の公開にも消極的であった。これで住民の「不安の払しょく及び不満の解消に最大限努め」といえると考えているのか。	住民説明会に当たっては、対象事業実施区域を含む伊賀市阿波地区、津市美里地区及び芸濃地区において、できるだけ多数の方が入場可能となるような会場を選定し開催いたしました。また、事業計画の変更に伴い大幅に影響の回避低減を図りましたが、方法書からの計画変更の経緯を踏まえ、安濃地区においても、100 名以上が入場可能な会場を選定し開催いたしました。
30-13	13, 「申入書」に対する回答では、「方法書」の縦覧期間を、法令で一か月と定められているところを 45 日間ないし 47 日間設定したとされている。あたかも法令を上回る期間、縦覧したのでそれで十分というような回答だった。今回も、同じように一か月以上縦覧したので、それで十分だと考えているのか。「法令」という基準でもなく、「縦覧期間の長さ」という基準でもなく、住民の「不安の払しょく及び不満の解消に最大限努め」という基準で考えて、どう思うか。	また、多数の質問を頂いた会場では、施設の利用時間が許す限りにはなりますが、時間を延長して対応させていただきました。
30-14	14, 住民説明会の時間についても、質疑応答の時間	

表 2-1(53) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>が短く、質疑応答が途中で打ち切られた会場もあった。私自身も質問に対して、答えなくてもよいとしたものを長々と答えられ、逆に質問したのに回答がなかったものもある。再質問しようとしたが、その場で司会が「時間がないので、他の人の質問を優先したい。」と言うので、「後で必ず発言させてくださいね。」と言うと頷いたのにもかかわらず、結局、時間切れで再質問できなかった。質疑応答の時間が足りなくなることは、「方法書」の時の経験から容易に想像できたことである。「申入書」に対する回答では、「当初の予定を延長し、会場の時間の許す限り質疑の時間をとらせていただきました」と「正当化」しているが、それは理由にはならない。今回はあらかじめ分かっているのだから、会場を増やし、説明会の回数を増やす必要があったはずである。それをしないということは、質疑応答の時間を十分にとろうという意思がなかったと言えるのではないか。この点についても、住民の「不安の払しょく及び不満の解消に最大限努め」という基準で考えて、どう思うか。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
30-15	<p>15, 津市中心部でも住民説明会を開催してほしいという要望は、「方法書」の時にも多数出ていた。これは「申入書」にも書かれていたことである。「申入書」に対する回答では「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域として、津市の美里地区、芸濃地区、安濃地区及び伊賀市の阿波地区にて住民説明会を開催し」と述べている。しかしながら、今回の「準備書」における可視領域には広く津市全域が含まれる。経ヶ峰の景観は、多くの校歌に歌われているように、津市全体のシンボリックな景観である。また、津市全域の人が登山を楽しんでおり、そういう意味でも広く津市全体がその「影響」を受ける。これは「方法書」の時にも、住民説明会で意見として述べられるなど、グリーンパワーインベストメント社も十分に認識しているはずである。にもかかわらず、なぜ、津市中心部で住民説明会を開催しなかったのか。なぜ「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認め」ないのか。理由を説明してほしい。</p> <p>また先述した通り、住民の意見や質問に真摯に対応する上で、津市中心部でも複数会場で住民説明会を開くべきであったと考える。住民の「不安の払しょく及び不満の解消に最大限努め」という観点で考えて、津市中心部で住民説明会を開催しなかったのは適当であったと考えるか。</p>	<p>住民説明会に当たっては、対象事業実施区域を含む伊賀市阿波地区、津市美里地区及び芸濃地区において、できるだけ多数の方が入場可能となるような会場を選定し開催いたしました。また、事業計画の変更に伴い大幅に影響の回避低減を図りましたが、方法書からの計画変更の経緯を踏まえ、安濃地区においても、100名以上が入場可能な会場を選定し開催いたしました。</p>
30-16	<p>16, 「この地域でしかない理由」を求めた「方法書」に対する住民等の意見に対し、「事業者の見解」として、「風況マップに基づく賦存量の観点では、他にもポテンシャルのあるエリアが存在」としながらも、さまざまな条件を考慮すると、風力発電の候補となるエリアは限られているとし、一例として、北海道や東北を挙げ、「非常に風況に恵まれておりますが、相対的に電力需要が小さく、送電線の空容量がひっ迫しているといった</p>	<p>国が示している「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーについては、2050年カーボンニュートラルを実現するために、地域との共生を図りながら、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととされております。カーボンニュートラルの実現のためには、どこか特定の地方や地域で導入すれば十分ということではなく、ポテンシャルのある地域において、環境に配慮しながら再生可能エネルギーの導入拡</p>

表 2-1(54) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>課題がある」と書いている。この課題は2016年には問題視されていたものだが、しかしながらその後も、東北、北海道では大型の風力発電所が稼働し、今なお次々と計画されている。その中にはグリーンパワーインベストメント社も含まれている。私は素人なのでくわしくは分からないが、この現状は「事業者の見解」で述べられていることと矛盾する。この矛盾について、素人でも分かるように、具体的且ついいねいに説明してほしい。</p>	<p>大につなげていく必要があると考えております。</p>
30-17	<p>17,16と同じ「事業者の見解」において、「特に中山間のエリアでは人口減少や高齢化が進む中、これまで以上に集落の維持や山の整備に手をかけることが難しくなっていくことが想定され」「そのような地域において、地域の資源を活かしながら風力発電事業を営むことは、地域の社会資本を持続させていくという意味でも、地域振興の一助になる」と答えている。つまり風力発電所ができれば集落の維持や山の整備ができるということなのか。グリーンパワーインベストメント社が風力発電所を建設した高知県大月町では、その後、人口は増えているのか。林業生産高や林業従事者は増えているのか。「おとぎ話」ではなく、現実的な問題で、本当に「社会資本を持続させていく」ことができるのか。その具体的展望を説明してほしい。</p>	<p>地域の資源を活かしながら風力発電事業を実施することで、持続可能な方法でエネルギーを作るというだけでなく、立地地域の振興に少しでもお役に立ちたいという考えのもと全国各地で事業に取り組んでおります。各地域によってその地域の特徴や課題は様々ですので、弊社では、地域振興に取り組む担当部署において、建設あるいは運転開始している案件を中心に、地域の方と継続的に協議しながら、弊社としてできることを検討しております。</p> <p>ご質問頂いた大月町では、大月町や地域の関係者と協働し、人や経済のよりよい循環につなげるべく、以下のような取り組みを運転開始当初から進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電所を観光資源として活用したいという地元のご要望をもとに、大月町や観光協会等と協働して、発電所の定期的な一般開放やイベントを実施。 ・道の駅との協働により、特産品のPRや販売につなげるべく、同じく弊社が風力発電事業を営む青森県つがる市等とも連携し、双方の道の駅でそれぞれの特産品を販売する交流を実施。 ・将来の社会を担う子供たちに地域のことや、どうやって電気が作られているかを学んでもらう機会として、大月町役場と協働し、「大月町のすごいところ」として風力発電所を紹介する出前事業を実施。 <p>上記は取り組みの一例ですが、地域の関係者と協議しながら、運転期間を通じて継続的に取り組んでいるところです。</p> <p>また、弊社が管理する風力発電所の例ですが、風力発電所の設置に伴い設置した道路を地元林業関係者にも活用いただけるようにしております。本事業でも、設置する管理用道路については、地元林業関係者に活用いただけるようにする計画であり、これまでアクセスが容易でなかった山林についても維持管理がしやすくなる等のご期待の声も頂いております。</p>
30-18	<p>18,このように、「この地域でしかない理由」は、実は存在しない。ただ事業者にとって都合が良い条件があるから計画しただけである。すでに風力発電所があるから大丈夫だろうと考えて、地図上で空いているから計画しただけではないか。既存の風力発電所を建設している地元企業が、こ</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境や景観への影響の低減を図りました。国が示している「2050年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可</p>

表 2-1(55) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>の地を空白にしたのは、地元企業だからこそ、信仰の山・ふるさとの山である経ヶ峰という存在への「配慮」があったのではないか。あらためて問う。本当に「この地域でしかない理由があるのか」と。理由がないから、説明できないから、住民に対して、そして三重県や津市に対しても不誠実な態度をとってうやむやに事業を進めようとしているのではないか。即時、撤退すべきである。</p>	<p>能エネルギーの最大限の導入が必要であり、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられますので、引き続き環境にも配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p>
30-19	<p>19, 2019年2月14日に「経ヶ峰を愛する人の会」がグリーンパワーインベストメント社に対し「公開質問状」を送り、「申し入れ」を行ったが、その回答を持って来た時に、なぜかグリーンパワーインベストメント社の社員とともに、三重県環境保全事業団の職員が同行してきた。申入書の内容は先述した通りで、特段、三重県環境保全事業団に関する内容は含まれていない。それなのに、なぜ同行する必要があったのか。三重県環境保全事業団は環境影響評価の調査・評価をするだけでなく、風力発電事業そのものに関わっているのか。同行してきた理由を説明せよ。</p> <p>なお、この質問は住民説明会の場でも質問したが、この質問には答えてもらえなかった。再質問をしようとする、司会をしていた当該職員が「他の発言者を優先したいので」と言うので、「後で再質問させる」との了解のもと手を下ろした。しかし、時間切れを理由に、再質問をさせてもらえなかった。「意見書に書いてほしい」と言うことであったので、このことに明確に答えなければならない。</p>	<p>「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省、2020年3月改訂）によると、「環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。」とされており。このため本来は事業者が自ら行うものですが、各種項目の調査や予測を行うには専門的な知識・技術が必要であることから、それらの実績を有する一般財団法人三重県環境保全事業団に業務を委託したものです。</p> <p>本事業では、方法書手続きにおいて、調査・予測・評価の方法を審議頂き、頂いた意見を踏まえ、調査・予測・評価方法及び事業計画についても大幅に見直し、今回準備書として取りまとめました。準備書の内容についても、経済産業省及び三重県の審議会並びに広く一般の皆様のご意見をうかがうことで、公平性・客観性が担保されるものと考えております。今後もこうしたご意見を真摯に受け止め、より環境への影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
30-20	<p>20, 三重県環境保全事業団はグリーンパワーインベストメント社に対して第三者の立場で調査・評価しているわけではない旨を当該職員に対して言うと、当該職員は「そういうものでしょう。」と答えた。「そういうもの」とは何か説明すべきである。</p>	
30-21	<p>21, 「方法書」に対する住民等の意見に対する「事業者の見解」では、三重県環境保全事業団の公平性・中立性について「ご指摘の中立性・公平性については、国や県等の行政機関の環境影響評価の委員会に諮り、調査方法や調査結果の妥当なものか審査されることで担保されることとなって」と書かれている。自ら中立・公平ではないと言っているようにも受け取れるが、上で述べたような事実が、グリーンパワーインベストメントと三重県環境保全事業団との関係を裏付けている。環境影響評価法においては「事業を行おうとする者が、」「自己の責任で」「調査・予測・評価を行い、環境保全対策を検討する」と「事業者の見解」には書かれているが、だからと言って、調査・予測・評価をするものが「公平性」「中立性」を無視してよいというわけではない。説明会の場では「癒着」を否定していたが、上記の言動や「事業者の見解」の記述からは「公平性」「中立性」が保たれているとは思えない。</p>	
30-22	<p>22, 「環境影響評価準備書」の水質の調査で、188.9mm/h というあり得ないような豪雨でも、沢に達する前に水がすべてしみ込んでしまうという</p>	<p>水質予測につきましては、予測手順として、最初にTrimble&Sartz (1957) が提唱した「重要水源地上における林道と水流の間の距離」に基づき、</p>

表 2-1(56) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>予測・評価がなされている。2004年に台風21号が三重県宮川村を襲い、死者6名・行方不明者1名。全壊20戸・半壊117戸という大災害に見舞われた時でも、1時間の最大雨量は125mmだった。その1.5倍もの雨が降ったという想定だ。しかし、この調査では準備書の要約書に書かれた図から算定すると、深さは不明だが、断面が一边およそ2.5m～3mの正方形の沈砂池に一度水が入り、その上澄み水が河川に流れ込むので、1時間当たり10mmの雨が降った時と水質はそんなに変わらないという予測だ。また沈砂池(9)については沢に達する前に浸透するとなっている。これは明らかに「あり得ない」予測・評価である。住民説明会でもこの点を指摘され、「あり得ない」ことを認めている。形式的に数値を当てはめて導き出した結果のようだが、それを担当者は笑いながら答えていた。そんな予測・評価は信用できない。全然おもしろくもなく、笑えもしない。これが大学などの論文ならば、このようないい加減な調査結果が載っていれば、他の数値も疑われる。なぜ、このようないい加減な「あり得ない」予測・評価を行ったのか。</p>	<p>仮沈砂池から直近の沢までの距離と傾斜の関係から、仮沈砂池からの放流水が沢に至る間に浸透するかどうかを判断します。その後、浸透しない場合について、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年 監修：建設省都市局都市計画課）に基づき濁水濃度の予測を行う手順となります。今回はその手順で予測・評価したものです。</p>
30-23	<p>23, この数値のいい加減さは他の調査にも影響するのではないか。川に流れ込む流量が低く見積もられていないか。もし、そうならば、土砂災害のリスク評価も変わってくるのではないか。</p> <p>津市長は「方法書」に対する意見で、この地域には「土石流危険渓流などが存在」しており、重大な土砂災害のリスクを懸念して、「調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している集中豪雨の傾向を十分に踏まえ実施すること」と述べている。これは地質の問題もあるが、このようないい加減な水量予測では、こうした土砂災害のリスクについて「安全だ」とはとても言えないのではないか。また、このようないい加減な数値を持つてくることは、津市長の意見に真摯に耳を傾けているとは言い難い。</p> <p>また生物への影響も変わってくるはずである。希少生物であるオオサンショウウオやニホンヒキガエル、モリアオガエル、ムカシトンボ、ミズスマシ、カワモズク、コケ類などについては「工事の実施により、溪流に濁水が流入し、本種のおもな」生息・産卵環境が「悪化する可能性があると考えられる。しかし、沈砂池や土砂流出防止柵等を設置し、河川及び溪流への濁水流入の防止を図る」ので「影響は低減されると予測」している。しかし、この予測の基本となる数値が信用できないものであるならば、それに伴う予想。評価もすべて信用できなくなる。多くの生物の予測・評価が影響を受ける。</p> <p>予測・評価をすべてやり直すべきである。そうでなければ、やはり三重県環境保全事業団はグリーンパワーインベストメントに都合の良い数字を</p>	

表 2-1(57) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解															
	はじき出そうとしているのではないかと不信感が募るばかりである。	※見解は前項に記載。															
30-24	24,説明をしていた担当者の態度からは、これが「あり得ない」数値であることはあらかじめ分かっていたようである。なぜ、「あり得ない」数値のまま出したのか。住民説明会では「あり得ない」結果だとは説明していない。住民が気付かないままなら、そういう風に思わせておこう。住民説明会の態度からはそうした「不誠実」さを感じた。																
30-25	<p>25,エリアを縮小して垂直見込角は小さくなったというが、それで景観を守ったことにはならない。</p> <p>津市長の「方法書」に対する意見の中で、景観について「垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと」と書かれている。それに対し、住民説明会では、調査は行ったが評価の基準となる数値がなかったので評価できなかったという説明があった。評価ができないというのであれば、そう書けばよいのであって、調査自体を載せないというのは津市長の意見を無視するものではないか。</p> <p>一方、フォトモンタージュを載せているが、経ヶ峰山頂からのフォトモンタージュでは、先行して計画が進んでいる「ウインドパーク布引北」の風車が、もし建設されることになれば今回計画されている風車の右手に見えるはずである。計画中とはいえ、わかっていることであるから、「計画中」と注をつけてでも載せるべきである。水平方向の「圧迫感」を過小に見せているのではないか。</p> <p>360度の眺望が自慢の経ヶ峰にあって、伊勢湾方向の視野は確保されても、反対をむけば広角に風車が建ち並ぶ。これは「異常」な光景であり、景観を破壊する。多くの登山者が山頂から360度を見渡す。そして多くの登山者が「自然の風景」を求めている。</p> <p>「方法書」の時にも述べているが、眺望・景観は心の問題を含む。同じ景観でも、見る人によって印象は変わるものである。「方法書」の時の回答にもあったように、この心の印象は数値化できない。あえて数値化するならば、これだけ多くの人が、風車を経ヶ峰の景観を壊すから反対という署名に賛同していることである。そのことを重く受け止めるべきである。</p>	<p>景観の予測に当たっては、垂直見込角の他、各眺望点からの視認基数、水平見込角や景観資源との関係性についても整理し、準備書に記載しました。例えば、経ヶ峰からの景観については、下表のように記載しています。評価に当たっては、評価基準が設定されている垂直見込角について実施したものです。</p> <p>なお、経ヶ峰から望む他社計画事業については、本事業計画地の後方に配置されるものであり、経ヶ峰から約5.7km離れ垂直見込角も1°程度と影響が小さいことから、考慮しなかったものです。</p> <p>■表 10.1.12-6 風力発電機の視認状況の予測結果(総括)からの抜粋</p> <table border="1" data-bbox="858 981 1385 1048"> <thead> <tr> <th rowspan="2">眺望点</th> <th rowspan="2">風力発電機視認基数</th> <th rowspan="2">水平見込角(度)</th> <th colspan="3">最も大きく視認される風力発電機</th> </tr> <tr> <th>発電機番号</th> <th>距離(km)</th> <th>垂直見込角(度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.経ヶ峰</td> <td>9基</td> <td>38.2</td> <td>No.8</td> <td>2.4</td> <td>3.65</td> </tr> </tbody> </table>	眺望点	風力発電機視認基数	水平見込角(度)	最も大きく視認される風力発電機			発電機番号	距離(km)	垂直見込角(度)	2.経ヶ峰	9基	38.2	No.8	2.4	3.65
眺望点	風力発電機視認基数	水平見込角(度)				最も大きく視認される風力発電機											
			発電機番号	距離(km)	垂直見込角(度)												
2.経ヶ峰	9基	38.2	No.8	2.4	3.65												
30-26	26,景観は心の問題であるという指摘に対し、「事業者の見解」で「地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧なコミュニケーションに努めてまいります」と書いているが、先述の通り、「丁寧」でないばかりか、「不誠実」な態度に終始していて、改善も見られない。言葉ではいつも「殊勝」で「誠実」そんなことを言ったり書いたりするが、実際の言動はそうではない。「人格は行動によって陶冶される」と言う。別の言い方をすれば、「行動を見れば、その人格が分かる」ということである。例えば、口でいくら「いじめ」はダメだと言っている、でも、「いじめ」を知った時、止める行動をとらなければ「いじめ」を容認していると受け取られる	環境影響評価法に規定される説明会の他、対象事業実施区域の近隣の地区を対象に個別の説明も実施しております。引き続き、地域の皆様のご理解が得られるよう、丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。															

表 2-1(58) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ということである。グリーンパワーインベストメント社は行動を見る限り、「地域住民等と十分なコミュニケーションを図る等、不安の払しょく及び不満の解消に最大限努める」という人格（社格？）は持ち合わせていないようである。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
30-27	<p>27, 垂直見込角について評価の根拠は「景観対策ガイドライン」である。これは「UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会」が定めたものであるが、定められたのは昭和 56 年である。はっきり言って古い。「最新の知見」という言葉をあちこちで使うが、これは古いものを使い続けている。その理由は何か。</p> <p>また、これは送電線の鉄塔についての基準である。動かない鉄塔と回る風車は違うし、高さもまったく違う。また風車は尾根線（スカイライン）を切るように設置されることが多く、そこもまた鉄塔と違う。こんなにも違うのに、なぜ、鉄塔用の古い基準を使うのか。自分たちに都合の良い数値を使っているだけではないか。</p> <p>垂直見込角が小さくなっても、やはり「心の問題」はここでも存在する。私たちが経ヶ峰の山頂に立って期待する景観。自分たちの住むところから見る「ふるさとの山」としての景観。そこに風車が建てば、垂直見込角は小さくても違和感を覚える。また山頂からぐるっと見渡した時の水平方向の圧迫感とも相関関係がある。経ヶ峰は、場所の特性として、これらの点が重要視される。こうした点の評価をせずに 3 度以下だから大丈夫だという単純な評価は乱暴である。</p>	<p>景観の垂直見込角の評価の基準として用いた昭和 56 年の景観対策ガイドライン（案）については、同様の多くの他事例でも用いられており妥当と考えています。また、方法書段階の計画より設置基数、設置範囲、垂直見込角を小さくできるよう計画変更したことから、影響が低減されたと評価したものです。</p>
30-28	<p>28, 「音」の問題でも「心」の問題が関わって来る。環境省の風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会による「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、音の感じ方は風力発電に対する視覚的影響。肯定否定の態度・経済的便益の有無等の心理的な影響を受けるとも書かれている。これは今後の「課題」であるともされている。風車に対する心理的な感情が、音の聞こえ方に影響を与えているということである。風車の建設によって土地の賃貸料などお金を得た人からは「苦情」は出ないが、得られなかった人には「騒音」になる可能性がある。風車のある景観を嫌だと感じる人や風車そのものに否定的な人も「騒音」を感じる可能性があるのである。</p> <p>要因が「低周波音」でなくても音の大きさでなくても、こうした「心理的要因」によっても「騒音被害」は出ると環境省が認めている。「騒音」と感じてしまえば、その人にとっては「苦痛」でしかない。しかし、そこに住み続けなければならない。その人の「苦痛」は取り除かれることなく永遠に続くことになる。</p> <p>これに対し環境省は「住民と十分にコミュニケーションを取ること」を薦めている。「方法書」に対する住民等の意見に対する「事業者の見解」でも「地域の方々の理解が得られるよう、より丁寧</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされており。また、同指針では、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い評価することが適当との整理が示されています。</p> <p>本事業による騒音及び低周波音の影響については、環境影響評価方法書で審査頂いた方法に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、騒音及び低周波音が周辺環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、騒音については、距離が離れるほど影響が小さくなりますので、特に対象事業実施区域の最寄の地区を中心に事業の説明などを実施しております。引き続き、地域の皆様のご理解を得られるように努めてまいります。</p>

表 2-1(59) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>なコミュニケーションに努めてまいります」と述べられている。しかし、散々指摘してきたように、「丁寧なコミュニケーション」どころか、「ただのコミュニケーション」すら不十分な状況である。このまま事業を進めては「苦情」が出るし、「苦痛」は取り除けない。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
30-29	<p>29, 今回の調査でヤイロチョウが営巣している可能性があることがわかった。ヤイロチョウについて住民説明会では「工事中及び供用時の影響について既存知見が少なく、不確実性が残るため事後調査を実施」すると説明された。事後調査はいつまでに、どのように行うのか。工事計画では2023年10月に工事開始となっている。この短い期間で十分な調査ができるのか。ヤイロチョウは希少でかつ警戒心も強いので、生態についてわかっていないことが多いと聞く。時間をかけて慎重に調査をすべきであり、それが完了するまでは工事に着手すべきでない。また調査は第三者が行うようにすべきである。「公平性」「中立性」に疑義がある三重県環境保全事業団が行う調査では、グリーンパワーインベストメント社に有利になるような「調査結果」を出す恐れがあるからだ。</p>	<p>ヤイロチョウについては、ICレコーダーでの夜間調査により数箇所鳴き声を確認したものとっております。本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p>
30-30	<p>30, ヤイロチョウの「主な生息環境である樹林環境が改変区域に含まれる」。しかし、「常緑広葉樹林は改変されないこと、スギ植林、ヒノキ植林等の一部は改変されるが、工事に当たっては樹木の伐採を必要最小限度とする」ので「影響は低減されるものと予測」している。これは何に基づいた知見なのか。「工事中及び供用時の影響について既存知見が少なく」は「はずである。常緑広葉樹林は改変せず、スギ植林、ヒノキ植林等の一部は改変したが、その結果影響がなかった例があるのか。そういった事例はないが、他の鳥の行動パターンに当てはめて推測していないか。根拠を示すべきである。</p>	<p>ヤイロチョウの一般的な生態として、谷部などの湿潤な常緑広葉樹林・針広混交林が主要な生息地であるとされています。事業による影響の予測にあたっては、すべての生物種について本事業と同様の風力発電事業に伴う影響の知見が蓄積されているわけではないことから、一般的に知られている生態的特徴や類似種の事例をもとにして影響を類推することになると考えております。その結果として、本種の主要な生息環境の改変が少ないことから影響は小さいと予測したものです。</p>
30-31	<p>31, ヤイロチョウの「繁殖や採餌に係る移動経路の一部が阻害される可能性がある」と書かれているが、「風力発電機間には迂回可能な空間が確保されていることから影響は低減されるものと予測する」としている。この根拠は何か。ヤイロチョウが繁殖や採餌に係る移動経路の一部が阻害されても風力発電機間を迂回した例があるのか。これも、そういった事例はないが、他の鳥の行動パターンに当てはめて推測していないか。根拠を示すべきである。</p>	<p>前述のとおり、事業による影響の予測にあたっては、すべての生物種について本事業と同様の風力発電事業に伴う影響の知見が蓄積されているわけではないことから、一般的に知られている生態的特徴や類似種の事例をもとにして影響を類推することになると考えております。そのうえで、ヤイロチョウの予測にあたっては、一般的な樹林性の小型鳥類の行動等を参考にしており、生息環境である樹林の一部は開発により分断されるものの、周囲に広く連続した樹林が残されていることから、影響は小さいと予測を行っております。</p>
30-32	<p>32, ヤイロチョウのブレードタワー等への接近・接触についても、「風力発電機間には迂回可能な空間が確保されていることから影響は低減されるものと予測する」と書かれている。また「本種の衝突回数に関する既存知見はほとんどないため、予測には不確実性が残る」とも書かれている。ということは、わずかだがブレードタワー等への衝突回数の記録があるということである。それを示すべきである。</p>	<p>前述と同様に、一般的な樹林性の小型鳥類の行動等を参考に予測しており、樹林内を飛翔することから、ブレードやタワーへの接近・接触の可能性は低いと予測しております。</p>

表 2-1(60) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
30-33	33, ヤイロチョウの「主な生息環境である樹林環境が改変区域に含まれることから、工事の実施に伴う騒音により、改変区域周辺に生息している個体が逃避する可能性がある」と書かれている。「しかし、工事の実施に伴う騒音は一時的であり、工事に当たっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用することから、影響は低減されるものと予測する」としているが、この根拠は何か。ヤイロチョウはどのくらいの大きさの音まで逃避しないのかのデータを示すべきである。この基本となる数値が分からなければ、低騒音型の機械を使っても、そもそも予測・評価はできないはずである。	工事の実施に伴う騒音については、前述した谷部などの湿潤な樹林環境と改変区域との重なりは部分的であり、離隔も大きいと考えられることから、影響は小さいと考えております。また、工事に用いる建設機械には低騒音型の機種を選定することから、影響は低減されると判断したものです。
30-34	34, 国内希少野生動植物種・繁殖個体群ランク I (危機的絶滅危惧種) であるヤイロチョウは警戒心がとびきり強いという。先日、テレビ番組を放映していたが、それだけ警戒心が強くてもなかなか繁殖をするのが困難だという。この地に営巣しているのであれば、それは万難を排してでも保護すべきである。グリーンパワーインベストメント社が風力発電所建設をあきらめ、お金を出して、この辺りの森を守り、ヤイロチョウを保護すれば良いのではないか。グリーンパワーインベストメント社が望む「地域の社会資本を持続させていき「地域振興の一助になる」ことができるのではないか。	事業実施に伴うヤイロチョウの生息環境への影響については、今後さらに専門家にヒアリングを実施したうえで、より詳細な再予測・評価を実施し、その結果を評価書に記載する予定です。再予測の結果や事後調査の結果については鳥類の専門家・有識者に報告し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、助言・指導に従って、さらなる環境保全措置を検討したいと考えております。
30-35	35, ヤイロチョウだけでなく、他の生物にも言えることだが、なんでも「影響は低減できる」と評価されている。これは甘すぎないか。そんなに簡単に影響を低減できるのであれば、そもそも生物多様性はもっと守られているはずである。やはり三重県環境保全事業団の評価はグリーンパワーインベストメント社に有利なように書かれているのではないかと思われてならない。	準備書において「影響の低減が図られている」と評価したものについては、事業規模の縮小も含め、実効性のある各種環境保全対策を講じることを踏まえたうえで総合的に判断した評価となっております。その内容については、今後、経済産業省及び三重県で審議を受けることとなりますので、環境影響評価の手続きを通して、より環境への影響が低減される事業としていきたいと考えております。
30-36	36, 津市長意見では「ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の行動圏及び動向を踏まえた調査を行い、工事中及び供用開始後の集落等への影響についても調査、予測及び評価をすること」と書かれているが、「準備書」にはこれについての記載がない。調査したのか。調査しなかったのであれば、それはなぜか。これに対し、「どのような生き物がいるかの調査はしたが、風車と「獣害」との関連を示す科学的知見はないので、そのことに関する調査・予測はしていない。旨の回答があった。「科学的知見」がないことは「調査」をしない理由にはならない。逆に「科学的知見」がないのであればこそ、きちんと調べて、予測を立てるべきである。津市長の意見をここでも軽んじていないか。	今回の準備書の作成に当たっては、動物の哺乳類調査として、鹿等の害獣の生息状況も確認しております。ただし、獣害に関する事項は、農業や人の生活活動との関連性等も高く、環境影響評価で取り扱うことは困難と考えています。なお、既存の風力発電所構内でもシカ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。獣害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していきたいと考えております。
30-37	37, 獣害への風車の影響について、方法書に対する住民等の意見に対する事業者の見解では、「鹿等による獣害は風力発電事業の実施に関わらず、里山や中山間地域における全国的な問題」とし、その要因として「猟師の減少や高齢化、空き家や耕作放棄地の増加など」「複数の要因がある」と述べら	既存の風力発電所構内でもシカ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。獣害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討して

表 2-1(61) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>れている。要因については複数あることに異論はない。しかしながらここで問われているのは、風車の「工事中及び供用開始後の集落等への影響」についてである。獣害の解消を求めているわけではない。これ以上、獣害を増やす要因を増やしたくないということである。だから科学的知見を求めるのは簡単である。実験場で風力発電機と同じ音、振動などを与え、鹿や猪などが忌避行動をとるかを観察すればよい。忌避行動をとるのであれば影響を与えることになり、害獣の増加要因となり得ると評価できる。「事業者の見解」の回答は論をすり替えており、回答になっていない。</p>	<p>いきたいと考えております。</p>
30-38	<p>38, 猟師の減少を害獣増加の要因の一つとして挙げているが、どのような科学的知見に基づいているのか。確かに農林水産省のHPには、イノシシやシカの生息数が80年代の5倍以上に増えていること、一方で狩猟免許の所持者数は、1975年には51万8000人だったが、1990年には29万人、2014年は19万4000人と急減していること……などが紹介されている。それを「理由」にしているのかもしれないが、一方で1990年と2010年の駆除数を比べると、シカは4万2000頭から41万5500頭と10倍以上に激増。イノシシも7万200頭から39万500頭へと5倍以上も捕獲している。ハンターの数と野生動物の駆除数は必ずしも関連していない。また、ハンターが減ったと言っても、環境省の資料によると、現在のハンターの数は1950年代のものと同じくらいである。グリーンパワーインベストメント社の言い分が正しければ、1950年代も今と同じくらい獣害が頻発していたことになるが、そうではなかった。</p>	<p>獣害の増加要因として猟師の減少を挙げたのは、あくまで既存資料に基づいたものです。環境省が発行している「いま、獲らなければならない理由—共に生きるために—」（環境省、2021年3月）でも、ニホンジカ及びニホンイノシシが増えた理由の一つとして、「ハンターの減少と高齢化」が挙げられています。あくまで複数の要因の一つとして捉えております。</p>
30-39	<p>このようにグリーンパワーインベストメント社ならびに三重県環境保全事業団の「見解」は一見、もっともなことであるかのようなことが書いてあるが、丁寧に裏付けを取ると、表面的でいい加減なことが書いてあることがある。私たち市民は専門家でもなく、他に仕事を持っている。そのかわりで1800ページもの「準備書」をできる限り丁寧に読み込んでいる。それは経ヶ峰を愛しており、その自然を、景観を、歴史を、文化を守りたいからである。しかし、知識も足りず、1800ページという量の前に時間も足りず、ほんの少ししか反論ができない。それに対する回答は、きっとまた聞こえの良い定型の、そして心のこもっていないコピーの回答だろうと想像でき、空しくなる。</p> <p>これを読む人に訴えたい。三重県知事や津市長の意見に真摯に向き合おうとしない事業者を許してはならない。地域の住民の声を聞かず、ろくに改善をしない事業者を許してはならない。環境影響評価は決して形式だけのセレモニーにしてはいけない。その地域に住み、その地域を守っていこうとしている人の顔を思い浮かべ、誠実に真摯に正直に、調査・予測・評価・議論・回答をしてほしい。未来の子どもたちに胸を張れる仕事をして</p>	<p>本事業では、自然環境や生活環境に配慮して、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直すとともに、現地調査の結果を踏まえて本事業による影響の程度を予測し、地域環境への影響をより低減できるように様々な環境保全措置を検討したものです。引き続き、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>

表 2-1 (62) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ほしい。</p> <p>39, 以上のことから、この事業の即時撤退を望みません。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
30-40	<p>40, 最後にもう 1 点。今回の事業は私たち住民の反対の声を受けてエリアを大幅に縮小した。私が危惧するのは、その後、何年かしてまた風力発電所を建設する計画を持ち出さないか、ということだ。風力発電所を設置する際の環境影響評価の実施基準が緩和されている。その基準内ならば環境影響評価を受けなくても風車を建てられる。つまり私たち住民が知らないうちに建てることができる。グリーンパワーインベストメント社としてはもちろん、他の企業を立ち上げたりして、こっそり再度この地に建設しようとするのではないだろうか。</p> <p>住民説明会では、グリーンパワーインベストメント社としては、そうした考えはないと言っていた。しかし、その言葉はこれまでのことを考えると信用できない。どんな形であれ、この地に二度と風力発電所建設計画を持ち込まないと、はっきりと表明すべきだ。ここに文字としてははっきりと残すべきである。</p>	<p>説明会でご説明した通り、今回計画を見直した地域で新たに事業をすることは考えておりません。</p>
31-1	<p>経ヶ峰風力発電施設建設に反対します。</p> <p>経済大臣、三重県知事、津市長から出された意見に対して、ひとつひとつ考慮された形跡がなく、説明会においても具体的解答がない。</p> <p>「自然環境の多面的機能への視点が無い（知事）」のは致命的。</p> <p>数を減らすかわりに規模を拡大するなど、本末転倒！</p> <p>指摘された鳥、ヤイロチョウの生態についての研究調査など一切不問では、お話になりません。</p> <p>風力事業について全否定するものではないが、少なくとも現段階においては、知事、市長、住民、何れの理解、賛同は全く得られておらず、工事推進などもってのほか！</p> <p>それでもやりたいなら、まず更なる時間と、説明機会を経た後です。</p> <p>環境事業団というのが中立的立場でなく、業者と癒着する“おすみつけ”機関だと知りショックでした。</p> <p>天下りの団体ともなっており、仕事は業者の言うなりの報告書にしあがっており、びっくりぎょうてんです。</p> <p>一度解散して、外部有識者を運営決裁に入れるなど、改組が急がれます。</p> <p>「報告書」の信頼性が今は全くないです。</p>	<p>「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省、2020年3月改訂）によると、「環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。」とされております。このため本来は事業者が自ら行うものですが、各種項目の調査や予測を行うには専門的な知識・技術が必要であることから、それらの実績を有する一般財団法人三重県環境保全事業団に業務を委託したものです。</p> <p>本事業では、方法書手続きにおいて、調査・予測・評価の方法を審議頂き、頂いた意見を踏まえ、調査・予測・評価方法及び事業計画についても大幅に見直し、今回準備書として取りまとめました。準備書の内容についても、経済産業省及び三重県の審議会並びに広く一般の皆様のご意見をうかがうことで、公平性・客観性が担保されるものと考えております。今後もこうしたご意見を真摯に受け止め、より環境への影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
32-1	<p>御社が風力発電所を計画されている経ヶ峰は津市民にとって憩いの場だと聞きます。町暮らしの人がわりと手軽に癒しや探求のために親しむ山は、開発の対象としては不相当です。山の環境が変わると生物多様性のバランスも大きく崩れることにつながります。幻の鳥とも言われるヤイロチ</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価で頂いたご意見等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行い、自然環境や景観への影響に配慮いたしました。引き続き、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>

表 2-1 (63) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ヨウが渡る山でもあることも知られており、後世に残すべきは不安な電力供給所ではなくて、人々の憩いの場であり、多様な生き物の生息場です。この段階での撤退は勇気ある決断になりますが、時代の変化を汲み取って、どうぞご英断を下されますことを願っております。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
33-1	<p>方法書の知事意見において、「3. (前略) 本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについて、(中略) 累積的な環境影響について適切に予測及び評価を行い (後略)」と記載されている。これは主に生態系、特に鳥類への影響をしていると思われるが、準備書に記載された鳥類への環境予測モデルにおいて、どのようなパラメータにより累積的な環境影響を評価されたのか明らかにすべきである。このような内容が明らかでない限り、当該準備書は知事意見を十分に反映した環境影響評価とは言えず、撤回ののち、再提出が必要であると考える。</p>	<p>累積的影響については、周辺に存在する既設及び計画中の風力発電事業に関してアセス図書や事後調査報告書等の公開情報の収集を行い、適切に予測できると判断した生活環境に係る事項について累積的影響の予測を行い、本準備書に記載しました。自然環境に係る事項については、他事業に係る環境影響評価の非公開情報の入手が困難であること、本調査だけでは他事業に係る範囲の現況の把握精度が異なること等から、他事業の影響を含めた自然環境への影響予測を適切に実施することは困難と考えております。</p>
34-1	<p>とても単純なことですが、今ある自然をこわした上で『自然エネルギー』となぜ言えるのでしょうか？ 風力を建てる為の道から作る、山の形状を変えることは目に見える物以上のものをこわしていると思います 青山高原の風力発電近辺の殺伐とした生命エネルギーを感じない、そんな山をこれ以上増やしたくないです 三重の山々の希少な生物たち、植物たちの生息地を奪うのではなく守って頂きたい、風力発電建設は反対です！</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価で頂いたご意見等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行い、自然環境や景観への影響に配慮いたしました。引き続き、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
35-1	<p>利益主義の自然破壊、絶対に反対です。 今後人口減少により今以上の資源がどれほど必要ですか？ 自分自身の子供が繋ぐ未来に少しでも自然を残し、温暖化を防ぐ努力をしましょう。 皆さんの力で、少しだけ未来が変えられるとおもいます。 よろしく願い致します。</p>	<p>老朽化した火力発電の廃止や原子力発電所の再稼働・新設が停滞していることから、現状でも夏季や冬季のピーク時には電力供給が逼迫している状況です。地球温暖化や気候変動への対応やエネルギー安全保障の観点から、純国産エネルギーであり、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの最大限の導入を目指すことが国のエネルギー基本計画でも示されております。本事業でも環境への配慮や地元理解の促進を行いながら、再生可能エネルギーの導入拡大を目指す考えです。</p>
36-1	<p>・フォトモンタージュで上阿波改善センターからの眺望としてありますが、それより上の集落からは風車は見えないのですか、上阿波の住民で風車まで一番近い家までの距離はどれだけですか。 巨大風車は、上阿波の一番近い家々からは、どんな大きさに見えるのか、現実的な見え方として示して下さい。</p>	<p>上阿波地区内においては、個人様宅や道路上等からも本事業の風力発電設備が視認できる可能性はありますが、「景観」の項目の予測対象としては、不特定多数の人が利用する代表的な地点として上阿波構造改善センターを選定しております。なお、上阿波地区で最も近いと考えられる住居は、1号風車より2.1kmの地点と考えられます。</p>
36-2	<p>・笠取風力発電事業が稼働により、上阿波地区の住民の多くに、いわゆる風車病の症状が発生し住民は苦しみ建設業者を毎週の様呼びその苦しみを訴えた。騒音だけでなく超低周波音の影響も訴え、それに対し、事業者は夜間の停止、ギア交換等の対策をとったという事実がある。 事業者としてその用意はありますか。</p>	<p>本事業により設置する風力発電機と上阿波地区は、約2.1km離れており、騒音では指針値との比較において1dBの寄与であり影響は小さいと考えられます。低周波音については、G特性音圧レベルの寄与が61dBであり、現況値の53から59dBと合成した場合に最大で9dB増加しますが、合成値の最大値が63dBであり、参考としたISO 7196に</p>

表 2-1(64) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
		<p>示された「超低周波音を感じる最小音圧レベル」の100dBを下回りました。したがって、本事業による騒音及び低周波音の影響は小さいと考えています。</p> <p>なお、風車稼働後に苦情等があれば、まず状況をお伺いし、必要に応じて調査させていただきます。また、状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせていただきます。</p>
36-3	<p>・静かな山で生活していた動物たちが突然工事が始まり見た事も聞いた事もない巨大な気持ち悪い音をたてる恐ろしい物体が立ったら、逃げるのは当然の事です。</p> <p>「風車が立ってから、鹿が沢山畑に来て困っている。今まで畑で見なかったアナグマが夜中に出て、畑を荒らす。飼い犬が夜中ずっと吠えて眠れない。」と地域の人達が、日々生活の変化を言っています。</p> <p>風車の影響を否定する人は居ないと思いますが、私達の生活を脅かしています。</p> <p>野生動物が山から下り人の生活を脅かすこれに対してどう対策をしてくれますか。</p>	<p>既存の風力発電所構内でもシカ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。獣害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していきたいと考えております。</p>
36-4	<p>・「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できない」としてあるが、何を確認して「確認できない」としたか説明して下さい。</p> <p>ウインド・タービン・シンドローム、風車症候群と名前があるこの影響病をどう理解していますか？</p> <p>風車症候群は結果であるので必ず原因があると考えるのは理にかなった事ではないですか。事業者は都合の良い事は見捨てていないですか。</p>	<p>環境省は、全国29の風力発電施設の周辺の合計164地点での実測調査結果や、海外の査読論文や各国政府機関による報告書等の整理結果を踏まえ、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」という見解を示しております。（「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成28年）、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成29年））</p> <p>また、同指針では、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い評価することが適当との整理が示されています。本事業では、同指針に基づき騒音の予測を行った結果、指針値を下回ることを確認しており、影響は低減できていると評価しています。</p>
37-1	<p>・事業を同じ場所で行うのに対して、わざわざ2事業に分ける意味とは。</p> <p>方法書時の意見を反映して、“数を減らして1台を大きくした”とあるが、もし1事業として平木阿波だけと考えると、以前より規模が大きくなっているではないか。</p> <p>日本で数をみない4,200KWという巨大風車を導入するにあたり、新たに1事業に統一し、再度環境調査をするべきでないか。</p>	<p>当初、平木阿波ウインドファームおよびウインドファーム津芸濃の2事業として計画しておりましたが、それぞれにおいて、環境への影響に配慮し、可能な範囲において事業計画を見直したものです。予測評価については、採用予定の4200kWの風力発電機の諸元を用いて実施しております。</p>
37-2	<p>・基礎についての記載がなすすぎる。使用する資材について記載し、それに対しての環境への影響を調査すべき。</p> <p>4,200KW 風車自体の重量の記載はないが、その巨体を支えるための土台＝基礎について、支持層まで打ち込むという杭の材質と大きさ（径）、他所で使った杭の平均的長さ。日本初ということなので外国での使用例でも構わないので、最短・最長でどのぐらいか。</p>	<p>基礎については、各風車設置位置でのボーリング調査を行い、建築基準法並びに電気事業法で求められる設計基準に準拠して詳細に構造設計を行います。なお、その設計については、第三者機関による評価を実施し、国の審査を受けることになります。また、コンクリートの打設時には、アルカリ排水が溶出しないよう、降雨時の打設は避けるなど施工時には十分に留意致します。</p>

表 2-1 (65) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>経ヶ峰付近の地層はもろいと言われているが（実際他所の風力発電付近では多少なりとも法面等の土砂崩れが多発している）本当に、そんな杭が耐えてくれるのか。</p> <p>杭に加え、基礎に使う多量の資材（コンクリート？）の材質の記載と、水質に影響が無いかどうかは、動植物に与える影響だけでなく津市・伊賀市の水源としての山であるため、必ず公表&調査するべき。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
37-3	<p>・準備書 1590～1603 頁の「環境保全措置の検討結果の整理」全般における各項目について、ほとんどの項目で“影響は小さい”とあるが、それは小さいが“影響はある”ということである。</p> <p>任意に抽出した“動植物すべてに影響はある”、すなわち 1 項目自体は小さい影響と言っているが、それが多くの項目として、また今回調査していない動植物まで含めてみた場合、大きい影響となりえることをあえて目くらしのように伝えているのは詐欺である。</p> <p>すべてにおいて“影響はない”、と言える工事・稼働でなければとうてい建設を肯定できるものではない。</p>	<p>新たに事業を実施する場合には、環境に対して少なからず何らかの影響を与えることとなります。そのため、一定規模以上の事業については環境影響評価制度が定められており、事前に現況調査及び予測・評価を行い、事業者の実施可能な範囲で環境保全措置を講じることで影響を軽減することが求められています。今回の準備書では、現地調査の結果やこれまでの環境影響評価手続きにおいて頂いたご意見等を総合的に勘案し、環境保全措置の検討を重ね、風車基数の削減といった大幅な計画縮小の判断をいたしました。今後、県や国における審議が予定されておりますので、それらの結果を踏まえ、詳細設計や工事の実施、施設の供用に当たりましても、周辺環境への影響の低減に努めてまいります。</p>
37-4	<p>・景観において、わざと風車が見えない位置を選んで調査したのではないか。</p> <p>風力発電施設から一番近い学校であるみさとの丘学園を観測地に加えていないのは悪意がある。実際学校へ行ってみたが、建設予定地はとても良く見えた。</p> <p>また経ヶ峰が一望できる、国道 163 沿いファミリーマート美里支店前や、県道 653 沿い野田東バス停などでも建設予定地はとても良く見える。他の地域でも経ヶ峰が良く見える所は多数存在するのではないか。</p> <p>一望できる所だからこそ、そこに巨大な建設物が存在することになるのは、豊かな景観を破壊し、むしろ気持ちが悪く思う。</p>	<p>景観の眺望点については、対象事業実施区域が視認できると考えられる可視範囲より、不特定多数の方が利用する場所を複数箇所選定したうえで、現地踏査の結果も踏まえて選定しております。施設が視認できるすべての場所を網羅できているわけではありませんが、代表的な眺望景観の変化を示したものとしてご理解ください。なお今回は、方法書において指摘された事項である、垂直視野角 1° 未満である地点についても追加で調査、予測及び評価を実施しております。</p> <p>なお、景観への影響を軽減するため、事業計画を大幅に見直し対象事業実施区域の縮小や基数の削減を実施するとともに、構内配電線の地中化、風力発電機の色等の配慮等の保全措置を講じる計画としています。</p>
37-5	<p>・事後調査について、建設後・稼働後に騒音（低周波含む）・水質を調査するべき。</p> <p>日本に導入されてない巨大風車だからこそ、事後もしっかり調査するべきでないのか。</p> <p>むしろなぜ調査しないのか理解できない。そして問題が起これば、必ず対応をすると明言するべき。</p>	<p>騒音や水質については確立された予測手法により予測し、その結果、影響は小さいものと考えております。そのため、現時点では事後調査を予定しておりません。</p> <p>なお、風車稼働後に苦情やお問合せ等があれば、まず状況をお伺いし、必要に応じて調査させていただきます。また、状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせていただきます。</p>
37-6	<p>・事後調査を行う動植物について、問題が出た場合どうするのか、きちんと名言するべき。</p> <p>検討と相談では、曖昧に流されてしまう。もし存在が確認できなくなったら（死滅あるいは他所への移動等）どう責任を取るのか。即刻風車を撤去してくれるのか名言をお願いする。</p>	<p>動植物の事後調査については、各対象種によって生態的特性が異なるため、それぞれに応じた適切な調査内容を検討することで、大きな問題が生じる前に変化を把握できるよう努めます。また、調査結果について専門家に報告し、その後の対応について助言をいただき、必要な対策があれば責任をもって対応いたします。</p>
37-7	<p>・低周波の影響については、みさとの丘学園で事</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指</p>

表 2-1(66) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>前・事後とも調査をしないのもおかしい。 ぜひとも健康調査を行って欲しい。(それは風車近くの集落も同じく！)</p>	<p>針(環境省、平成 29 年)によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。さらに、同指針では、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い評価することが適当との整理が示されています。</p> <p>本事業による騒音及び低周波音の影響については、経済産業省及び三重県にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、騒音及び低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>なお、ご指摘の「みさとの丘学園」と風力発電機の最短距離は、約 7 km あることから、その影響はほとんどないものと考えています</p>
37-8	<p>・風力発電施設を稼働することで、温室効果ガスが削減できるとあるが、それは風車の製造、建設の際の運搬(海外から美里町まで)、工事に係るすべての行程、森林の伐採による影響を含めてもなお、削減に寄与していると言えるのか。すべてを計算して公表すべき。</p>	<p>本事業の風力発電所により見込まれる年間発電量は、下記の通りです。 $4,200\text{kW (定格出力)} \times 9 \text{ 基} \times 24\text{hr} \times 365 \text{ 日} \times 25\%$ (一般的な設備利用率) = 82,782,000kWh/年</p> <p>系統電力の代替による排出削減効果は年間約 37,500t 見込まれます。 $82,782,000\text{kWh/年} \times 0.000453\text{t/kWh} (\text{※1}) = \text{約 } 37,500\text{t/年}$</p> <p>風力発電は発電時に二酸化炭素を排出しませんが、ご指摘の通り、風車の製造や、輸送、建設の際には電力や燃料を使用しますので、その寄与を考慮してライフサイクル CO2 排出量を考慮する必要があります。文献(※2)によると風力発電のライフサイクル CO2 排出量は 0.026kg/kWh(つまり、0.000026t/kWh)ですので、本風力発電所の稼働により見込まれる年間の CO2 排出量は、下記の通りです。 $82,782,000\text{kWh/年} \times 0.000026\text{t/kWh} = \text{約 } 2,152\text{t/年}$</p> <p>樹木の伐採の影響については、伐採する樹木が 36~40 年生のスギ人工林と仮定すると、仮に伐採されることがなかったとして、期待される年間吸収量は 8.8t/ha となります(※3)。改変面積 13.3ha 分について計算すると、下記の通りです。 $8.8\text{t/ha} \times 13.3\text{ha} = \text{約 } 117\text{t/年}$</p> <p>以上から、風力発電設備の製造や輸送、建設に伴う CO2 排出量及び、樹木伐採による影響を加味した場合の、本事業を実施することによる CO2 削減効果は下記のように試算され、年間約 35,231t の排出削減効果が見込まれます。 $37,500 - 2,152 - 117 = 35,231\text{t/年}$</p>

表 2-1(67) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
		<p>一般的な条件による試算にはなりますが、風力発電設備の製造や輸送、建設に伴う CO2 排出や、樹木伐採に伴う影響に比べて、系統電力の代替による削減のメリットが大きく、風力発電の導入は温室効果ガス排出削減につながるものと考えています。</p> <p>(※1) 排出係数代替値 0.453kg/kWh を使用。 (環境省、電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について 令和 2 年度)</p> <p>(※2) 電力中央研究所、日本における発電技術のライフサイクル CO2 排出量総合評価 2016 年 (※3) 林野庁 HP 「森林はどのぐらいの二酸化炭素を吸収しているの？」</p> <p>※なお、準備書では風力発電のライフサイクル CO2 排出量を 0.025kg/kWh と仮定して計算していましたが、最新の数字は上記の通り 0.026kg/kWh となっておりますので、評価書において修正いたします。</p>
37-9	<p>経ヶ峰と言わず、津市・伊賀市、いや三重県、日本に風力発電施設はこれ以上必要ない。そもそも風力発電がどの程度発電しているのか、そして電力として使用されているのか、それによって化石燃料を原料とする発電がどれほど減っているのか、どこも公表していないため、本当に環境に配慮した電力を供給しているのか分からない。</p> <p>よって、風力発電の意義を理解することができない。むしろ、今の技術ではただの無駄な建造物、いや無駄どころか自然を破壊し、低周波問題等を引き起こす公害でしかない。</p>	<p>送電系統は多数の発電所や需要家から構成されているため、ある風力発電所で発電した分、他のどの発電所の出力を減らすということが 1 対 1 対応で決まっているものではありませんが、風力発電で発電した分、他の火力発電所等で消費される燃料を削減することができ、その結果 CO2 排出量の削減につながります。なお、NEDO が公表している「IEA Wind TCP Task 25 Factsheet」によると、風力等の変動性再生可能エネルギーに対応するために従来型電源の出力を増減することによる CO2 排出量の増加は、再生可能エネルギーの増加による CO2 の全体的な削減量と比較して非常に小さいことが示されております。</p>
38-1	<p>私は経ヶ峰がある美里町とすぐ近い稲葉町で、小さい頃から生活してきました。今は少し離れはしていても、経ヶ峰が毎日見える所に住んでいます。</p> <p>趣味の登山で経ヶ峰に登ることも多く、自然いっぱい山々に人工的なものが増え、特に平木地区の人が住んでいる周辺での土砂災害が心配です。</p> <p>自然エネルギーは大切なことも理解できますが、生きていく上で必要な水が作られる山々に設置するのは反対です。建てる場所は選んでほしいと思います。</p> <p>山で生きる動物たちの住み場が減って、登山者、周辺地域の人々との境がなくなるのもこわいです。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境や景観への影響の低減を図りました。この計画見直しにより、経ヶ峰山頂から最寄りの風車までの離隔が大きくなったほか、津市内からの景観についても大きく改善されたと考えております。</p> <p>国が示している「2050 年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要であり、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられますので、引き続き自然環境にも配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p>
39-1	<p>・最大高が 170mにも達する風車を建てること自体が自然環境を損ねる行為であり、環境保全の見地からこれに強く反対するものである。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価で頂いたご意見等を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行い、自然環境や景観への影響に配慮いたしました。引き続き、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>
39-2	<p>・この一帯は過疎化が進み、新規移住者の流入が無ければ各集落は早晩、限界集落となってしまう。超低周波や騒音、振動、土石流の危険性など、大丈夫だ、風車との因果関係はないなどと言われて</p>	

表 2-1(68) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>も、移住を希望する者の多くはそれらを敬遠するものである。これは1+1=2というような明白で揺るぎようのない事実である。風車の存在そのものがこの地域の存続に危機を及ぼし、住環境に決定的な悪影響を及ぼすものである以上、建設は認められない。早急な撤退を望む。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
39-3	<p>・両度における知事意見に、自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確に示すよう述べよとあるが、この「必要性」について、準備書においても未だ明示されておらず、知事意見をないがしろのされ続けているのは三重県民として看過できない。この「必要性」を示さずして準備書を作成した事業者が正気を保っているのか疑わざるを得ない。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境への影響の低減を図りました。国が示している「2050年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要であり、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられますので、引き続き自然環境にも配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p>
39-4	<p>・騒音について、「残留騒音については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づき測定した」とあるが、測定条件がこれに合致しない。同マニュアルには、『6.4 測定期間の剪定』の項に、「有効風速範囲における残留騒音又は風車騒音の測定として有効な日数が昼夜間ともに3日間以上確保できる期間とすることが適当である。」とある。準備書の「表 10.1.3-7 調査時の気象状況」を見ると、測定時の平均風速は0.2~2.2m/sである。準備書では別ページに「カットイン風速は3m/s~6m/s程度」とある。同マニュアルには有効風速範囲の定義として「10分間平均風速がカットイン風速以上で定格風速未満の範囲」とあり、それを全てで下回っている。よって、この測定結果は無効であると思われる。</p>	<p>準備書の「表 10.1.3-7 調査時の気象状況」に記載している風速データは、騒音測定地点の高さ1.5m地点の測定値です。有効風速の範囲の設定は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月 環境省)に記載された「高さが異なる2点での風速の測定値から推定する方法」に基づき、風況ポールで測定している高さ40m地点及び57.5m地点の2地点のデータよりハブ高さの風速を予測したものをを用いております。算出した風速が、カットイン風速の3m/sから定格風速の12m/sの範囲である騒音測定値を用いて、残留騒音を算定しています。</p>
39-5	<p>・延べ15日間の調査でカットイン風速に達した計測結果が無いということは、風況が良いとは言えないことを意味する。このような風況の悪い場所に風車を建設しないことをお勧めしたい。</p>	
39-6	<p>・また、「表 10.1.3-7」の【冬季】環境②2日目の夜間では風速が83.3m/sとあり、これは時速に換算するとおおよそ300km/hである。本当であれば未曾有のことであり、風車の倒壊も免れないのではないだろうか。これは上欄の「湿度」と同じ数値であり、単純な間違いであろうが、全く杜撰であるとしか言いようがない。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。正しい値は、【冬季】環境②2日目の夜間では風速が0.2m/s(0.1m/s~0.4m/s)です。評価書で修正いたします。</p>
39-7	<p>・同マニュアルには『6.1 対象地域の選定』に「測定の対象とする地域は、風車騒音により人の生活環境に影響を与えるおそれがある地域とする。その際、学校、病院等の特に静穏な環境を保全すべき対象の存在にも考慮する」とあるが、「みさとの丘学園」について一顧だにされていないのは大いなる不手際である。距離に関係なく、「考慮する」とマニュアルにある限りは考慮すべきであろう。フォトモンタージュにある「みさとの丘公園」より一段高い場所にあり、おそらく9基の風車全てからの影響があると思われる。ここには美里町の児童のほとんどが9年間通うことになる。別項の</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。さらに、同指針では、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い評価することが適当との整理が示されています。</p> <p>本事業による騒音及び低周波音の影響については、経済産業省及び三重県にて審議頂いた環境影</p>

表 2-1 (69) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	低周波音と併せて特別な配慮を向けるべきである。	響評価方法書に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、騒音及び低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。
39-8	・低周波等に関しては事業者の手がけた既設風力発電所「大洞山ウィンドファーム」での実害は当然把握していると思われる。その反省を踏まえ、未来ある児童たちが多くの時間を過ごす「みさとの丘学園」においては、事前に健康調査を実施し、風車建設後は継続的に健康調査を実施し、実害が無いかの把握に努めるべきである。建設費用と比べて圧倒的に少額で行えるこのことは真の地域貢献と言えよう。風車見学などの環境学習は不要であるので、この健康調査を実施することを、「みさとの丘学園」に通学する児童の親として切に希望する。	なお、ご指摘の「みさとの丘学園」と風力発電機の最短距離は、約7kmあることから、その影響はほとんどないものと考えています。
39-9	・水質における沈砂池⑨の扱いについて、「浸透」とあるが、時間雨量188.9mmでも沢に達することは無いのだろうか。常識的に考え、そのような圧倒的な雨量が降り注いだ場合、沢に達する前に地面に浸透するなどとは到底考えられない。沈砂池⑨に関してはもっと真面目に検討すべきであり、このような記載をすることは狂気の沙汰であると思えない。	水質予測につきましては、予測手順として、最初にTrimble&Sartz(1957)が提唱した「重要水源地における林道と水流の間の距離」に基づき、仮沈砂池から直近の沢までの距離と傾斜の関係から、仮沈砂池からの放流水が沢に至る間に浸透するかどうかを判断します。その後、浸透しない場合について、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年 監修：建設省都市局都市計画課)に基づき濁水濃度の予測を行う手順となります。今回はその手順で予測・評価したものです。
39-10	・ヤイロチョウに関してはその存在が確認されている。それにも関わらず事業者は事後調査を行うとしているが、風車が建設されればその過程での工事車両や作業員の出入り、建設作業やその騒音なども併せて風車の影響により、警戒心の極端に強いヤイロチョウが姿を消すことは想像に難くない。ヤイロチョウは事前調査を細心に行い、その実態を調査し、風車建設がどのような影響をヤイロチョウに及ぼすかを検討するのが環境影響評価の精神に則ることであると思われる。このように事後調査などと言い出すこと自体が、事業者が環境を軽視している証拠と取れてしまう。	ヤイロチョウについては、ICレコーダーでの夜間調査により数箇所での鳴き声を確認したものとなっております。本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。
39-11	・私たち地域住民は再三に渡って事業者とのコミュニケーションを図ろうとしたが、残念ながら事業者はそれに応えることは無かった。事業者がコミュニケーションを図ったのは地権者のみであり、地域住民は一慮もされなかった。もちろん、環境影響評価上そのようなことは必要のないことであり、事業者の態度は当たり前のことかもしれない。しかし、市長意見並びに知事意見にも地域住民とのコミュニケーションを図るよう促されており、そのような事業者を信用することはできず、したがって、事業者が環境に配慮するとも考えられない。事業者はその態度をこそ真っ先に改めるべきであり、環境影響評価を進めるのはその後のことであると考えている。	環境影響評価法に規定される説明会の他、対象事業実施区域の近隣の地区を対象に個別の説明も実施しております。引き続き、事業へのご理解を得られるよう、地域の方々とのコミュニケーションに努めてまいります。
39-12	・経ヶ峰からの遠望は既に南西方面に多数の風車が出現しており、これ以上の風車の接近は景観に多大な影響を及ぼす。その上、布引北の計画も進	本事業では経ヶ峰からの景観及び経ヶ峰を望む景観への影響に配慮し、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域の縮小や風力発電機設置基数の

表 2-1(70) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>行中である。事業者の計画する風車はその他のものよりをずば抜けて巨大であり、建設されれば景観の保全は全く保たれない。事業者は配慮して経ヶ峰山頂より離隔を保ち、24基から9基に減らしたと言っているが、その代わりに巨大な計画に変更することは景観の保全に配慮したとは全く言えない。最終的に17,000筆に達した署名の意義を尊重するのならこのような計画を推し進めることはできないはずである。あらためて事業者の良識が存在しないことが浮き彫りになっている。津市民や東海・関西地区にとっても特別な山である経ヶ峰の景観保全の見地から、事業者の撤退を望む。</p>	<p>削減を行いました。それにより、経ヶ峰からの景観につきましては、垂直見込角及び水平見込角ともに低減を図りました。また、構内配電線の地中化、風力発電機の色等の配慮等の保全措置を講じる計画としています。</p>
40-1	<p>準備書説明会に出席し、資料も受け取り目を通しましたが、説明の内容が環境を保全する為の調査結果というよりは事業を進めるためのひと通りの調査をしまったという様に感じました。最近の里山における獣害問題は自然動物たちの生息地である山の環境の悪化に一因があることは今では周知のことであるのに、風力発電施設の設営稼働との因果関係が分からないという説明だったのが納得できませんでした。またマイクロチョウが営巣しているかもしれないと分りつつも、建設稼働を進めながら経過観測していくとのことで、説明会の報告が体裁だけのもので自然環境を保全することに真摯に向き合っているとは思えませんでした。</p>	<p>今回、自然環境等に配慮した大幅な事業計画の見直しを行い、環境影響評価を実施し、環境保全措置を検討し影響の低減に努めたものです。これからの事業の実施に当たっても、自然環境や生活環境の保全に努めてまいります。</p> <p>既存の風力発電所構内でもシカ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。獣害被害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していきたいと考えております。また、マイクロチョウについては、ICレコーダーでの夜間調査により数箇所でも鳴き声を確認したのようになっております。本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p>
41-1	<p>風力発電所の建設予定地が経ヶ峰ということを見ると、森林破壊は免れることは出来ません。森林破壊が植物へ与える悪影響として、葉の成長阻害、葉面の白化・黄化、花粉の発芽阻害、農作物の生育、終了の低下等があります。森林伐採が地球に与える影響として、大気汚染、地球温暖化、生物の絶滅、減少等があります。森林伐採が人間に及ぼす影響として、疫病の蔓延、紛争の拡大、食糧生産の悪化等があります。あなた方は、これらに加担するのですか？地球を汚すのですか？地球を壊すのですか？地球上の植物を殺すのですか？地球上の生き物を殺すのですか？地球上の人々を殺すのですか？風力発電というのは、人体にも影響を与えます。風力発電によって生じる低周波音によって、めまい、はき気、血圧に影響、睡眠障害等が報告され</p>	<p>本事業は再生可能エネルギーの普及を通して、国が進める「2050年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ2050みえ」の実現に貢献すべく計画したものであり、山林の維持管理や活用及び地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられます。</p> <p>今回、自然環境や景観等に配慮した大幅な事業計画の見直しを行い、環境影響評価を実施し、環境保全措置を検討し影響の低減に努めたものです。これからの事業の実施に当たっても、自然環境や生活環境の保全に努めてまいります。</p> <p>稼働後も地元で管理事務所を置き、近隣地域からのお問い合わせへの対応を行えるように致します。</p>

表 2-1(71) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ています。 あなた方は建設したらそれで終わりかもしれません。 しかし私達住民は、これからも住み続けます。 もし私達と同じ立場ならどう思いますか？なんの不安も不満もなく住み続けることができますか？ 現時点で、電力は足りています。これから以降人口減少が進む日本において、発電所の需要はありますか？いやないはずです！ 建設予定地の経ヶ峰は、地元の小学校、中学校では、校歌の歌詞にもなる様な存在の場所です。私自身は、以前買っていた犬と共に登った大切な思い出の場所です。 地元の人間なら、経ヶ峰に登った人間なら、みんなこういった大切な思い出がある様な場所です。 その大切な場所を、あなた方は壊すのか？！めちゃくちゃにするのか？！汚すのか？！ 環境にも悪影響、需要がない、地元の人間の健康を害す、思い出の場所を汚す。 にもかかわらず、どうしてこんなものを計画するのか？ 全くメリットがないにもかかわらず！どうして……！？ あなた方が儲けたいだけでしょ？それ以外に理由なんかないんでしょ？ そんなクソドーでもええような理由なんかに、私達は付き合う筋合いはない！いわれはない！ 自分達の懐をあたためる為に地元の住民に犠牲を強いて、それで得たお金で食べるご飯は美味しいですか？それで得たお金で行く旅行は楽しいですか？ 人に犠牲を強いる今の仕事を誇れますか？大切な人の前で自分の仕事を見せることができますか？今の自分が好きですか？ 誰もあなた方を歓迎しません！誰もあなた方のすることを歓迎しません！ それでも尚この計画を押し進めるのなら… 私はあなた方を呪ってやります！絶対に！ 毎日お寺に行って、 今日死にますように。と、それが実現するまで祈り続けます！絶対に！ 死んだ後、必ず地獄に落ちるように祈ります！絶対に！ 今これを読まれているそこのアナタ、どう思いました？ 私達の悲しみ、イラ立ち、不安、辛さ、こういった感情は、今のあなたの比ではないくらい増大なものです！ あなた方が、私達をそういった感情にしているのです。 あなた方のしようとしていることは、誰の役にもたちません。誰も幸せにしません。 誰の為にもなりません。誰にも感謝されません、憎しみしかもたらしません。 全くの無駄です！</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>

表 2-1(72) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
42-1	<p>意見 1：前段として・意見書を書籍に転記省略は許しません。「著作人格権」で保護されています。事業計画策定ガイドライン（風力発電）資源エネルギー庁（以下ガイドライン）は、特別措置法施行の実施において遵守する事項が定められている。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、再エネ特措法第 12 条（指導・助言）、第 13 条（改善命令）第 15 条（認定の取消し）に規定する措置が講じられることがあることに注意されたい。</p> <p>(1)「再生可能エネルギー発電事業計画が明確かつ適切に定められていること。」と定められているが、令和 4 年 6 月 20 日の間合わせ。①防衛省及び気象庁は風力発電機は 100m～200m の高さで、プロペラの回転がレーダーとか気象庁観測に影響が出ると言っているについて、■はまだ発電機種が決まっていない、レーダーについては他にも事業計画があるのでまとめて問合せを行う。説明会で発電機の配置図及び機種を示している曖昧な返答である、曖昧な計画である、説明しておいて曖昧では信用出来る事業者でしょうか。</p> <p>(2) 式：特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。と言っている。現場は R165 号から R163 号の間の室生赤目青山国定公園内に 91 基の風力発電機が稼働している。津市は津市全世帯の電気を賄える施設をすでに持っている、この地域は再エネ発電には十分貢献しており、清水幸丸・三重大名誉教授は「一地域としては世界でもトップ級」と話す。又 地域の憩いの最後の場所の経が峰を守る多くの方が思っている。GPI 社は東京の会社です。突然やってきて地域に挨拶をせず、稼働中の風力発電の問題点の聴き取りはせず、問題点を洗い出さず、いきなり環境アセス方法書の説明会、並行して現場の調査、非道的な行為である。</p> <p>この事は何度も GPI 社及び三重県環境事業団に指摘をしたが聞き入れず修正は無かった。</p> <p>GPI 社の見解を伺いたい。</p> <p>(株)グリーンパワーインベストメント社（以下 GPI 社とする）</p> <p>意見書の簡略化は、著作人格権の観点から、許可しません。意見には番号が付いています。</p> <p>どの意見に対する回答なのかが分かるように、回答にも対応する番号を付けて下さい。この意見書は、GPI の他に、三重県と経済産業省にも提出してあります。</p>	<p>今回の環境影響評価準備書においては、計画している風力発電機の配置や諸元に基づき予測評価を実施しております。本事業では、これまでの環境影響評価手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数の大幅な削減を含む事業計画の見直しを行い、周辺環境への影響に配慮いたしました。引き続き、地域の皆様のご意見を頂戴し、環境影響に配慮しながら再生可能エネルギーの導入拡大に資する事業となるよう検討してまいります。</p>
42-2	<p>意見 2：意見書を書くに当たって、GPI 社は誠意が微塵もない</p> <p>上記の写真は、三重県に情報開示請求を行った平木阿波ウィンドファーム事業の環境アセス準備書</p>	<p>環境影響評価法に基づいて、縦覧や電子縦覧等の手続きを行っております。また、印刷やダウンロードができないことについては、資料の無断転載や加工編集等の著作権侵害やセキュリティーの観点において、そのような措置を取らせて頂いて</p>

表 2-1(73) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>籍です 1,909 頁 資料の厚さは 15cm 程ある。</p> <p>風力発電は不安定な支柱に 200 トン程の発電機が載っている、120m 程のプロペラは 20Rpm/min 回転するので不安定でそばに行くと威圧感、不気味な騒音、プロペラは不気味な回転、シャドーフリッカーと言うプロペラの影が発生するのでアニメのお化けの様に影の違和感がある、そのような環境では山林作業に集中が出来ない危険が伴う。右の風車はオランダ製で、どっしりとした重量感がある安定した形で、ゆったりとした回転する。</p> <p>縦覧についての GPI 社の説明は、本書は、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。また、本書に記載された情報（文章、資料、地図、画像等を含む。）に関する著作権は、法律によって保護されています。著作権法上認められた場合を除き、本審に記載された情報を利用（複写、複製、改変、配布、配信、他サイトへの転載を含む。）することは、法律によって禁止されています。</p> <p>※電話による、準備書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしておりません。と一方的である。</p> <p>著作権法 32 条は「(引用) 第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。」としている。GPI 社が準備した準備書資料について、Web での公開資料、縦覧場所の資料は全く意見書作成には使い物にならない。</p> <p>縦覧場所には 1 冊です、数人が縦覧する場合にはどうしますか。意見書を書くにはかなりの時間が必要です。Web の資料は 1909 頁あり、写真形式なので必要箇所のコピーが取れない、印刷が出来ない、e-Gov (イーガブ、電子政府) は JPG 形式なのでマウスでスクロール等が出来、検索が出来る、コピーが出来る、コントロールが出来るので使いやすいが、GPI 社の資料は ebook5 という形式になっているので改頁は断片的で全く使えない、GPI 社の N 担当に問合わせると、個人的には意見書を作成には使えないと言っている。GPI 社の誠意の無さが分かります。</p> <p>GPI 社が準備した資料では意見書が書けないと言っているのは私だけでは在りません、そのような事で GPI 社に書籍の貸出しを依頼したが 2 日過ぎても返事がないので、三重県に準備書籍の開示請求を行い自費でコピーを手に入れました。準備書の資料のコピー金額は 2 万円程かかりました。</p> <p>貸出しについて問合せから、5 日目の 6 月 20 日夕方に連絡が在りました、締め切りの 3 日前です。</p> <p>「個別の貸出しは行わない」でした。Web 資料は使える物ではありません。資料は意見書を書くためのツールです 使えない資料では、制度としては成立しないです。GPI 社に伺います、縦覧です、電気エネルギー、環境は国民が支えている事業です。GPI 社は住民に配慮が無い事業者と考えます。このような事業者がこの地域で事業を行う事は迷</p>	<p>おります。なお縦覧の際は、環境影響評価準備書のほかにも、準備書の内容を要約した「要約書」も縦覧いたしました。</p>

表 2-1(74) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>惑です、今後事業には問題が発生すると思います、適切に対応が出来る事業者とは思えません。GPI 社に説明を求めます。</p> <p>GPI 社が準備した資料は意見書作成には使えません。方法書から準備書迄3年が経過しました。私は風力発電事業に関わるのは初めてです、GPI 社が非人道的に環境アセスを進めたので、私は地域の環境保全の為に多くの時間と、コストを掛けました。</p> <p>説明会及び縦覧は GPI 社事業の開催です、環境アセスの参加者は地域の環境保全の為に多くのコストを掛けています、参加者には参加費用を支払うべきです。</p> <p>地域にとっては将来に向けて環境を大きく変える事業なので地域にとっては大きな問題です。発電所建設の準備のための環境アセスはあまりにも事業者優位です、地元は GPI 社に突然喧嘩を仕掛けられた感じです。</p> <p>GPI 社、自治体は環境保全の為にきめ細かな確認を行って頂きたいです。建設後の失敗は許されません、「安全率」と言う用語はそのためにあります、人権を尊重して頂きたいです。</p> <p>150 トンのナセルの落下事故を起こした(株)シーテック社のウィンドパーク笠取事故の遭遇者として、GPI 社の計画はウィンドパーク笠取の離隔以下です、出力は倍以上の 4,200kw/h です、発電機の配置は平木集落に向かって 4 基～5 基を並べています、危険です、地域の生活者の将来の安全、安心な環境を守るためにも私は日常生活を犠牲にして訴えています。</p> <p>このような地域に危険を承知で建設を進める事の意義を GPI 社に伺いたい。</p> <p>説明を求めます。</p>	<p>※見解は前項及び前々項に記載。</p>
42-3	<p>意見 3：【GPI 社のアセス縦覧公開資料は使えません】</p> <p>*上記は Web 表示のコピーです、全く文字が読めない。Web 公開の意見書図書は使用できない。これで意見書が欠けますか。</p> <p>*下は上の 2 倍 A4 に拡大したが、ぼやけて読めない、使い物にならない。</p> <p>下記は準備書 P65 の貼り付けです (ほぼ A4 版です)</p> <p>【GPI 社事業の市民への連絡方法に問題、周知ができていないについて】</p> <p>新聞の広告欄です、新聞記事より小さい文字ポイントで「お知らせ」です、広告欄では見落としました、GPI 社に問い合わせして新聞切り抜きの送付を依頼した。準備書説明会は制度です、GPI 社は制度を広告扱いです、経費削減にも度が過ぎます。</p> <p>配慮書、方法書、準備書の環境アセス制度の縦</p>	<p>一定の解像度を有する PDF を作成し、電子縦覧に供しております。</p> <p>また、住民説明会の周知につきましては、配布エリアに津市及び伊賀市全域を含む新聞 5 紙での公告の他、事業実施区域に近接する地区への回覧、縦覧場所での案内の掲示、弊社ホームページでの案内等を実施いたしました。また、環境影響評価手続きにおける説明会以外にも、直近の地域への個別の説明等も実施しております。</p>

表 2-1(75) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>覧、説明会開催の連絡は市民に周知ができていないです。GPI 社はお知らせをしたと言うが市民には届いていない、周知ができていない周知方法に問題ありです。特に現場に近い市民に連絡が届いていない。市民の説明会参加が少ないので風力発電公害を知りません、現在の風力発電の公害状況を知りません。私は準備書縦覧のお知らせを新聞掲載すると事前に聞いていたので注視していたが確認出来なかった。</p> <p>方法書説明会で「おしらせ」が届いていない、連絡が不十分との声で、GPI 社は指摘を受けて方法の説明があったが、GPI 社は準備書で連絡方法の改善はしなかった。準備書説明会で再度、連絡の周知が出来ていないと指摘があった。</p> <p>方法書説明会の市民への連絡が GPI 社の方法では行き届かなかったため市民が自費で配布を行った地域がある、準備書説明会の連絡も同様に市民が自費で日程表を日刊紙に挟み込んで配布をした。</p> <p>GPI 社■■■は説明会場では「事業を進めたい」と強気発言をしているが、電気エネルギーは国民が支えて、国民の協力なしでは出来ないと制度では言っています。GPI 社は独りよがり、GPI 社の資金力で強引に建設する感じである。又再エネ発電特措法で資金面は国民が支えている。</p> <p>神戸市など港町の夜景の事を「100 万ドルの夜景」と言うのがある、この地域の景観、環境は「100 万ドル以上」である。風車の建設で地域の価値がガタ落ちになる。</p> <p>環境基本法は「現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」、GPI 社は企画立案からボタンの掛け違えをしている。市民への配慮がない。地域及び環境への関わり方を知らない、担当者は無知、上席の指導力、技術力が無い、資金力だけでは事業は出来ません、事業は中止してください。持ち帰りを求めます。</p> <p>GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
42-4	<p>意見 4:【説明会の参加人数及び人口に対する参加者】</p> <p>津市人口：273,070 人 会場：美里町 65 人、芸濃町 30 人、伊賀市阿波 30 人、安濃 65 人、非公開 40 人 参加者：約 250 人（会場は 4 か所+1 か所） 津市人口割合：0.0915% 説明会参加者のおおよその参加人数及び人口に対する割合。津市市民に事業の周知が出来ていない。 GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>住民説明会の周知につきましては、配布エリアに津市及び伊賀市全域を含む新聞 5 紙での公告の他、事業実施区域に近接する地区への回覧、縦覧場所での案内の掲示、弊社ホームページでの案内等を実施いたしました。また、環境影響評価手続きにおける説明会以外にも、直近の地域への個別の説明等も実施しております。</p>
42-5	<p>意見 5:【室生赤目青山国定公園内の風力発電所です】</p> <p>室生赤目青山国定公園内の風力発電所は、2003 年 3 月に㈱シーテック社が青山高原ウィンドファームとして 750kw/h を 20 基建設してから現在では最大出力 2,000kw/h が稼働、基数は 91 基である。1 カ所の風力発電所としては国内最大である。清</p>	<p>ご指摘の事故は他事業者の風力発電所のものですが、ご指摘の事故を含め他の風力発電所の事故についても、国（経済産業省）の委員会において原因の究明と再発防止に向けた議論がなされております。その内容等を踏まえて、設計時に求められる要件や運転開始後の保守点検について規定している関係法令等も改訂されております。本事業</p>

表 2-1(76) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>水幸丸・三重大名誉教授(68)は「一地域としては世界でもトップ級」と話す。</p> <p>(株)シーテック社のウィンドパーク笠取は平成 22 年 2 月に 2,000kw/h、19 基が運転開始。同施設は平成 25 年 4 月 7 日ナセル落下事故が起きる(写真の通り)。最大定格回転数は 19Rpm/min、それ以上廻ろうとすると、プロペラの稼働を止める「フェザリング」状態で風に対応するが、故障当日は規格回転の約 3 倍 59Rpm/分になりブレードと発電機 150 トンが落下、事故発電機からの離隔は 2km の津市美里町平木地区では、住宅が今にも飛ばされる強風が吹きつけた。家の中で立っておられず四つん這いになった。私は事故に遭遇した一人です、今でも記憶に新しいです、その不安や心配はとても払拭することができない。具体的には、・騒音、振動がとてつもなく大きく、家が崩壊するかと思ったこと・まさか羽根が崩落するとは思っておらず、今まさに家までとんできそうな風の勢いでした。など、かなり大きなトラウマになっています。近接地区離隔は 2km でそのような事故状況であった。今回の GPI 社の計画は集落との離隔 1.3km～1.5km という近接で、発電機単機出力は 4,200kw/h でこの地域では経験がない規模(皮算用と言われている)発電機が 9 基、その内 5 基が平木地区の集落を見下ろす位置に計画と説明。発電機の高さは最長 170m (GPI 社平木区での説明は 180m) でした。そこでお伺いしますが、風力発電機事故の予測は出来ません。落雷、乱流、設計製造不良、原因不明事故が全国で年間 150 件程起きています。事故は予測不能です、その対策は一体どの様になっているのか、しっかりと伺いたいと思います。GPI 社の見解、説明を求めます。</p>	<p>の実施時には、そのような過去の教訓も踏まえこれまで以上に安全性の確保に重きを置いた基準に従って設計を行い、第三者機関による認証や国の審査をクリアして建設することになります。</p> <p>また、台風など強い風が吹く日は、安全上の観点から一定以上の風が吹く場合に自動的に風車の運転を制御いたします。なお、方法書時点の計画では、風力発電機の設置候補範囲と近隣集落との離隔が約 1.3km～1.5 km とお示ししておりましたが、その後事業計画を見直したことにより、集落との離隔は大きくなり、平木地区と最も近い風車の離隔は約 1.9 km となっております。</p>
42-6	<p>意見 6：(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特措置法施行規則)</p> <p>第 7 条：特段の理由がないのに一つの場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。と言っている。</p> <p>この地域には現在 91 基が稼働している。1 か所の風力発電所としては国内最大である。清水幸丸・三重大名誉教授(68)は「一地域としては世界でもトップ級」と話す。</p> <p>GPI 社の計画はこの地区に経験がない風力発電機出力(4,200kw/h)で集落との離隔が 1.3km～1.5km と近い、近くには(株)シーテック社ウィンドパーク笠取が稼働しているため、複合的な影響が出る事が懸念される、今でも天候により集落には耳障りな風力発電機独特の騒音が聞える、この地区にこれ以上の風力発電機の建設は危険です。具体的な計測を一緒にやりましょう。</p> <p>(株)シーテック社の平成 25 年 4 月ナセル落下事故に遭遇した者としては今回の GPI 社の計画は離隔、配置、土質(花崗岩)、建設地は全てが砂防指定地でこのような土地に建設を行うことは地元生活者の安全を考えていない自分よがりな危険な計画、設計と考える。</p>	<p>今回の環境影響評価における騒音予測及び低周波音予測結果では、他事業を含む累積的な影響についても予測し、影響は小さいと考えられる結果となっております。</p> <p>なお、方法書時点の計画では、風力発電機の設置候補範囲と近隣集落との離隔が約 1.3km～1.5 km とお示ししておりましたが、その後事業計画を見直したことにより、集落との離隔は大きくなり、平木地区と最も近い風車の離隔は約 1.9 km となっております。</p> <p>なお、環境影響評価法に規定される説明会の他、対象事業実施区域の近隣の地区を対象に個別の説明も実施しております。引き続き、地域の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

表 2-1(77) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>一番の問題は、ガイドラインに基づいていないです。GPI 社は事業の企画立案時に現場住民に事業説明を行っていない、稼働中の風力発電所の状況、聞き取り、問題調査を行っていない、計画地の状況把握が出来ていない、住民との意見交換が成立していない、GPI 社は建設ありきで、現場生活者の安全、安心を考えない独りよがり、GPI 社の都合で進めているのが実情である。</p> <p>ガイドライン企画立案には現場との打合せが一番重要と言っている。GPI 社は非人道的で、建築ありきです、都合の悪い事は隠そうで進めている、土地には地権者がいる、GPI 社は信用出来ないとの意見が大半である。結果として GPI 社のウィンドファーム津芸濃事業は方法書で計画を断念した。ガイドラインに基づかない、調べない、住民及び地権者への配慮が無いで進めている事の表れと考える。住民生活者の安全、安心 生活者の人権に配慮がない結果と考える。</p> <p>GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
42-7	<p>意見 7： 環境アセスメントとは 環境アセスメント(環境影響評価)とは、大規模な開発事業などを実施する際に、事業者が、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きを言います。</p> <p>この地域は風力発電所が稼働して 20 年程である。現在 91 基が稼働中である。そのような地域です。環境アセス制度に基づいて、「環境マネジメントシステム」方式は必要です。環境アセス制度はサブでよいと思います。GPI 社は「予測」の連発です、この地域は風力発電所データの宝庫です。予測方式では失敗、事故の繰り返しになる。この地域は純新規では無いです、この地域では多くが稼働しているので稼働発電所のデータを利用して考える事が重要です。定量的に、現場実績を基準にしない計画は危険です。GPI 社の説明は、予測を連発です。聞いていると空想、妄想的な説明に聞こえます。きれいごとの説明ばかりで現実性がないです。発電事業は国家事業です。この地域は環境マネジメントシステム分析が出来る現場です。GPI 社の説明は定量的な説明が無いです。予測データでは失敗の繰り返しになるので、定量的説明が必要です、定量的説明でないと危険です。発電事業は国民が負担している賦課金で成り立っている、調査データは事業者が共有化にすべきですデータの機密ではいけないです、失敗すれば現場住民の犠牲が大きいです。</p> <p>環境マネジメントシステムとは (環境省)</p>	<p>今回の環境影響評価は環境影響評価法に基づき、事業者が「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和 2 年 経済産業省)に基づき実施したものです。これまで、配慮書、方法書の段階を経て、今回準備書を作成しました。配慮書段階では国の委員会(環境審査顧問会 風力部会)における審査や住民意見、方法書段階では国の委員会(環境審査顧問会 風力部会)、三重県の委員会(環境影響評価委員会 小委員会)における審査や住民意見をいただき、環境影響評価を進めてきました。引き続き、環境影響評価法の手続きを進めることで、より良い事業になるよう検討してまいります。</p>

表 2-1(78) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>つまり環境マネジメントシステムとは、「環境に対する良い影響を増大させ、悪い影響を減少させる」という目的のもと、その計画目標を達成するために計画→実行→評価→改善をしていく一連のプロセスのことを言うのです。</p> <p>例えば、「紙の使用量を5%減らす」という環境目標があったとして、その目標を達成するために「会議用の資料はメールにて配布する」という計画を立て、それを全社で実行していきます。その計画を実行した結果、紙の使用量が前年比でどれくらい減ったのかを検証し、もし減っていなかった場合は「何が原因で紙が使用されていたのか」ということを究明し、それを次回の施策に反映していく必要があります。</p> <p>い 環境側面の抽出 次に、環境側面の中から著しい影響を与えている側面（著しい環境側面）を抽出します。著しい環境側面の抽出方法については、様々な方法がありますが、より定量的かつ客観的に評価を下すためには以下のページのような評価方法を行うことが効果的としている。</p> <p>【IS014001】著しい環境側面はどのように決定すれば良い？ 著しい環境側面の抽出に関しては、評価を行うにあたっては環境影響が定量的なものであるほうが望ましいです。なぜなら、IS014001を始めとする環境マネジメントシステムはPDCA「(Plan(計画)Do(実効)Check(評価)Action(改善)サイクル)によって構築されており、定量的でない項目は評価を下すことが困難であるからです。と専門家は説明している。方法は、影響を受ける可能性がある環境要素のアウトプットを行う。建てたときは、設置時の環境要素、動いたときは、風力発電が稼働時の環境要素、絡まれるときは、設置環境から流動的になったときに受ける環境要素。工事中の影響要因の影響。詳細な事業計画。事業領域に取付け道路や土捨場等の付帯施設。風車の影、生態系、廃棄物等が環境影響評価。自治体、住民等への意見聴取・情報提供に対する処置を行う。又 多岐に渡る因果関係を見極めるのが環境アセスメントですから、実際に地域を含む多くの有識者からの意見を聞くことが非常に大切です。とも説明している。</p> <p>GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
42-8	<p>意見 8:【山林の風車はプロペラに当たった風は谷を下る】 *稜線に並べる計画、離隔は1.7km(グーグルマップ) *方法書の計画は、3000kw/h×8基=24,000kw/h、準備書は4,200kw/h×9基=37,800kw/hに増強した、平木地区の影響が増大するように変更した。 平成25年4月7日にウィンドパーク笠取の暴走運転によるナセル150トン落下事故において、</p>	<p>方法書時点の計画では、風力発電機の設置候補範囲と平木集落との離隔を約1.5kmとお示しておりましたが、その後事業計画を見直したことにより、集落との離隔は大きくなり、平木地区と最も近い風車の離隔は約1.9kmとなっております。</p> <p>また、平木地区の集会所からのフォトモニターについては、準備書のp.1493にお示した通り、風力発電機が4基視認できる結果となっており、うち2基はブレードが全て視認できる見え方</p>

表 2-1(79) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>津市美里町平木地区は事故機からの遠隔 2km にある。住宅が今にもぶっ飛ばされる状況であった。準備書では最短離隔は 1.5km～2 km 前後である。GPI 社作成の津市美里町平木集会所からのモニター写真は、計画の風力発電機 9 基の内 5 基が南北延びる稜線に発電機を並べ、平木集落を見下ろす計画ある。発電機を稜線に沿って並べる事で日本海からの風を的確にとらえる為と推察するが、津市平木地区及び伊賀市上阿波地区にはウィンドパーク笠取があり集落には複合的な公害が影響する危険な計画であると危惧する。定量的な騒音測定を一緒にやりましょう。</p> <p>GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>となっておりますが、もう 2 基はブレードの先端のみ視認できる見え方となっております。</p> <p>騒音の現況については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 環境省)に基づき調査を実施し、ISO・9613-2 を用いて予測を行ったものです。また、他事業者の施設についても考慮した累積的な影響についても予測し、環境省が示す指針値を下回っていることを確認しました。したがって、予測結果については問題のないものと考えています。</p>
42-9	<p>意見 9：【生環境保全には安全率が必要】安全率の概要</p> <p>実際の工業製品の使用環境は、材質の経年劣化や環境の違い、想定外の使われ方をされるなど、多分に不確実性を含んだものである。設計者はそれらの事象を想定し、設計時にできる限りの計算を行うが、全てのことを計算し尽くせるわけではない。そのため、実際にはある程度の余裕をもって設計される。例えば、10kgf の荷物を置くための棚について、荷物を置くときの動作の勢いや、棚の上で荷物が偏った置き方をされる場合などを考えると、実際には 10kgf 以上の荷重に耐えられるように設計しなければならないことは明白である。具体的には「耐荷重量：100kgf (安全率 2.5)」のように用いる。この場合、安全を保証出来る仕様上の耐荷重は 100kgf までであるが、設計的な実力としては 250kgf までは耐えられるという意味である。</p> <p>*説明会で GPI 社 ■■■ が説明している「予測」して外れた場合は、現場住民が公害の犠牲になる、GPI 社は対応の明文化が必要である。</p> <p>環境省水・大気環境局長（環水大大発第 1705261 号平成 29 年 5 月 26 日）</p> <p>風力発電施設は、風向風速等の気象条件が適した地域を選択する必要性から、もともと静穏な地域に設置されることが多い。そのため、風力発電施設から発生する騒音のレベルは、施設周辺住宅等では道路交通騒音等と比較して通常著しく高いものではないが、バックグラウンドの騒音レベルが低いために聞こえやすいことがある。また、風力発電施設のブレード（翼）の回転に伴い発生する音は、騒音レベルが周期的に変動する振幅変調音（スイッチ音）として聞こえることに加え、一部の風力発電施設では内部の増速機や冷却装置等から特定の周波数が卓越した音（純音性成分）が発生することもあり、騒音レベルは低いものの、より耳につきやすく、わずらわしさ（アノイアンス）につながる場合がある。</p> <p>この事を踏まえた設計が重要と考える。</p> <p>平木阿波ウィンドファーム計画をウィンドパーク笠取と比較した場合に、平木阿波ウィンドファーム</p>	<p>騒音の現況については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 環境省)に基づき調査を実施し、ISO・9613-2 を用いて予測を行ったものです。また、他事業者の施設についても考慮した累積的な影響についても予測し、環境省が示す指針値を下回っていることを確認しました。したがって、予測結果については問題のないものと考えています。</p>

表 2-1(80) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ムの方が一基当りの発電容量が大きい、集落との離隔は平木阿波ウィンドファームの方が近い、どの様な計算で離隔が近いのか説明を求めます。あり得ない計画である。GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
42-10	<p>意見 10：【この地域には風力発電は永年の実績データ、GPI 社の予測での計画では危険である】</p> <p>環境アセスメントとは、大気環境、水環境、土壌環境、光害（周辺住民に対する）、生態系など、景観や騒音など、廃棄物、有益な環境側面などの内容を環境への影響を事前にきちんと調査し、予測、評価を行う事と説明している。</p> <p>「環境影響評価を行うにあたっては環境影響が定量的なものであるほうが望ましい。定量的でない項目は評価を下すことが困難であると説明している。」この地域の風力発電所の基数は、1カ所の風力発電所としては国内最大である。清水幸丸・三重大名誉教授(68)は「一地域としては世界でもトップ級」と話す。発電機 91 基全て(株)シーテック社の管理であり 20 年程の実績である。(株)シーテック社のナセル落下事故、騒音問題現場の崩落（河川が埋まる、橋の落下事故）植物が植樹により置き換わる サンショウウオがいる等、風力発電所建設前には珍しいつつじが咲き、つつじ祭りが盛大に行われていたが、(株)シーテック社はアセビ群落にしてしまった、その他にも多くの環境破壊が起きている。GPI 社は(株)シーテック社の現状データの協力を得て、定量的な資料作成を行い、会社に説明が必要です。</p> <p>すなわち環境マネジメントシステムで分析を行った定量的な説明が必要である。GPI 社■■■■の説明は予測を連発です、美しい言葉で現実的ではない説明をしている、予測とは賭博です。事業は賭博ではないです、外れてはだめです、予測での計画はあり得ないです危険です。環境マネジメントシステムに基づかないと地域の安全、安心な環境を守る事が出来ません。GPI 社の説明は表面的で建設ありきで、地域の為の事業とは言えません。GPI 社のレベルでこの地域に入ってきては迷惑です、危険です。</p> <p>GPI 社の説明会で■■■■は「予測」を連発です。予測とは「将来の出来事や状態を前もっておしはかること。」としておりの確ではないと言う事です。予測が外れた場合の対処はどうするのかの説明が無い、予測が外れた場合は現場住民が犠牲になる。外れる事を考慮するには定量化して安全率を付加しなければ GPI 社は住民の安全、安心な生活が保証できません。この地域の環境は毎日ウグイスが鳴いている、川の流りが聞こえる、静寂な地域です。人工的な騒音はほぼ 0（ゼロ）です。そこに人工的な機械音が発生すると、より耳につきやすく、わずらわしさ（アノイアンス）を感じる、現在ウィンドパーク笠取の騒音が天候により平木地区で大きく聞こえます。環境省はそのような静寂な環境の配慮が必要と言っている。予測での事業</p>	<p>環境影響評価は、現在の環境を調査し、事業を実施した場合の影響の程度について予測・評価を行うものです。今回の環境影響評価についても、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年経済産業省）に基づき実施しております。また、騒音、低周波音及び風車の影については、近傍の他社事業を含むの影響について累積的な予測を行っております。</p>

表 2-1(81) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>計画はあり得ないです危険です。ISO を取り入れてください。 GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
42-11	<p>意見 11：【この地域は多く風車が稼働中です、公害は複合化される、騒音は現在のデータに予測を加え、且つ 安全率を付加した説明が必要です】 騒音予測について、風力発電の騒音測定マニュアルは、3 日以上、10 分間の測定で良いとしている。騒音は天候で聞こえ方が変わります。騒音測定マニュアルでは不十分と考えます。発電機の騒音は（機械音及びブレード音）回転に比例します。天候、昼夜で変わります。GPI 社の風況データと現在稼働の騒音と計画の騒音との連携した説明が必要です。（株シーテック社が平成 25 年 3 月に平木地区で騒音及び低周波音の測定を行った結果、ウィンドパーク笠取からの騒音及び低周波音が計測された。 現在も届いている。GPI 社は風況観測を 1 年以上行っている、騒音測定も風況観測同様に昼夜、年間通して騒音測定が必要と考える。又 今回の計画は（株シーテック社のウィンドパーク笠取発電所から北方向に延長線上に配置計画です、5 基の風車が平木地区を見下ろす事になる、GPI 社と（株シーテック社の騒音が複合化して、大きな騒音が集落に届く事が想定される、具体的な計測を一緒にやりましょう。 GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 環境省）では、昼間、夜間の各時間帯で 10 分間の平均風速がカットイン風速から定格風速の間である測定値（基本的には毎正時の 10 分間）を用いて指針値を設定することが記載されています。本事業においても、当マニュアルに準拠した測定を実施しております。また、予測に当たっては、本事業のみの場合の予測と、他事業を含む累積的影響について予測し、指針値を下回ることを確認しました。</p>
42-12	<p>意見 12：【航空レーダー基地がある】 GPI 計画はほぼ名古屋テレビ塔の高さ レーダーへの影響という理由のため空港および交通管制からの反対がある。2008 年 NATS（英国の航空規制サービスを手掛ける大手企業）、イギリスの風力発電所は、最大高さ 125m という制限に適合しなければならないことが多い。と言っている。 令和 4 年 6 月 12 日に「風力発電が防衛網で電波遮断」するとの報道でした。防衛省に意見投稿を行った。笠取レーダー基地から 5km～6km 付近、GPI 社が「平木阿波ウィンドファーム」の名称で、風力発電機（高さ 180m、プロペラ径 120m、9 基）を計画、高さは洋上発電機に使用する 180m を計画です。高さは名古屋テレビ塔と同じです。GPI 社の計画を私が知ったのは、平成 30 年 12 月 8 日、その時点では先の別の事業者 2 社が環境アセスを行っていた。その事業者は防衛省に事業を説明すると、「風車の高さに注意、影がレーダーの支障にならない様に」との意見だったので建設を断念した。ところが 3 社目である GPI 社が風力発電の環境アセス方法書を既に進めていた。平成 30 年 12 月 12 日に、レーダーの事を GPI 社本社の責任者に伝えた。GPI 社は防衛省に確認すると言っていた、地元としては建設反対の署名が 1 万 3 千件集まった事は新聞に報道された。防衛省の事と反対署名の 2 つを GPI 社に伝えたが環境アセスを進めている。今回の防衛省及び気象庁のレーダー報道に、</p>	<p>レーダーへの影響につきましては、関係機関との協議を実施し、事業計画を策定しております。</p>

表 2-1(82) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>今回レーダーや自衛隊の訓練などを理由に計画を変更した事業者は、「決められた計画を立てていたのに突然指摘されて困った」と証言したと言っているが、GPI 社に限っては私が 3 年前に私が伝えているので、この際レーダーの妨害せ GPI 社に建設中止を伝えても事業者責任と言える。</p> <p>GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
42-13	<p>意見 13：【1 万 3 千軒以上の反対署名 他所の地権者もいます、砂防指定地域です】</p> <p>一言です 「危険です」建ててほしくない、ここには必要ない、GPI 社がご存じの通り方法書で 1 万 3 千超える署名を集めた、津市の署名規模で 2 番目に多い、市民が声をかけあって自主的に集めた。書いてあることは「津芸濃、平木阿波」2 事業は撤退してほしいとする要望だったわけです。なぜ撤退かですが経が峰山は、登山・観光・多くの津市の小中学校の校歌にもありシンボリックな山である 信仰の山 文化なる山 都会からの帰省時の憩いの場所である そのような場所に建てないで下さいと言う意味である。GPI 社は自然エネ・再生エネの必要性を言うけれど津市は青山高原の風車で津市の全世帯の電気を賄える施設をすでに持っている、さらに先行として布引北がある。そこに楸グリーンパワー社が必要かです その必要性を GPI 社は説明を行っていない これまでの説明では道路がある、送電線がある 風が吹くが建設理由はレーダーだけ。やりやすいから来ている GPI 社の説明は レーダーだけをずーっと通している なぜここに来なければいけないのか 我々も自然エネは必要と言っているのだから これまでに 91 基貢献しました 最後の場所の経が峰の場所を守ると 多くの方が思っている 今回の説明で軽減しましたと言うならば撤退しなさい 今日の説明には無い 同じ説明の繰り返し 自然エネは必要 作りやすいから作る それ以上の理由が新たにあるのか そうでなければ署名の 津市民 県内外の多くの方の声 貴社は地域の方々と共にと理念で歌っている そうであれば地域の方々の声をしっかり聴くべきではないでしょうか その事を重く受け止めてほしい そして貴社のこの間の折衝ははたして信頼が得られるだろうかです 私は信頼 信用していない 資料にはいい事が書いてある ちゃんとやります と いい事が書いてあるが 私は信用をしていない なぜか 約束をして説明しますと言い 段取りまで取らせておいて反故(ほご)にする 質問して答えますと言っても答えない を何度も繰り返している そのような企業に信頼がおけますか 信頼は置けない 資料では地域に貢献しますというが 美しい言葉で飾っているだけで 中身がない そのような企業には出て行ってほしい と思っている もしそうではないと言うならば 明確な反論が欲しいです なぜこの地域に建てなければいけないのか この地或でなければならぬ理由はなぜか 今までやってきたことにただただ GPI 社は 「すみ</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境や景観への影響の低減を図りました。国が示している「2050 年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要であり、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられますので、引き続き環境にも配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p> <p>縦覧につきましては、環境影響評価法に基づいて、縦覧や電子縦覧等の手続きを行っております。また、印刷やダウンロードができないことについては、資料の無断転載や加工編集等の著作権侵害やセキュリティの観点において、そのような措置を取らせて頂いております。</p> <p>住民説明会の周知につきましては、配布エリアに津市及び伊賀市全域を含む新聞 5 紙での公告の他、事業実施区域に近接する地区への回覧、縦覧場所での案内の掲示、弊社ホームページでの案内等を実施いたしました。また、環境影響評価手続きにおける説明会以外にも、直近の地域への個別の説明等も実施しております。</p>

表 2-1(83) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ませんでした」と一言で済ませたけれど 信頼とは「ごめんなさい」では済まされない 回復されるものではないです その事についてどの様に思っておられるのか 今更 信頼してください ちゃんとやりますからでは 話にならないと私は思っている</p> <p>今回の準備書資料の作り方に表れている、1900ページある 支所に行って見てくださいでは この住民が見れるかと言う話です コピーが取れない 近くの風力発電では PDF で、CD ロムで提供して ダウンロードしている所がある カラーコピーした場合は住民負担です 8 万円程かかります このような方法で住民が読めますか 縦覧と言えますか 住民説明会は 2 時間 1 時間説明して残り 1 時間で発言しなさい 1 時間経ったら打ち切りで意見書に書いてくださいと 迫り出す環境アセスの制度にしてはおかしいです 資料の最後に環境アセスのフローチャートが載っているが 我々ここで意見を言わなければ 我々が意見を言う場が無いです そのような場を時間で区切っている GPI 社にこの問題点を方法書の時点で改善を再三を申し出ている 安濃の方法書の時に 所長に住民が頼み込んで時間延長を行った GPI 社担当も参加していた(株)シーテック社のウィンドパーク布引北の説明会は、芸濃町の湖水荘説明会では 7 時間 (14 時～21 時まで) 又 亀山市加太町では 1 日追加を行った</p> <p>今回の GPI 社が出した新聞掲載のお知らせ分かりましたか GPI 社はそれ以外の方法は気付きませんでした GPI 社 〇〇に方法書の時にやり方を言いました 「記憶喪失になったのか」と思った 知っているはず 自分をごまかしている それは やめた方が良いです 覚えていると思います</p> <p>回覧板で地元地域だけ 該当の地域だけ 旧津市説明会はしない 準備書の説明会の案内の回覧板は美里町長野地区だけ 安濃町は入れていない 安濃町は対象地域ではない 経が峰は安濃町の信仰の山です これに対して GPI 社は新聞だけで回覧版で告知もせずに 1900 ページの物を出して わずか 1 週間で住民説明会を行い 住民に理解をせよ とでも読めない 事の 1 つ 1 つの積み重ねが住民の声を聴かず 地域の為をやっているとは思えない この事をどのように思っているのか 明確に答えられないのであれば 撤退してください 答えられないのならば撤退すべきですそれが 1 万 3 千件の署名の重みです 軽減してくれとは言っていない やめてくれと言っている地域の事を考える企業なら 地域の事を考えて地域の声を聴いて 撤退してください。</p> <p>GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
42-14	<p>意見 14:【GPI 社 〇〇は、環境アセスの準備書から地域とのコミュニケーションを取ります】</p> <p>ガイドラインの企画立案には、「事業の実施について自治体や地域住民の理解を深めるためには、再生可能エネルギーの発電事業者は自治体や地域</p>	<p>環境影響評価法に規定される説明会の他、対象事業実施区域の近隣の地区を対象に個別の説明も実施しております。引き続き、地域の皆様のご理解を得られるよう、丁寧なコミュニケーションに努めてまいります。</p>

表 2-1(84) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められる。」と述べている。伊賀市阿波の説明会でそのように GPI 社に意見を述べると。</p> <p>GPI 社 ■■■ は「■■■、昨日とおとといと説明会に来て頂いて有難う御座います。 「経が峰を愛する会」の方からもご意見を頂いています。そのような事から GPI 社としては精いっぱい見直しを致しました、地域の皆様にコミュニケーションに関しても 方法書からの反省を踏まえて 皆様とコミュニケーションが採りやすいように 津市に事務所を構えて 皆様とよりよくコミュニケーションを取り 皆様といっそう丁寧に今後一層続けさせていただきたいと考えています。</p> <p>今更恩着せがましく迷惑です。</p> <p>全く身勝手な説明で GPI 社が津市に事務所を開くことが迷惑です。ガイドラインには、企画立案時点で住民の意見、自治体の考えを聞く事が重要と言っています。なぜならば 現在稼働の風力発電の問題点、GPI 社の計画事業の問題点、犠牲になるのは地元住民である、GPI 社は企画立案から環境アセス準備書迄の期間は 5 年～6 年になると思います。GPI 社はガイドラインが言っている事の理解が出来ていない。すなわち 利害が伴わないお互いの考えをぶつけ合い、調整が重要であると言っている。令和 4 年 1 月 7 日に GPI 社 2 人の社員が平木地区の神事に参拝していたので言いました。地域に説明を行っていない、住民は GPI 社社員のあなた方を知らない、挨拶せずに環境調査を行っている、「自治会の土地賃貸証明書」を徴求しながら（自治会長は規約無視で渡した）は FIT 法の手続きに使っていない、とは恥ずかしくないですか。</p> <p>2 月初めに 2 月 20 日コロナ禍（まん延防止期間中）に説明会を行う連絡でした。中止でした、改めてコロナ禍ではあるが、3 月 27 日に平木区集会所で平木区民の人口 90 人程の内、説明会参加者は 25 人程、資料は 5 枚、モニタージュ写真、配置図（発電機の説明書は無い）、縦覧説明会資料は説明講もの 120 項目ある、(5 月の説明会資料) は出来ていたと思われたが出さなかった。平木集会所の説明会は GPI 社が 20 分程説明、25 分程の質問で説明会は終わった。建設ありきで進めている。GPI 社は、企画立案通りではなく住民無視の展開を行っている、説明会で参加者は「撤退してください」と言っているのに、「今後一層続けさせて頂きたい」です。GPI 社が環境アセスに資金を使ってきたので続けさせてくださいと聞こえます。ガイドラインに基づかずに進めてきたのは GPI 社の責任です。(株)シーテック社の発電施設は多く公害が発生している、住民がこれ以上の公害を受けて GPI 社事業の犠牲になるは迷惑です。この地域には風力発電機は 91 基稼働しています。この地域は再エネ発電には十分貢献しています。この地域では「経が峰はこの地域の富士山です 山林は憩いの場で</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>

表 2-1(85) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>す 静寂な環境を壊さないで下さい。」福島原発事故から約 10 年。国は原発事故で発電方法を再エネ発電に急に切替えた、再エネ発電事業に間口を広げて事業者を増やしてきた結果、風力発電書は公害、事故が多く発生しており住民が犠牲になっている。原発事故から 10 年風力発電に切替えて、地元苦情が多いので経産省は地域サポート窓口を設けて対処している。GPI 社がこの地域に顔を出したのは方法書の縦覧説明会の直前です。方法書の縦覧が平成 31 年 2 月に終わり、地権者や自治会に挨拶をせずに、現地調査に伴う地権者同意無し、地域に挨拶無し、で平成 31 年 4 月から数人が現地調査で入山を始めた。自治会の者が何をしているのかと聞くと「環境調査で、鳥類の調査を行っている」、住民は自治体とか学校が行っている調査と思っていた、そうではなく GPI 社の風力発電事業の環境アセス資料造りでした。調査受託事業者の三重県環境事業団は乗ってきた車のフロントに「環境調査」の表示を掲げていたが、「風力発電」の文字はなかった。(株)シーテック社は現地調査の入山前に、地権者と入山調査の同意書を交わした、建設予定地は地権者の立ち合いで一筆測量調査を行った。GPI 社は地権者に同意なく入山調査を行った、一筆調査は行っていない。憲法 29 条 第 1 項：財産権は、これを侵してはならない。GPI 社は地権者に対しては財産の侵害ではないかと考える、又 法務局の山林の公図の精度は低く、公図では土地の現地確認は出来ない。</p> <p>今更 GPI 社 ■■■ の「地域の皆様にコミュニケーションに関しても 方法書からの反省を踏まえて皆様とコミュニケーションが採りやすいように津市に事務所を構えて 皆様とよりよくコミュニケーションを取り 皆様とっさう丁寧…」今後一層続けさせていただきたいと考えています。三重県知事は、地域住民の不安や懸念の声に応えるコミュニケーションと合意形成の重要性を言っている。今まで住民、地権者無視で進めてきて、今頃では順序が違います。GPI 社は信用出来ません。私だけではありませ説明会場で言っています。GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前々項に記載。</p>
42-15	<p>意見 15：【GPI 社に定量的な説明を求める】</p> <p>GPI 社 ■■■ 及び ■■■ は発電機が大きくなったからと言って騒音に対する影響は風車が大型化しても技術革新しているので大きくなって騒音が大きくなることは御座いません。メーカーの仕様を踏まえた結果を示させて頂いている 既存の風車による過去の事情を伺っているので距離をしっかりとる。との説明でした。GPI 社の説明は定量的では無く、基準の無い説明であり的確な説明ではない、定量的な説明が必要です。しっかりとる距離とは、50m なのか、10km なのかです、騒音はどうなるのか、定量的な説明ではない。GPI 社 ■■■ 担当の四国の大洞山ウィンドファームにおいて稼働直後に騒音苦情が起きている。</p>	<p>方法書時点の計画では、風力発電機の設置候補範囲と平木集落との離隔を約 1.5 km とお示ししておりましたが、その後事業計画を見直したことに より、集落との離隔は大きくなり、平木地区と最も近い風車の離隔は約 1.9 km となっております。</p> <p>騒音の予測に当たっては、機器メーカーより示された騒音データを用いて、ISO・9613-2 による予測を行っています。また、他事業者の施設についても考慮した累積的な影響も予測し、環境省が示す指針値を下回っていることを確認しました。</p>

表 2-1(86) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>本事業は㈱シーテック社（ウィンドパーク笠取）と本事業の複合的な大きな騒音が集落に届く事が想定される、三重県知事は、「既存風力発電所による環境影響を適切に把握するとともに、事業に伴う影響の予測において現況との比較だけでなく、既存風力発電所の設置前の状況との比較に努め、可能な限り影響を低減できるよう計画を検討すること。」と言っている。具体的な計測を一緒にやりましょう。</p> <p>GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
42-16	<p>意見 16：【環境の価値は 100 万ドルです、風力発電の建設後は地獄絵になります】</p> <p>風力発電の風車が怖いという書き込みがよくあります。今まで経験したことのないよう恐怖心を覚えました。ひとりポツンと取り残されるような違う世界へ連れて行かれるような…胸が締め付けられるように怖かったです。このときの心理状態は何だったのでしょうか？自分で理由づけができず、何かスッキリしません。どなたか心理学等、学ばれているかたがおりましたら、教えて下さい。とあります。又 園児とか低学年の子供を稼働中の発電機下に連れて行くと恐怖で親の足にしがみついてくると聞きます。子供は感覚的に「危険」を感じるのでしょうか。風力発電事業者は施設の見学を受入れると言っているが、現場に行くと騒音及び景観、細長い柱に 150 トン以上の発電機が載っていて、直径 100m 以上のプロペラが不気味そうな騒音を発して回転、落下しないか子供を連れて「風力発電の見学」に出かける気持ちにはなれないです。㈱シーテック社は布引山頂（R165 号）から長野峠（R163 号）間に 91 基が稼働中で多くの公害を出している。㈱シーテック社に風力発電所の苦情があっても発電所見学の申込者はいないでしょう。「経が峰」は校歌にあるシンボルの山です、集落からは多くの卒業生達が全国に出て行っています、里帰りをします。経が峰は憩いの場所です、我々はその人たちの環境を守る責任があります。現状の環境を未来の子供たちに渡す責任があります。風力発電が必要であれば説明会の声にある様に、三重県知事会見の様に洋上風力発電に切替えて下さい。風力発電所は電機の製造工場です、十分この地域は貢献しています、住民が風力発電所公害の犠牲になっています、これ以上この地に風力発電機を増やすことは危険です。</p> <p>GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境や景観への影響の低減を図りました。国が示している「2050 年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要であり、山林の維持管理や地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられますので、引き続き環境にも配慮しながら、よりよい事業になるよう検討してまいります。</p>
42-17	<p>意見 17：【この地域の先祖は風力発電所を造るために人工林を造ったわけではない】</p> <p>この地域は年中行事の 1 つに 1 月 7 日に「山の神」神事を行っている。</p> <p>この地域の山林は祖父、親の全盛期、死者 14 万人の関東大震災被災地の復興の為に国の政策、及び太平洋戦争に出兵して、帰ってきた兵士が雑木を伐採、植林、下草刈り、枝打ち、間伐、日の丸弁当で山の管理を行い現在の人工林になっている。</p>	<p>風力発電所は永続的な風資源を利用することから、部品交換やリプレイス等で事業を継続していくことを考えています。他方で、万一、事業が継続できなくなった際に備えて、法令等に基づき撤去費の積み立ても行います。</p> <p>風車の基礎については、「既存地下工作物の取り扱いに関するガイドライン」（一般社団法人日本建設業連合会、2020 年）を参考に撤去方法を検討する考えです。なお、基礎を完全に撤去する場合、周辺地盤を沈下させるおそれもあるので、当該地</p>

表 2-1(87) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>GPI 社が撤退時の発電機廃棄処分の説明を行った。支柱は取り除く、支柱の基礎は表面のコンクリートだけを取り除いて地中深くの基礎コン（コンクリートはダンプカーで 110 台以上/1 基）はそのままにして発電機本体は撤退すると説明している。これでは山林の再生が出来ないです。地権者及び地域との契約になるのが、通常は土地の賃貸契約は現状復帰が原則である、GPI 社の説明とは食い違いが大きい。太陽光は FIP 法で機器の廃棄等の資金は担保されている。風力発電の撤退はどの様に GPI 社は考えているのか、撤去の資金はどのように担保するのか、説明が無い。風車を建てると山林価値が下がる、売れない土地になると言われている、隣地を含めての補償は考えているのか。</p> <p>GPI 社の説明見解を伺いたい。</p>	<p>盤状況や地権者様との協議を踏まえて決めていくことになります。</p>
42-18	<p>意見 18：【登山道と山林管理道と施設管理道路との関係について 事業者が鍵管理では林業家は使えない】</p> <p>管理道路について、㈱シーテック社は関係者及び潰れ地以外の地権者に承諾を取らずに工事を行った事で問題が起きている。山林の公図は管理道、登山道としての赤道は明確ではないが（自治体は地籍踏査を行っていないので）、工事前は登山道及び管理道である赤道があり山林一円に行ける山道がついていたが、㈱シーテック社は発電所の管理道路は開放すると言って山林管理者の了解なしに管理道を壊して発電所の管理道路を造った。形状を変えるのであれば地権者及び管理者及び利用者の承諾が必要である。GPI 社も風力発電用の管理道路を造ると考えるが、GPI 管理道路の市民の使用についてはどうするのか説明が必要である。地域との契約書に明記が必要である、口約束では問題が起きる、明文が必要である。㈱シーテック社は問題が起きている。</p> <p>GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>弊社が管理する他の風力発電所の例ですが、風力発電所の設置に伴い設置した道路を地元林業関係者にも活用いただけるようにしております。本事業でも、設置する管理用道路については、地元林業関係者に活用いただけるようにする計画であり、具体的な管理方法については、地域関係者や林業関係者と協議させていただく予定です。</p>
42-19	<p>意見 19：【この地域の山林は花こう岩で、GPI 社の計画地は砂防指定地である、崩落が多く発生している、平木地区は災害危険地帯に指定されている】</p> <p>*他にも平成 30 年頃山林の大きな崩落により服部川の橋梁が飛ばされた。</p> <p>㈱シーテック社の風力発電所公害は騒音公害、景観公害、プロペラの影公害(シャドーフリッカー)、山林破壊等多くの公害がある。現在㈱シーテック社の施設は多くの崩落があり土砂は津市の長野川、伊賀市の服部川に流出している。</p> <p>長野川への影響は①土砂が川を埋めてしまい魚は住めなくなっている。日本ウナギの遡上に影響が出ている。②津市片田町の水源地の取入口は長野川にあり流出土砂で埋まるので、三重県及び津市は公費で取り除いている。③安濃ダムの土砂堆積は計画の 2 倍程早い状況と三重県が言っている。</p> <p>平木地区は災害危険地区に指定されており、平成 5 年 9 月には 120mm/h の大雨で激甚災害が発生する、河川は崩落で中出川は 3 面塗りの人工川に改</p>	<p>本事業の実施に当たっては、ご指摘のような土砂崩れ等が発生しないよう、現地の地形や地質を踏まえ、林地開発許可基準等に準拠した適切な設計・施工を行います。また、供用時は管理用道路や風車ヤードの適切な維持管理に努め、土砂流出等の不具合を確認した場合は、事業者の責任において復旧を行います。</p>

表 2-1(88) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>修、スリットダムを建設、100mの堰堤を建設、最近戸羽の尾川にも大きな堰堤を造った。このような土地に風力発電機の建設、大きな工事を施して集落の安全が守られるのか。山林が崩落して、土石流が発生しないのか、風力発電施設は切土、盛土を多く行う工事であり危惧される。GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
42-20	<p>意見 20：【国立科学博物館】新種発見！深山に潜む焰色のサンショウウオ 室生赤目青山国定公園の赤目八十八滝では特別天然記念物のオオサンショウウオが生息しており、サンショウウオセンターがある。建設予定地の川は多くのサンショウウオが生息していると聞いている。「独立行政法人国立科学博物館（館長：篠田謙一）の吉川夏彦（動物研究部脊椎動物研究グループ研究員）らは、紀伊半島から北陸・中部地方にかけての本州中部に分布するハコネサンショウウオ属の未記載種について、既知種との遺伝的・形態的な比較を行い、<i>Onychodactyluspyrrhonotus</i> Yoshikawa and Matsyi, 2022 として新種記載しました。ハコネサンショウウオは江戸時代に最初の記載が行われた種ですが、この 10 年間の再検討によって、実は 7 種に分かれていることが明らかになりました。本種は、その最新の発見になります。」のニュースがある。発見には専門性が必要との事です。サンショウウオについては GPI 社準備書の書籍には詳細記載が無いです、建設予定地は花こう岩でもろく砂防指定地である。川に土砂流出により川が埋まり水生動物が生息出来ない環境になる事が懸念される。 植物について、風力発電機が建つ前の笠取山はつつじ祭りをしていた。春には珍しいツツジが多く咲いていたが、㈱シーテック社は風力発電機にアセビを多く植えて、ツツジが減っている。 GPI 社の見解を伺いたい。</p>	<p>ご意見にあるサンショウウオ類のうち、ハコネサンショウウオ属等の小型サンショウウオ類については、早春季や春季の両生類調査において把握に努めましたが、調査対象範囲内において生息は確認しておりません。一方、オオサンショウウオについては個別の調査を実施しており、直接観察調査及び環境 DNA 調査により、下流河川での生息を確認しております。下流河川への影響については、本準備書の濁水予測の項にも記載した通り、本事業の実施による影響は小さいものと考えており、したがって、これら河川に生息する多様な水生生物への影響も小さいものと考えております。 なお、他社が実施した植栽等による影響については、現状を把握しておらず、その前後の経過を知る立場にもないことから、弊社として見解を述べることは差し控えさせていただきます。</p>
42-21	<p>意見 21：【鳥類の飛来が減っている】 数年前の春、快晴の空にはトビが 15 羽～20 羽平木地区の空で円を描いて鳴いていたが、今年は数羽に減っていた、トビの飛来数が激減している様で驚きました。夕方にはフクロウが集落の神社の森で鳴いていたが鳴かなくなった。風車との関係は分かりませんが、鳥類が減って来ていると感じている。</p>	<p>本環境影響評価手続きにより調査し、把握した鳥類の生息状況は、事業に着手する前の「現況」としての調査結果ですので、ご意見にあるトビを含めた個体数の増減とその要因について推察することは困難です。</p>
42-22	<p>意見 21：【GPI 社の説明会フローチャートの間違い】 方法書の説明会資料のフローチャート（左）、（右）は準備書説明会の資料です。方法書の説明会で説明内容と資料が繋がっていませんでしたので、説明会から帰ってから見直すと直ぐに間違いが分かった。経産省に確認すると GPI 社は間違いですと指摘でした、GPI 社に連絡をすると、GPI 社は理解が出来たのか、出来なかったのか曖昧対応だった。風力発電事業の環境影響評価法が事業の基本と思うが、基本が分かっているのか、このようなレベルの事業者がこの地域の環境を任せていいのか</p>	<p>方法書の説明会で使用した資料は、配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書という環境影響評価の流れをお示しする趣旨で用いたものです。</p>

表 2-1(89) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>疑問です。 関係機関に説明を求めます。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
43-1	<p>自然の力を利用してエネルギーにすることはいい と思います。風・水・地熱等。でも、山に風車を 建てるための代償はあまりに大きすぎる！！私は この地に定住すると決め、家を建てました。自然 (動物)の恵みを感じ、生活したかったからです。 この前経ヶ峰にヤイロチョウが来ると聞いて行っ てみました。この里山では見られない鳥、アオバ トのおもしろい鳴き声、モリアオガエルの卵など、 とても気持ちがりフレッシュしました。でも、そ の時に、風車のグワングワングワ…とうなる音 が！！もうこれ以上、動物の生き場所を取り上げ るのはやめて下さい。木々の(大きな松の木が倒 されるのは悲しい)、命を山の命を取り上げないで 下さい。それは、人の営みにきつと帰ってくると 思います。子供達の将来が不安です。</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手續き で頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減ら すなど事業計画を見直し、自然環境への影響の低 減を図りました。国が示している「2050年カーボ ンニュートラル」や三重県が進める「ミッション ゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネ ルギーの最大限の導入が必要となっておりま すので、引き続き自然環境や生活環境にも配慮しな がら、再生可能エネルギーの普及に取り組んでま います。</p>
44-1	<p>風車を建てることによって起きる環境破壊や、動 物が受ける被害なども考慮して頂きたいです。 私は、風車建設に反対です。</p>	<p>環境影響評価は、事業の環境への影響を把握し 事業者の実施可能な範囲で環境保全措置を講じ て、影響の低減を図ることを目的としたもので す。本事業では、自然環境等に配慮した大幅な事業計 画の見直しを行っております。</p>
45-1	<p>・三重県環境保全事業団は中立の立場ではないの か。説明会の時など何故「グリーンパワー側」に いるのか。</p>	<p>「環境アセスメント制度のあらまし」(環境省、 2020年3月改訂)によると、「環境アセスメント とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それ が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あ らかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、 その結果を公表して一般の方々、地方公共団体な どから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全 の観点からよりよい事業計画を作り上げていこう という制度です。」とされております。このため本 来は事業者が自ら行うものですが、各種項目の調 査や予測を行うには専門的な知識・技術が必要で あることから、それらの実績を有する一般財団法人 三重県環境保全事業団に業務を委託したもので す。</p>
45-2	<p>・三重県環境保全事業団の行う環境調査費用は全 てグリーンパワーが支払っているのか。</p>	<p>本事業では、方法書手続きにおいて、調査・予 測・評価の方法を審議頂き、頂いた意見を踏まえ、 調査・予測・評価方法及び事業計画についても大 幅に見直し、今回準備書として取りまとめました。 準備書の内容についても、経済産業省及び三重県 の審議会並びに広く一般の皆様のご意見をうかが うことで、公平性・客観性が担保されるものと思 えております。今後もこうしたご意見を真摯に受 け止め、より環境への影響が低減されるよう努め てまいります。</p>
45-3	<p>・そもそも三重県環境保全事業団は三重県の環境 を保全するつもりがあるのか。</p>	<p>三重県環境保全事業団では過去から三重県内に 置ける各種開発事業の環境影響評価等を受託して おり、また、それぞれの業務においてより環境へ の配慮及び環境との共生を目指した環境アセス を実施しております。本事業においても、より環境 に配慮した事業となるよう環境アセスを実施して おります。</p>
45-4	<p>・準備書 388 ページで「漁協との協議を進める」 とあるが、その後協議はどうなったのか。済んだ</p>	<p>現在の計画では、漁業権の設定されている下流 河川への影響はほとんどないと考えております</p>

表 2-1(90) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>のであれば漁協名と担当者の氏名、協議内容を教えてほしい。</p>	<p>が、今後、予測評価結果の見直し等が生じて影響があると判断される場合には、適切に対応するように致します。</p>
45-5	<p>・準備書 28 ページ「埋め戻しや盛土等により対象事業実施区域内で利用するため残土は発生しない計画である。」とあるが、これは残土を区域外に搬出、処分する手間、費用を削減したいグリーンパワーの都合ではないか。一見環境に配慮している風を装っているが、同ページの断面図でもわかる通り、切土と盛土のバランスをとることによって法面の加工面積は2倍ほどに増えてしまう。残土を区域内で処分することによって余計に自然を荒らしてはいないか。</p>	<p>風力発電機ヤードや道路を設置するにあたり、現地の地形を考慮して、切土盛土のそれぞれを可能な限り少なくなるように計画しております。今後の設計でも可能な限り、土量を削減できるよう努めてまいります。</p>
45-6	<p>・準備書 12 ページからの改変区域図ではもっと詳細なデータを公表できるはずである。道路の標準断面図を載せているが、実際の道路や風車設置場所のそれぞれの具体的な断面図が見たい。確か「ウインドパーク布引北」の準備書にはそれがあった。当然すでに計画はできているであろうからそれを公表してほしい。</p>	<p>本準備書では、現時点での計画に基づき、事業を実施することによる影響を予測評価したものです。各断面の具体的な法面勾配や工法については、今後の詳細設計において、関係機関等との許認可協議を行いながら具体化してまいります。</p>
45-7	<p>・準備書説明会資料 80 ページ「常緑広葉樹等の主な生息環境は保全されるが」とあるが、実際に現地を見るとかなりの量の常緑広葉樹が伐採されると思われる。「保全される」というのはまやかしてはいないか。</p>	<p>本事業の実施により改変される区域は、対象事業実施区域全体ではなく、改変区域としてお示ししている 13.3ha であり、常緑広葉樹林は改変範囲に含まれておりません。 なお、落葉広葉樹林は調査範囲内で 72.5ha、対象事業実施区域内で 41.3ha 分布しております。そのうち改変を行うのは 3.7ha であり、改変範囲を必要最小限にとどめるような計画といたしました。今後の詳細設計においても、極力改変面積を低減できるよう工夫し、環境への影響の軽減に努めてまいります。</p>
45-8	<p>・ヤイロチョウの事後調査はどのような方法で調査するのか。</p>	<p>調査は基本的には IC レコーダーの設置による音声の確認を実施します。その結果を踏まえ、必要に応じて営巣地の確認調査を実施します。なお、これら調査内容については、専門家にヒアリングを行い、適切な手法を選定いたします。</p>
45-9	<p>・ヤイロチョウの調査は「事後」ではなくて「事前」にするべきではないのか。</p>	<p>ヤイロチョウについては、今後専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p>
45-10	<p>・ヤイロチョウの調査結果はどのような方法で公表するのか。</p>	<p>事後調査結果とし報告書に取りまとめ、国及び県に提出いたします。それは、県のホームページ等で公開されることとなります。</p>
45-11	<p>・ヤイロチョウ、コウモリ、鳥類の事後調査の結果、影響が確認された場合どのような対処をするのか。</p>	<p>事後調査結果について専門家に確認していただき、保全措置の必要性や事後調査の継続等を判断していくことを予定しています。</p>
45-12	<p>・準備書説明会資料 82 ページ「事後調査で移植株の生育確認調査を実施」とあるが、移植後どれくらいの期間を置いて実施するのか。誰が調査するのか。生育が思わしくない場合どのような対処をするのか。またそれは公表されるのか。</p>	<p>移植後は、原則1週間後、1か月後、3か月後、6か月後、1年後の調査を行い、それぞれで生育状況を確認していくこととします。また、まずは1年間のモニタリングを実施し、その結果について専門家に報告し、追加の保全対策の必要性や内容、調査継続の可否を判断していく計画です。なお、</p>

表 2-1(91) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
		<p>移植に当たっても専門家の意見をうかがうとともに、シカの食害防止対策等も必要に応じて実施いたします。</p> <p>事後調査結果については、毎年県に報告書を提出します。それは、県のホームページ上で公開されることとなります。</p>
45-13	<p>・準備書説明会資料 84 ページ「クマタカの飛翔状況を考慮した配置計画の変更」とはどのような配慮がなされているのか。</p>	<p>今回の調査において対象事業実施区域周辺で複数ペアのクマタカの生息を確認しました。それらクマタカへの影響を軽減するため、事業計画地の縮小と風力発電機の設置基数及び配置の見直しを実施したものです。</p>
45-14	<p>・同ページ「小動物・昆虫類等が落下した際に這い出し可能な排水施設」とは具体的にどのようなものか。</p>	<p>小型の動物が排水路に転落した場合に、排水路内に小動物が登坂可能な斜路を配置した水路等、排水路より這い出しが可能とする排水路のことで</p>
45-15	<p>・多くの地元住人が風力発電使用後の解体撤去に不安を感じている。グリーンパワーが責任をもって解体撤去するという約束を、地域住民の子や孫の世代まで分かるように表現すべき。また、解体撤去費用の供託も必須である。</p>	<p>風力発電所は持続的な風資源を利用することから、部品交換やリプレイス等で事業を継続していくことを考えています。他方で、万一、事業が継続できなくなった際に備えて、法令等に基づき撤去費の積み立ても行います。事業終了後の風力発電機については、弊社の責任において撤去いたします。</p>
45-16	<p>・将来にわたってグリーンパワー内部での平木阿波 WF の担当者を常に明確にして、責任者、担当者が変わることがあれば、その都度住民側に連絡すること。またグリーンパワーが消滅するとしたらそれを引き継ぐ業者についても同じ。</p>	<p>稼働後も地元で管理事務所を置き、近隣地域からのお問い合わせへの対応を行えるように致します。</p>
45-17	<p>・準備書には解体の計画について一言も書いていないように見えるが、それはなぜか。作ったものは当然いつかは解体される。解体方法、解体時の騒音、振動、水質の汚染、廃棄物の処理方法など。当然今とは状況が違おうだろうが、今考えられる最善の解体方法を示しておく必要があるのではないか。</p>	<p>今回の環境影響評価準備書は、現在計画している風力発電事業の工事及び供用に係る影響を対象としております。上記のリプレイスの際には、その時の法律等に基づき、環境影響を評価することになります。</p>
46-1	<p>伊賀には、希少な動植物が存在しています。また、山々の景観は、伊賀に住むものにとって心のよりどころであり、財産のひとつだと思っています。それらのものが、これまでの文化や芸術、食や水などの宝を生み出し、先祖から受け継ぎ、誇りにしてきました。現在の私たちが外からの力によって、その大切なものを失ってしまうことは、未来に対し申し訳なく思います。</p> <p>単に「生きる」という観点からみても、山や川のあり方を変えて、人間以外の多くの命の連鎖を変えたり、絶やしたりすることは、未来を失うことと同じです。それは、伊賀に限らず、世界のどの土地にも当てはまることです。</p> <p>どこか一部を破壊することで、そこにいた生きものは、他の土地に大きな影響を与えることとなります。シカなどの動物だけでなく、その植物に頼っていた虫や鳥も生きられなくなります。人間も他の動植物との連鎖によって生きていられることを理解すれば、その一部への無暗な行為が、いずれ様々な面で、自分たちを苦しめることになるのがわかるはずです。人間も自然の一欠片です。</p>	<p>自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが重要であると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、本事業では、自然環境や生活環境に配慮して、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直すとともに、現地調査の結果を踏まえて本事業による影響の程度を予測し、地域環境への影響をより低減できるように様々な環境保全措置を検討したものです。引き続き、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>

表 2-1(92) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>水の一滴も草の一本も作ることができない私たち人間自身のためにも、これ以上、山や他の自然を破壊することは止めませんか。</p> <p>今ある自然を次の世代にのこすことが、今の時代の人間がすべきこと、SDGs の本当の意味だと思えます。グローバルな視点において。</p> <p>なぜ昔の、大昔の人たちが、私たちに山や川や森をのこしてくれたか、そのお陰で、どんなに豊かに生きることができたか、よくよく考えて気づいていただけませんか。もう私たちは、たった百年程で充分壊してしまいました。</p> <p>発想を変えて、電気の使い方を考え直して、もっと小さな発電でも豊かに暮らせる社会に、舵を切り直してもらえませんか。お金儲けの仕方を地球や人間や他の命を救う方向に。</p> <p>更に原子力発電所は絶対に不安ですが、自然再生エネルギーも経済優先になった時点で、地元住民にとっては不安でしかありません。低周波など、家電でさえ敏感な人もいます。開発に関わる方に立地の側に住む方はいらっしやらないのではないのでしょうか。</p> <p>環境破壊も健康被害も後で気づいても遅いのです。</p> <p>どうか未来の人に恨まれるようなことはしないでください。</p> <p>これはただの感情論でなく、百年後、二百年後、もっと先を見据えて想像した上での意見です。</p> <p>もし遠い未来を想像できないのなら、開発などしてはいけないと思えます。</p> <p>近い未来も想像してください。数十年後、もし、自分なら、山に古びた風車の乱立をのこしてほしかったか、動植物が絶え絶えの殺風景な土地で暮らしたかったか、雨が降るたびにやせた山が崩れる危険におびえたかったか、自分が生まれ育った環境と比べて、想像してください。</p> <p>誰かが危惧することは、立ち止まって熟慮するのが無難だと、歴史が証明しています。</p> <p>どうか、貴社の長期的なご繁栄のためにも、これ以上の大規模な風力発電の開発は、お考え直しいただけますよう、お願い致します。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
47-1	<p>前回よりも事業エリアが狭まったとはいえ単機出力でいえば 3000kw→4200kw へ出力アップしている上に日本最大級の 170mのものに変更している点は環境に配慮したものとはいえません。この規模のものが本当に生態系と山の地盤に過度な負担とならないか再調査していただければ納得がいきません。</p> <p>また住民説明会についても前回同様意見書の提出の期限も短く地域住民への周知活動も狭く改善の姿勢がみられません。津市と伊賀市住民へは広く広報活動する企業努力をおこたっていると思えます。</p> <p>住民説明会では希少種のヤイロチョウが確認できたとの報告のみで守るための具体策もなく調査するのみでそこをどう守るのか？誠意を感じられ</p>	<p>今回の事業計画の見直しにあたっては、風車の設置基数を減らした場合、対象事業実施区域や改変面積を減らすことに直接的に繋がること、単機容量が大きくなったとしても、改変面積や騒音の諸元が比例して大きくなるわけではないことを総合的に勘案し、風車の設置基数の大幅な見直しにより、自然環境への影響や景観への影響を大きく低減できると考え、計画見直しを実施しました。変更した事業計画に基づき、今回環境影響評価を実施しております。</p> <p>住民説明会の周知につきましては、配布エリアに津市及び伊賀市全域を含む新聞 5 紙での公告の他、事業実施区域に近接する地区への回覧、縦覧場所へのチラシの配置、弊社ホームページでの案内等を実施いたしました。意見書の提出について</p>

表 2-1(93) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ない説明会でした また知事の意見として「なぜここに建てる必要があるのか？」という点についても充分説明されておらずこのような状況下で工事を進めていくということにはとうてい納得できず反対意見をお伝えせざるをえません</p>	<p>は、法律や条例に準拠して期間を設定しております。また、環境影響評価手続きにおける説明会以外にも、直近の地域への個別の説明等も実施しております。</p> <p>ヤイロチョウについては、ICレコーダーでの夜間調査により数箇所鳴き声を確認したのとなっており、本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p> <p>国が示している「2050年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ 2050 みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要と考えており、山林の維持管理や活用及び地域の活性化等の観点から、本事業に期待している地元の方々もおられます。引き続き自然環境にも配慮した計画となるように検討してまいります。</p>
48-1	<p>環境影響評価法に基づき、環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先（一般財団法人三重県環境保全事業団）の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約しないでください。</p> <p>まず最初に、風力発電所はコウモリ類を大量に殺傷していますが、それが「真実か、真実でないか、貴社はそれすらも理解してない」ということです。</p> <p>(1)コウモリ類の保全措置がない</p> <p>P1577～1578「土地又は工作物の存在及び共用における環境の全措置の検討 5【施設の存在、施設の稼働】」について、本事業のコウモリ類の保全措置として「フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）」が記載されておりませんが、以下の疑問があるのでお答えください。</p> <p>1)本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのでしょうか。</p> <p>2)本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？</p> <p>3)本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのでしょうか？</p>	<p>1)カットイン風速未満においては、フェザーモードを採用する予定で、向かってくる風に対して羽が並行になり、ブレードはほとんど回転しない状態（遊転状態）となります。</p> <p>2)カットイン風速については、メーカー仕様で定められているため、任意で変更するにはメーカーとの交渉が必要となりますが、まだ、詳細は確定しておりません。</p> <p>3)弱風時のフェザリングは可能です。</p>
48-2	<p>(1)P1170 コウモリ目（ヤマコウモリ・ヒナコウモリ・オヒキコウモリ）の予測結果（ブレード、タワーへの接近接触）</p> <p>「本種の衝突回数に関する既往知見はほとんどないため、予測には不確実性が残る」とありますが、意味不明です。</p>	<p>本種の衝突に関する予測については、定量的な計算予測を行うだけの知見が不足していることから定性的な予測を行い、予測結果には不確実性が存在すると評価したものです。</p> <p>コウモリ類も含めた重要な種への環境保全措置として、各種の環境保全措置をお示ししております。</p>

表 2-1(94) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>1)なぜ「衝突回数に関わる既往知見はほとんどない」、ことが、「予測に不確実性が残る」理由になるのでしょうか？</p> <p>2)仮に「コウモリの予測に不確実性が残る」としても、なぜそれが「保全措置をしなくてもよい理由」になるのでしょうか？</p> <p>3)以下に示すように、国内ではすでに200個体以上の衝突事例が報告されていますが、「衝突にする既往知見数」が何例あれば「予測が確実（残らない）」といえるのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・45個体（4種、1～32個体）「風力発電施設でのバットストライク問題、2015,07までに調べた6事業」（平成29(2017)年,河合久仁子,ワイルドライフ・フォーラム論22(1)）. ・ヒナコウモリ24個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、コウモリ類2個体、合計37個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」（平成22(2010)年6月,株式会社ジェイウインド）福島県. ・ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」（平成30(2018)年,重昆達也ほか,東海自然誌(11)）静岡県. ・ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30(2018)年10月,株式会社（ジェイウインド）青森県. ・コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体、合計9個体「高森高原風力発電事業環境 影響評価報告書」（平成31(2019)年4月,岩手県）岩手県. ・コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体、合計8個体「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成31(2019)年4月,株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道. ・ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元(2019)年12月,よこはま風力発電株式会社）青森県. ・ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体、合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（令和2(2020)年2月,コスモエコパワー株式会社）北海道. ・ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第2回）」（令和2(2020)年4月,風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県. ・ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ）1個体、コウモリ類1個体、合計9個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価書」（令 	<p>す。また、予測結果に不確実性が存在することから、事後調査の実施についても計画しております。</p>

表 2-1(95) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>和2(2020)年8月,東北自然エネルギー株式会社)秋田県.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒナコウモリ3個体「姫神ウインドパーク事業事後調査報告書」(令和2(2020)年10月,コスモエコパワー株式会社)岩手県. ・ヒナコウモリ2個体「(仮称)新むつ小川原ウインドファーム事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和3(2021)年3月,コスモエコパワー株式会社)青森県. ・ヒナコウモリ1個体「(仮称)新岩屋ウインドパーク事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和3(2021)年3月,コスモエコパワー株式会社)青森県. ・ヒナコウモリ科2個体「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和3(2021)年5月,合同会社ユーラス大豊風力)高知県. ・ヒナコウモリ7個体、ユビナガコウモリ1個体、コウモリ類1個体、合計9個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和3(2021)年3月,株式会社A-WINDENERGY)秋田県. ・クロオオアブラコウモリ1個体、ヒナコウモリ3個体、合計4個体「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書」(令和3(2021)年8月,株式会社ジェイウインドせたな)北海道. ・ヒナコウモリ1個体、アブラコウモリ3個体、合計4個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和3(2021)年8月,掛川風力開発株式会社)静岡県. ・ヒナコウモリ3個体「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和3(2021)年10月,株式会社ユーラスエナジーホールディングス)宮城県. ・ヒナコウモリ科1個体「(仮称)八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」(令和3(2021)年10月,株式会社エムウインズ八竜)秋田県. ・ヤマコウモリ1個体「JRE 酒田風力発電所更新計画 環境影響評価準備書」(令和4(2022)年1月,ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)山形県. ・ヒナコウモリ2個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(令和4(2022)年2月,幌延風力発電株式会社)北海道. ・ヒナコウモリ17個体、モリアブラコウモリ7個体、ホオヒゲコウモリ属1個体、合計25個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」(令和4(2022)年2月,株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県. ・ヒナコウモリ42個体、ヤマコウモリ1個体、アブラコウモリ2個体、モリアブラコウモリ7個体、ユビナガコウモリ1個体、ホオヒゲコウモリ属1個体、コウモリ類1個体、合計58個体「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」(令和4(2022)年2月,株式会社ユーラスエナジーホール 	<p>※見解は前項及び前々項に記載。</p>

表 2-1(96) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>ディングス) 秋田県、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1・個体、ヒナコウモリ 9 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県、 	<p>※見解は前々項及び 3 ページ前に記載。</p>
48-3	<p>(2)「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」です(文献 1)。また、国内においても低減効果はすでに実証されています(文献 2、文献 3)。よって、死亡事故が発生する前から上記保全措置を必ず実施してください。実施しない場合には、追加的保全措置を実施しなくてもよいと判断した合理的根拠を述べてください。</p> <p>(文献 1) Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report、Edward B. Arnett and Michael Schirmacher 2010</p> <p>(文献 2)「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県、</p> <p>(文献 3)「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県、</p>	<p>カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態となり、発電時のように回転することはありません。</p> <p>稼働後 1 年間バットストライク調査を実施し、影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の助言や指導を得て、原因の究明に努め、その原因に対するさらなる効果的な環境保全措置を講じます。</p>
48-4	<p>(3)コウモリ類の専門家の船越公威さんが執筆された書籍には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「カットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)」が記載されています。本事業においてもコウモリ類への影響が予測されていますので、最新の科学的知見に則り、死亡事故が起こる前に「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施してください。実施しない場合には、『最新の科学的知見にのっとった追加的保全措置を無視してもよい』と判断した合理的根拠を述べてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コウモリ学 応用と進化」(2020 年, 船越公威, 東京大学出版会, P229) 	<p>カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態となり、発電時のように回転することはありません。</p> <p>バットストライクの発生について不確実性が残ることから、まずはバットストライクの事後調査を実施し、その結果について専門家に確認していただき、ご指摘の保全措置の必要性や事後調査の継続等を判断していくことを予定しています。</p>
48-5	<p>(4)他の風力発電事業では妊娠中のコウモリも死んでいます。妊婦の死亡事故が起こってから、保全措置を行っても胎児は助かりませんが、企業としてどのようにして「実行可能な範囲」で影響を回避低減するおつもりでしょうか?見解とその理由を丁寧に述べてください。</p>	<p>環境保全措置の実施により、コウモリ類への影響は低減されていると考えられますが、バットストライクの発生について不確実性が残ることから、まずはバットストライクの事後調査を実施し、その結果について専門家に確認していただき、ご指摘の保全措置の必要性や事後調査の継続等を判断していくことを予定しています。</p>
48-6	<p>(5)本準備書 P1591 に「影響の回避・低減」が記載されていますが、環境アセスメントにおける「影響の回避・低減」とは何か、住民は知りませんし理解できません。環境アセスメントにおける「影</p>	<p>環境アセスメントにおける「回避」とは、行為の全体または一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)ことを言います。また、重大な影響が予測される環境要素から影響要</p>

表 2-1(97) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>響の回避」と「影響の低減」について、定義及び出典を丁寧に述べてください。</p>	<p>因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避と言えます。具体的には、事業の中止、事業内容の変更(一部中止)、事業実施区域やルートの変更等があります。</p> <p>次に「低減」には、「最小化」、「修正」、「軽減/消失」といった環境保全措置が含まれます。</p> <p>「最小化」とは、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化すること。「修正」とは、影響を受けた環境そのものを修復、再生または回復することにより影響を修正すること。「軽減/消失」とは、行為期間中、環境の保護および維持管理により、時間を経て生じる影響を軽減または消失させることである。要約すると、何らかの手段で影響要因または影響の発現を最小限に抑えること、または、発現した影響を何らかの手段で修復する措置です。</p> <p>※出典：「自然環境のアセスメント技術(Ⅲ)(平成13年10月 環境省)</p>
48-7	<p>(6)P1591「ライトアップの抑制」について「措置の区分」を「低減」としていますが、ヨーロッパのコウモリ研究機関 EUROBATS が出版した「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」(“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6)によれば、「ライトアップの不使用」は「回避措置」に位置づけられています。よって「ライトアップの抑制」の措置の区分は「低減」ではなく、「回避」に修正してください。</p>	<p>「生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会報告書 生物の多様性分野の環境影響評価技術(Ⅲ) 生態系アセスメントの進め方について」(平成13年9月)においては、「回避、低減、代償については、それらの間を厳密に区分できるものではない。」との記載があります。今回の「ライトアップの抑制」により昆虫類等のコウモリ類の餌動物の誘引を低減できることから、コウモリ類への影響も低減できるものと考えたものです。</p>
48-8	<p>(7)P1591「ライトアップの抑制」、の効果について「○」(効果の不確実性=無)とありますが、国内の衝突事例から明らかのように、「ライトアップの抑制」だけではコウモリ類の死亡は0(ゼロ)にはならないので、「×(効果の不確実性=有)」に修正してください。</p>	<p>ライトアップの抑制の効果はあると考えられることから、この対策については効果ありの「○」が妥当と考えています。ただし、バットストライクについては不確実性が残ることから、バットストライクの事後調査を実施し、その結果について専門家に確認していただき、ご指摘の保全措置の必要性や事後調査の継続等を判断していくことを予定しています。</p>
48-9	<p>(8)P1595「事後調査」について国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『科学的な事後調査』というのは大嘘で、事業者の『主観・妄想・願望・寝言』のオンパレードではありませんか。</p> <p>例えば、環境保全措置として「ライトアップ不使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置もせず事後調査を打ち切っています(文献1、文献2、文献3)。本事業考の事後調査についても、いくつか疑義及び要望があるのでお答えください。</p> <p>1)事後調査結果についても住民が意見を出せるようにしてください。</p>	<p>事後調査結果は住民の皆さんが閲覧できるように公開する予定ですが、意見の募集を行うかどうかについては、関係行政とも相談の上、検討してまいります。</p>

表 2-1(98) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
48-10	2) 事後調査結果を公正に審査する公的な委員会はありますか？なければ開催してください。	事後調査の審査等の取扱いについては、国や県等の行政機関が決定する事項と考えています。事後調査については、法制度に則り、1ヶ月間の公表を実施いたします。また、関係行政にも提出いたします。公的な委員会の開催については、関係行政が取り扱うものと考えております。
48-11	3) 事後調査で事業者側がヒアリングする専門家は事業者の利害関係者（謝金の支払いを含む）ですか？また、その専門家が利害関係者でないこと（付度しない者であること）を証明してください。	事後調査結果等をヒアリングする専門家については、利害関係者ではありません。個人情報に係る事項であるため一般に公表はしていませんが、国や県には報告しております。
48-12	4) 仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないというのは本当でしょうか？もし本当ならば、事後調査でコウモリの死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか？	事後調査結果は専門家や関係行政に提出するほか、1ヶ月の公表を行います。事後調査の結果、重大な影響があれば、原因の究明に努め、その原因に対するさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしております。また、さらなる効果的な環境保全措置の効果について検証を行い、専門家や関係行政に報告を行い、事後調査の継続要否を判断いたします。
48-13	5) 事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません、コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1~2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続ければ、個体群は回復不能になりやがて絶滅するでしょう。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。	上記に記載しましたとおり、事後調査結果について専門家へのヒアリングを行い、影響が著しいと判断された場合には、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。
48-14	6) 事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性は保証がないので、評価しかねます。よって最新の知見を踏まえた保全措置（フェザリング）を、コウモリを殺す前から必ず実施してください。	環境保全措置の実施により、コウモリ類への影響は低減されていると考えられますが、バットストライクの発生について不確実性が残ることから、まずはバットストライクの事後調査を実施し、その結果について専門家に確認していただき、ご指摘の保全措置の必要性や事後調査の継続等を判断していくことを予定しています。
48-15	7) コウモリは害虫食食べるので、農林業にとって欠かせない重要な動物です。普通種であろうが重要種であろうが、1頭たりともコウモリを殺さないでください。 （文献1）「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30(2018)年、株式会社ジェイウインド、委託先：株式会社ジェイベック）P.327 （文献2）「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書（令和3(2020)年、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、委託先：アジア航測株式会社）P.84 （文献3）「瀧上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（供用2年目の調査結果）」（令和4(2022)年6月、株式会社A-WINDENERGY、委託先：エヌエス環境株式会社）P.67	
49-1	設置予定地周辺の地盤、現在、落石、土砂崩れ多いです。100m以上の既存の安全データのない風車が長年に亘り、安全に運転できるのか疑問です。秒少なヤイロチョウの繁殖、営巣の調査について県庁とされている高地の保護団体にご意見求め	風力発電機を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて風車設置位置の地盤状況や風条件を調査し、地震荷重や風荷重などを算出し、その荷重に耐えうる構造設計といたします。また、当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の

表 2-1(99) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>て、多様な動植物の棲み処となるよう、ご配慮願います。 50年、100年後の次の世代により良い環境を遺してください。</p>	<p>安全基準を満たした上で、建設します。 また、建設後につきましても、地元地域に管理事務所を置き、日々のメンテナンスを実施し、必要に応じて部品の交換をする等、安全に運転できるよう運営してまいります。 ヤイロチョウについては、ICレコーダーでの夜間調査により数箇所での鳴き声を確認したものとっております。本種の生態的特性を踏まえると、谷部の常緑広葉樹林や針広混交林が生息環境になっている可能性が考えられますが、本事業により改変される範囲は主に尾根部であることから、生息好適環境の改変量は少ないものと考えております。なお、今後はさらに専門家にヒアリングを実施し、本種の生息環境に着目した再予測・評価を行うことで事業による影響を検討し、その結果を評価書に記載したいと考えております。また、その結果に基づく事後調査等の対応についても、専門家の指導の下で実施してまいります。</p>
50-1	<p>[環境の保全の見地からのご意見とその理由] 1. 本事業の必要性を示すためには、地球温暖化防止に本当に役立てたかどうかの実績データをまず示すべきである：方法書への知事意見では「自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性があることを明確に示すよう述べたところであるが、それに対する事業者の見解は甚だ不十分なものであった」とあるが、依然として甚だ不十分なものである。方法書への同様の私の意見に対しても答えにならない返答を示し、無視していると言って過言ではない。実際に化石燃料を削減し得た具体的データつまり、過去20年間に青山高原で風力発電所が発電した時間帯に、四日市火力発電所あるいは川越火力発電所が削減できた化石燃料の量の数値データを具体的に示すべきである。その際に単に蒸気を逃がして対応しただけで、燃料の削減まではできていないということなら、地球温暖化防止に貢献したとは言えない。また、近くの水力発電所の出力を落としたというのでは、本末転倒である。風力発電所の発電量を単純に火力発電所の平均的化石燃料消費量に置き換えた按分か示せないままでは、地球温暖化に貢献してきて、今後も貢献するとは言えない。それに基づき、新規の風力発電所で具体的に減らしうる化石燃料の量を評価するべきである。</p>	<p>送電系統は多数の発電所や需要家から構成されているため、ある風力発電所で発電した分、他のどの発電所の出力を減らすということが1対1対応で決まっているものではありませんが、風力発電で発電した分、他の火力発電所等で消費される燃料を削減することができ、その結果CO2排出量の削減につながります。なお、NEDOが公表している「IEA Wind TCP Task 25 Factsheet」によると、風力等の変動性再生可能エネルギーに対応するために従来型電源の出力を増減することによるCO2排出量の増加は、再生可能エネルギーの増加によるCO2の全体的な削減量と比較して非常に小さいことが示されております。</p>
50-2	<p>2. 知事意見には、この場所でなくてはならない必要性を具体的に示さなくてはならない：知事意見は「本事業は、——布引山地に残された、豊かな自然環境である広大な山林を開発するものであり、特に自然環境への影響が懸念される。自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要性があることを明確にすること」すなわち「この予定地に風力発電所を取って建設することが、大きな自然破壊を上回る意義があるかどうかを示すこと」であるので、一般論での風力発電の必要性を述べるだけでは全く答えになってはいない。この場所でなくてはならない必要性を具体的に示さなくて</p>	<p>本事業では、これまでの環境影響評価の手続きで頂いたご意見を踏まえ、風車基数を大幅に減らすなど事業計画を見直し、自然環境や景観への影響の低減を図りました。国が示している「2050年カーボンニュートラル」や三重県が進める「ミッションゼロ2050みえ」の実現のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が必要と考えており、山林の維持管理や活用及び地域の活性化等の観点から、本事業に期待して頂いている地元の方々もおられます。引き続き自然環境にも配慮した計画となるように検討してまいります。</p>

表 2-1(100) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>はならないが、方法書と同様に、全く無視して依然として示されていないので示すべきである。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
50-3	<p>3. 既存の風力発電所での土砂崩れの頻発と復旧の困難さと遅延の詳細な検討を行い、防止対策を検討すべきである：既存のウインドパーク笠取、ウインドパーク美里、青山高原ウインドファームでは、土砂崩れがあまりにも多く、至る所にみられるのに、一部しか修復されていない。特に第1種特別地域を侵している法面は何度修復しても崩れており、遊歩道崩落の恐れも生じている。「後何年も土囊による仮復旧で置いておく」と説明している場所もある。まず、こうした実情を詳細に分析し、原因究明し、適切な復旧方法を立案し、それを元に新たな計画を立案するべきであるが、この準備書にはその記載が全くない。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、ご指摘のような土砂崩れ等が発生しないよう、現地の地形や地質を踏まえ、林地開発許可基準等に準拠した適切な設計・施工を行います。</p>
50-4	<p>4. 地元住民や地主に十分に土砂崩れの危険性についても説明するべきである：伊賀市市道（高良城林道）では風力発電所ウインドファーム笠取の取り付け道路に地滑りにより崩れた市道の復旧を諦め、迂回する橋を架けたが、説明会でシーテックは「市と地元と何度も協議して決めたことで、公の場ではちょっとと言えないような話もしている」と説明したが「公には言えないような話」で土砂崩れを放置してはならない。予定地は南半分が砂防指定地で北半分が土砂崩れ危険溪流でほぼ全域が保安林であり、この例のような事例が多発する可能性が高い予定地であると考えられる。</p> <p>ただの山林なら、土砂崩れがあった場合、災害復旧事業、治山事業などの公共事業や各種の補助事業が使えるが、人工的に造成した場合はそれらは一切使えず、自己責任になる。事業終了後そのまま地主に返したら、地主の自己責任になるので、小さい内に復旧しておかないと、地主と地元住民は将来たいへんな負担を強いられることになることを良く説明し、復旧費用に比べるとはるかに安価な金銭や「公には言えないような話」で一時しのぎをするべきではない。こうした教訓を踏まえて、土砂崩れ発生の場合の対応を明記し、新規事業を計画するべきである。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、ご指摘のような土砂崩れ等が発生しないよう、現地の地形や地質を踏まえ、林地開発許可基準等に準拠した適切な設計・施工を行います。また、供用時は管理用道路や風車ヤードの適切な維持管理に努め、土砂流出等の不具合を確認した場合は、事業者の責任において復旧を行います。</p>
50-5	<p>5. 過去の自社などの風車による健康被害について精査し、それに基づいた対策を講ずるべきである：自社の高知県大洞山（3,000kw、11基）などでの睡眠障害などの被害についての言及すらも全くないようでは、環境影響評価をしたとは言い難い。</p> <p>大洞山ウインドファームの直近風車から1km足らずに住む住人の証言「2018年の3月に風車が運転を始めてからズンズンという地響きがし始め、頭が痛い、夜眠れないという症状が続いた。雨戸を閉めても室内で振動が反響する。はじめは隣の家のエアコンか船の音かと思っていた。ところが、隣の人が体調を崩して亡くなって、その後に風車の音だと気づいた。風車が建つ前は風のときなど夜はとても静かだったのに、今は音がひどくて眠れない（長周新聞など）」と言った事例をはじめ、全国と世界の事例を責任を持って集め分析し、環</p>	<p>大洞山ウインドファームについては、騒音・低周波音に関する事後調査を実施しており、調査の結果、騒音・低周波音ともに基準値を下回る結果となっています。苦情等のお問い合わせについては、現地管理事務所員が個別に状況等をお伺いし、当該状況に応じた調査や対応を行っております。</p> <p>風力発電施設から発生する騒音の予測は、機器メーカーが測定した実測値を用いて予測を行っております。また、騒音の伝搬は、設置地点の周辺環境により異なると考えております。今回の予測手法は、ISO・9613-2を用いて空気吸収及び地形による回折を考慮した予測を行っております。</p> <p>なお、津市平木地区では、風力発電機から直近の住居までの距離は約1.9kmであり、全住宅が風力発電機から2km圏内に位置するわけではありません。</p>

表 2-1(101) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>境影響評価をするべきである。</p> <p>騒音、低周波音は、定格出力時にブレード先端の風切り音、特にブレードが支柱を通過する時の衝撃音を自社はじめ既存の風車で測定し、それを元に、風向、風速、地形よる反射、増幅、干渉を考慮して予測し、評価するべきである。</p> <p>シーテックのウインドパーク笠取の2,000kw機から1.3～1.5kmの伊賀市汁付地区で2010年に、住民の睡眠障害、頭痛、目眩、しんどさ、つらさなどの健康被害を起している。その実態は、当時の新聞記者、TV局のディレクターなどの職員、伊賀市環境課長と環境課の職員、県の担当職員、私が被害者から直接話を聞いており、記録も残されている。シーテックは4軒だけにエアコンと2重サッシを着けたが、そのために住民の間で厳しい対立を招いている。また、「風車のクーラーとそのカバーを主に改良して騒音を減らした」とのシーテックの説明会での説明であったが、風車騒音、低周波音の主な原因は機械音よりも、ブレードによる風切り音と、ブレードが支柱を通過する時の空気の圧縮と開放による衝撃音であるとされている。また、その音の周期が踏切の警報音などと同じ周期であるため、音自体は小さくても、人間に強い不快感を起すたとされている。そうした肝心の原因の解決が全くなされていない上、検討もされていないようである。準備書にはこうした重大な事実の記載が全くない。</p> <p>今回は4,200kwという日本ではもちろん世界的にも陸上の山間部に建てられた例が非常に少ない巨大な風車を人家からわずか0.6～1.7kmの場所に建設する計画であり、2,000kwですら被害が生じて、事業者が対応しているのに、被害が出ないという根拠がメーカーの仕様書からのシミュレーションだけでは無理である。</p> <p>特に津市平木地区は全住宅が2km圏内にあり、袋状の谷にあり、いわゆる音がこもりやすいとされている地区なので、特に慎重な予測が必要である。</p> <p>問題があれば、直ちに停止する、あるいは全戸に2重サッシとエアコンを設置し、夜間は停止するとの対処が必要となるので、そうした対策の確約の明記が必要である。</p> <p>更に日本や世界中の被害の実例を示し、それでも被害が出ないとの根拠を示して説明するべきである。</p> <p>また、相変わらず、風向、風速、地形よる反射、増幅、干渉（こだま、やまびこのこと）を考慮した予測はなされていないので、それらによる影響を予測するべきである。</p>	<p>※見解は前項に記載。</p>
50-6	<p>6. 環境省と専門家の見解は正しく解釈した上で環境影響評価を行わなくてはならない：</p> <p>準備書には「騒音、低周波音とも、周辺的生活環境への影響は小さいと考えられる」としており、事業者の多くは「風力発電の騒音で健康被害は起こさないと環境省と専門家が認めた」とし、その</p>	<p>説明会でも引用した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されな</p>

表 2-1(102) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>根拠として「風力発電施設から発生する騒音等への対応について平成 28 年 11 月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会報告書」と「風力発電施設における騒音及び超低周波音について、秋田県再エネ海域利用法に基づく協議会・能代市、三種町、男鹿市沖・由利本荘市沖、講演(町田信夫日大教授)」を挙げているが、どちらも「静穏な地域に設置されることが多いため、風車騒音レベルは比較的低くても、気になりやすい特徴がある」「騒音レベルは低いが、より耳につきやすく、わずらわしさ(アノイアンス)につながる場合がある」「睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている」などとしている。すなわち、アノイアンスが睡眠障害を引き起こし、睡眠障害は様々な疾患を引き起こし、様々な疾患の治癒を妨げることは自明の理であり、議論の必要はない。病気で入院治療を受ける場合、まず重要なことは十分な睡眠と休養をとることである。睡眠と休養を妨げるのは、病気の治癒を妨げ、病気の原因となる重大な健康被害であり、それを妨げることを容認してはならない。「睡眠障害は起こすが健康被害は起こさない」などと解釈するのは重大な間違いであり、睡眠障害こそが最も重大な健康被害であると解釈するべきである。また、「風車騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響される」「これらの特性を踏まえ、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものを定める必要がある」「騒音についての環境基準を満たしている場所においても、健康被害の苦情等の発生事例があることに留意する」「景観のような視覚的な要素や経済的利益に関する事項等も、わずらわしさ(アノイアンス)の度合いを左右する」としている。すなわち、説明会での説明のような「風力発電機による騒音や低周波による健康被害はないと環境省と専門家が認めている」「風力発電機による健康被害は起きないと保証する」ようなことは言っていないのである。つまり、「風力発電機によって健康被害は起こらないと環境省と専門家が決めたので、ガマンするべきである」などとは言っていない。このような報告や講演を曲解し、住民にガマンを強いるような環境影響評価とその説明を行ってはならない。</p> <p>この報告や講演に示されている問題点を正しく解釈して評価し、環境影響評価を行うべきである。</p>	<p>かったとされております。</p> <p>また、同指針では、風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い評価することが適当との整理が示されています。</p> <p>本事業による騒音及び低周波音の影響については、経済産業省及び三重県にて審議頂いた環境影響評価方法書に基づき、調査、予測及び評価を行った結果、騒音及び低周波音が周辺の環境に及ぼす影響は小さく、環境保全措置を講じることで、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。</p> <p>風車稼働後に苦情等があれば、まず状況をお伺いし、必要に応じて調査させていただきます。また、状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせていただきます。</p>
50-7	<p>7. 既存の風力発電所の希少動植物の保護状況を確認し、再検討するべきである：新青山建設の際にリプレース予定地にもかなりの希少植物が移植されたが、70～90%が枯死したまま放置されている。その結果と原因を良く分析し、従来の移植方法を見直し、新規事業の計画を立案すべきである。</p>	<p>重要な植物の移植手法については、それぞれの種の生態的特性に応じた適切な手法、時期、場所等の選定が必要だと考えております。事前に専門家に指導を仰ぐとともに、ご意見にあるような他多事例における移植実績も踏まえつつ、各種に適した手法を検討いたします。また、移植後には 1 年間の 事後調査を実施し、その結果を専門家に報告し、その後の対応について指導いただくことで、希少野生植物の保全に努めます。</p>
50-8	<p>8. 自然景観の状況の再検証と再検討が必要：人が</p>	<p>本事業では経ヶ峰からの景観及び経ヶ峰を望む</p>

表 2-1(103) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>風景を見る場合、写真を撮るように視野角全体を均一にとらえるのではなく、山頂や稜線、水平性など注目される対象を主にとらえるものである。特に特異な物、動く物には注目してしまうのが普通である。風車は特異な動くものであるため、景観の著しい悪化は免れない、それでも建てて良いと関係する市民の大多数の同意がない限り建設すべきではない。</p> <p>従来の景観法や景観条例には、最低限のガイドラインとして、「建造物は山の尾根線、スカイラインを越えない」「森林の樹冠を越えない」としている。風車はこれを遥かに越える建造物である。以上のように、景観を大きく破壊することは明らかであるので、関連住民の理解を得るようにし、理解が得られないのなら、計画の大幅な変更や中止を検討すべきである。</p> <p>「風力発電施設から発生する騒音等への対応について平成 28 年 11 月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会報告書」と「風力発電施設における騒音及び超低周波音について、秋田県再エネ海域利用法に基づく協議会・能代市、三種町、男鹿市沖・由利本荘市沖、講演（町田信夫日大教授）」には「景観のような視覚的な要素や経済的利益に関する事項等も、わずらわしさ（アノイアンス）の度合いを左右する」とあり、景観はアノイアンスを引き起こす重大な要因であり、軽視してはならない。</p>	<p>景観への影響に配慮し、事業計画を大幅に見直し、対象事業実施区域の縮小や風力発電機設置基数の削減を行いました。それにより、津市内から経ヶ峰を望む景観は改善されています。また、経ヶ峰からの景観につきましても、主に垂直見込角について大幅な改善を図りました。さらに、構内配電線の地中化、風力発電機の色等の配慮等の保全措置を講じる計画としています。</p>
50-9	<p>9. バードストライクの調査が必要：青山高原ウインドファームのリプレース配慮書では「バードストライクは認められていない」としているが、かつて新潟大学の中津弘先生が 2007, 2008 年に詳しい調査を実施し、日本鳥学会、県、本社に報告もされている。私もクマタカのバードストライクを確認している、非常に多くのバードストライクを確認しており、同時期に本社も調査を行っているはずなのに、「認められたことがない」などと隠ぺいしてはならない。改めて、既存の自社及び自社関連の風力発電所全域で毎日の事故死体の収集、目視観察、レーダー調査などの国際基準に添う厳密な調査を実施し、それを元に新規の計画を立案すべきである。</p>	<p>他社の公表されていない事例については把握していませんが、公表されている既存事例については可能な限り精査し、それらを参考にして事後調査におけるバードストライク調査を実施します。</p>
50-10	<p>10. 鳥類の激減の調査と解決方法の検討が必要：ヤイロチョウ、イヌワシ、クマタカなどの非常に希少な鳥類が見つかっており、サシバなどの猛禽類の渡りが多数見つかっているのに詳細な調査がされていない。</p> <p>私が日本鳥学会に発表した論文(2013)と、学会発表(2003～2019)で明らかかなように、青山高原の風力発電所で鳥類の激減を引き起こしている。これ以上国定公園とその周辺の生物多様性に影響を与えるべきではない。これ以上の激減を回避する対策を示しうる調査を実施すべきである。</p> <p>特に、クマタカ、ノスリ、ヨタカについては、風力発電所建設後、私の調査(日本鳥学会で発表)では、全く確認できなくなっており、再度の詳細</p>	<p>クマタカを含む猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成 24 年 12 月 環境省自然環境局野生生物課)に準拠し、2 営巣期を含む 20 ヶ月の調査を実施しております。クマタカについては、調査結果を踏まえ、飛行軌跡等から行動圏解析を実施し、その結果について専門家に意見をうかがい、解析結果が適切であることを確認しております。また、クマタカ、ノスリ、ヨタカ等の鳥類の重要種への影響については、生息適地の改変面積が小さいことや、事業計画の大幅な見直しにより影響の低減に努めたこと等から、事業者の実施可能な範囲で影響は低減されたものと考えていますが、不確実性の残るバードストライクや、対象事業実施区域周辺で営巣しているクマタカに</p>

表 2-1(104) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>な調査と自然復元方法を検討するべきである。 クマタカの調査は環境省のマニュアルによる最低限必要な調査期間を満たしていないのに、「事後調査で調査する」などとしてはならない。 夜行性の希少種ヨタカは青山高原では 3km 以内では全く見られなくなっており（日本鳥学会発表 2014）、今回もそうなると思われるので、代替処置を立案するべきである。 それを元に新規の計画を立案するべきである。</p>	<p>については、事後調査を行うこととしました。</p>
50-11	<p>11. 騒音、低周波音、シャドーフリッカー、乱気流の調査、予測、防止対策の近くの農地や林業施業地、自然歩道で検討をするべきである：予定地は自然歩道に隣接し、林業施業地にも隣接しているため、最も近い農地と林業施行地自然歩道で騒音、低周波音、シャドーフリッカー、乱気流の調査、予測をし、防止対策を立てるべきである。 シャドーフリッカーは日の出、日没時は非常に遠くまで影響が及ぶので、東西には更に広い範囲 20 km 程度での予測と、住民の了解を得る事が必要である。 それを元に新規の計画を立案するべきである。</p>	<p>環境影響評価は、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月 経済産業省）に基づき調査項目等を選定し実施しております。騒音、低周波音、シャドーフリッカーについては、本準備書の中で調査・予測・評価を実施しております。乱気流については、現在の環境影響評価の項目には該当しないことから、対象としておりませんが、 風力発電を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて風車設置位置の地盤状況や風条件を調査し、地震荷重や風荷重などを算出し、その荷重に耐えうる構造設計といたします。また、当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たした上で建設します。 シャドーフリッカーについては、予測の結果、年間に 30 時間を超える影がかかる住居が 0 軒、1 日 30 分を超える影がかかる住居が 0 軒であり、影響は小さいと考えられます。また、予測に当たっては、夏至、冬至、春分及び秋分を対象とした等 時間日影図を作成し準備書掲載しております。予測範囲の具体的な記載は「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和 2 年 11 月 経済産業省）にはありませんが、海外のシャドーフリッカーの予測範囲について環境省が取りまとめた資料では、デンマークでは風力発電施設から 1500～2000m、イギリスでは 900m 等となっています。本準備書では、風力発電施設から 3 km 圏内にて予測しております。</p>
50-12	<p>12. 維持管理体制について：「建設残土はほぼすべて地域外で処理する」とのことでそれでは災害復旧時や事業終了の撤去時に必要な土砂は新たに持ち込まなくてはならない。砂防指定地、土石流危険渓流と保安林が計画地で、調査でも脆い地質が確認されているので、ウインドパーク笠取などと同様、頻繁に復旧工事が必要と想定するべきで、復旧工事に土砂の確保を含めた維持管理の計画を示すべきである。</p>	<p>工事に伴い発生する掘削土等は、埋め戻しや盛土等により対象事業実施区域内で利用する計画であり、残土を地域外で処理する想定ではございません。</p>
50-13	<p>13. 事業終了後の対策、災害復旧対応について：維持管理費用特に災害復旧費用と撤去費用は事前に供託し、公開するべきである。</p>	<p>故障や事故に対しても迅速対応できるように、風車の稼働後は地元へ管理事務所を設置し、運転保守を対応します。保険にも加入し、自然災害に対する損害補償や仮に発電できなくなった場合の収入補償などをカバーできるようにします。 なお、風力発電所は永続的な風資源を利用することから、部品交換やリプレイス等で事業を継続していくことを考えています。他方で、万一、事業が継続できなくなった際に備えて、法令等に基づき撤去費の積み立ても行います。</p>

表 2-1(105) 準備書について述べられた意見の概要と事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
51-1	<p>私はこの風力発電施設計画に反対します。</p> <p>理由 工事期間と運転開始後 騒音・振動 樹木伐採などによる野鳥やこの地に守られている動植物などの生息環境に悪影響が生まれるから。 現在の美景観であるこの環境に不必要だと思うから。</p>	<p>本事業では、当地域に生息する動植物や景観に配慮して、風力発電機の設置基数を（仮称）平木阿波ウインドファーム事業では8基から6基に、（仮称）平木阿波第二ウインドファーム事業（方法書では、（仮称）津芸濃事業）では16基から3基に削減しました。</p> <p>また、本事業の実施に当たっては、施工時には改変区域の最小化や低騒音型重機の採用等を図り、供用時には、風力発電機を適切に点検・整備により性能の維持に努めることで、周辺環境への影響の低減に努めます。引き続き、環境影響に配慮しながら計画の詳細を検討してまいります。</p>

■ 日刊新聞における公告

お知らせ

環境影響評価法の規定に基づき、(一)仮称「平木阿波ウインドファーム事業及び(仮称)平木阿波第二ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書」を閲覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の所在地及び名称
 (一)名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
 (二)代表者 代表取締役社長 坂本 廣
 (三)所在地 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号 赤坂インターシティ

二、対象事業の名称、種類及び規模
 (一)名称 (仮称)平木阿波ウインドファーム事業及び(仮称)平木阿波第二ウインドファーム事業
 (二)種類 風力発電施設設置事業
 (三)規模 発電設備出力(仮称)平木阿波ウインドファーム事業 二万五千キロワット、(仮称)平木阿波第二ウインドファーム事業 一万二千六百キロワット

三、対象事業実施区域
 三重県津市及び伊賀市

四、関係地域の範囲
 三重県津市及び伊賀市

五、縦覧の場所及び期間
 (一)縦覧の場所
 津市役所 環境部環境保全課、美里総合支所、芸濃総合支所、安濃総合支所、伊賀市役所本庁舎、大山田支所(土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時)
 株式会社グリーンパワーインベストメント
 ホームページ <https://greenpower.co.jp/>
 (二)期間 令和四年五月十日(火)から令和四年六月二十三日(木)

六、意見書の提出について
 当該環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は書面に対象事業の名称、住所、氏名、意見(意見の理由を含む)を日本語で(記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に)投函くださるか、令和四年六月二十三日までに、問い合わせ先へ(郵送ください)(平日消印有効)。

七、説明会を開催する日時及び場所※新型コロナウイルス感染症予防の観点から各会場の参加可能人数を制限させていただきます。
 (一)日時 令和四年五月十八日(水) 午後七時から
 場所 津市美里文化センター(三重県津市美里町三郷五十一―二三)
 ※定員約百五十八名程度
 (二)日時 令和四年五月十九日(木) 午後二時三十分から
 場所 津市鏡林湖水荘(三重県津市芸濃町河内六百七十九番地)
 ※定員約三十五名程度
 (三)日時 令和四年五月二十日(金) 午後七時から
 場所 伊賀市大山田東体育館(三重県伊賀市猿野千三百十六)※定員約八十八名程度
 令和四年六月六日(月) 午後六時二十分から
 場所 安濃中央総合公園内体育館サブアリーナ(三重県津市安濃町山端上野八百十八)※定員約百五十名程度

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ本説明会を延期又は中止させていただく場合があります。延期又は中止の場合は事業者ホームページでお知らせいたしますので、ご来場前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

八、問合せ先
 株式会社グリーンパワーインベストメント
 津事務所
 〒五一四―二五二
 三重県津市稲葉町六百八十七
 ☎〇五九―二五二―一八三〇 担当 川口、西

<別紙 2>

準備書手続き（（仮称）平木阿波第二ウィンドファーム事業と併せて実施）

閲覧

閲覧場所

- 三重県情報公開・個人情報総合窓口（三重県栄町庁舎 1 階）
- 三重県立図書館
- 三重県環境生活部地球温暖化対策課（三重県本庁舎 8 階）
- 三重県津地域防災総合事務所環境室（三重県津庁舎 2 階）
- 三重県伊賀地域防災総合事務所環境室（三重県伊賀庁舎 3 階）

閲覧期間

令和 4 年 5 月 1 0 日（火曜日）から令和 4 年 6 月 2 3 日（木曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日、県立図書館は図書館休館日を除く）

午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで
（県立図書館は開館時間）

事業者による縦覧

縦覧場所

- 津市役所 環境部環境保全課
- 津市役所 美里総合支所
- 津市役所 芸濃総合支所
- 津市役所 安濃総合支所
- 伊賀市役所 本庁舎
- 伊賀市役所 大山田支所
- 事業者ホームページ（<https://greenpower.co.jp/>）

縦覧期間

令和 4 年 5 月 1 0 日（火曜日）から令和 4 年 6 月 2 3 日（木曜日）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

午前 9 時から午後 5 時まで

（ホームページ上では、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を含み、終日縦覧が可能です。）

意見書の提出について

縦覧場所の意見書箱に投函又は郵送

令和 4 年 6 月 2 3 日（木曜日）締切、郵送の場合は当日の消印有効

郵送送付先

〒514-1252

三重県津市稲葉町 6 8 7

株式会社グリーンパワーインベストメント

説明会

津市

- ・日時：令和 4 年 5 月 1 8 日（水曜日）午後 7 時から
- ・場所：津市美里文化センター（津市美里町三郷 5 1 番地 3）

- ・日時：令和 4 年 5 月 1 9 日（木曜日）午後 1 時 3 0 分から
- ・場所：津市錫杖湖水荘（津市芸濃町河内 6 7 9 番地）

- ・日時：令和 4 年 6 月 6 日（月曜日）午後 6 時 3 0 分から
- ・場所：安濃中央総合公園内体育館（津市安濃町田端上野 8 1 8 番地）

伊賀市

- ・日時：令和 4 年 5 月 2 0 日（金曜日）午後 7 時から
- ・場所：伊賀市大山田東体育館（伊賀市猿野 1 3 1 6）

準備書手続き（（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業と併せて実施）

閲覧

閲覧場所

- ・ 三重県情報公開・個人情報総合窓口（三重県柴町庁舎 1 階）
- ・ 三重県立図書館
- ・ 三重県環境生活部地球温暖化対策課（三重県本庁舎 8 階）
- ・ 三重県津地域防災総合事務所環境室（三重県津庁舎 2 階）
- ・ 三重県伊賀地域防災総合事務所環境室（三重県伊賀庁舎 3 階）

閲覧期間

令和 4 年 5 月 1 0 日（火曜日）から令和 4 年 6 月 2 3 日（木曜日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日、県立図書館は図書館休館日を除く）

午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで
（県立図書館は開館時間）

事業者による縦覧

縦覧場所

- ・ 津市役所 環境部環境保全課
- ・ 津市役所 美里総合支所
- ・ 津市役所 芸濃総合支所
- ・ 津市役所 安濃総合支所
- ・ 伊賀市役所 本庁舎
- ・ 伊賀市役所 大山田支所
- ・ 事業者ホームページ（<https://greenpower.co.jp/>）

縦覧期間

令和 4 年 5 月 1 0 日（火曜日）から令和 4 年 6 月 2 3 日（木曜日）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

午前 9 時から午後 5 時まで
（ホームページ上では、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を含み、終日縦覧が可能です。）

意見書の提出について

縦覧場所の意見書箱に投函又は郵送

令和 4 年 6 月 2 3 日（木曜日）締切、郵送の場合は当日の消印有効

郵送送付先

〒 5 1 4 - 1 2 5 2

三重県津市稲葉町 6 8 7

株式会社グリーンパワーインベストメント

説明会

津市

- ・ 日時：令和 4 年 5 月 1 8 日（水曜日）午後 7 時から
- ・ 場所：津市美里文化センター（津市美里町三郷 5 1 番地 3）

- ・ 日時：令和 4 年 5 月 1 9 日（木曜日）午後 1 時 3 0 分から
- ・ 場所：津市錫杖湖水荘（津市芸濃町河内 6 7 9 番地）

- ・ 日時：令和 4 年 6 月 6 日（月曜日）午後 6 時 3 0 分から
- ・ 場所：安濃中央総合公園内体育館（津市安濃町田端上野 8 1 8 番地）

伊賀市

- ・ 日時：令和 4 年 5 月 2 0 日（金曜日）午後 7 時から
- ・ 場所：伊賀市大山田東体育館（伊賀市猿野 1 3 1 6）

